

平成 14 年度
包括外部監査結果報告書

福岡市包括外部監査人
公認会計士 橋本 佑太郎

総 目 次

1.包括外部監査の概要

2.包括外部監査の結果報告書 (第一部 テーマ1)

環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する
財務事務の執行について

3.包括外部監査の結果報告書 (第二部 テーマ2)

福岡市が出資している団体のうち、財団法人 福岡市くらしの環境財団、株式会社 都市環境、株式会社 福岡クリーンエナジー及び財団法人 福岡県環境保全公社に関する出納その他の事務の執行について

4.包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書

1. 包括外部監査の概要

包括外部監査の概要

.外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び福岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

.選定した特定の事件(テーマ)

- (テーマ 1) 環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について
- (テーマ 2) 福岡市が出資している団体のうち、財団法人福岡市くらしの環境財団、株式会社都市環境、株式会社福岡クリーンエナジー及び財団法人福岡県環境保全公社に関する出納その他の事務の執行について

.特定の事件(テーマ)を選定した理由

大量生産大量消費社会の進展の結果、我々の生活は豊かになる一方でさまざまな種類の廃棄物が発生しており、これらを自然環境への負荷を軽減しながら処理していくために多額の費用を要している。また、大気汚染、水質汚濁等の環境の状況を的確に把握、解析し有効な環境保全対策を行うためにも多額の費用を要している。廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する環境局の平成 13 年度当初予算は 325 億円余に達する。

このような状況において、環境に対する市民の意識が高まる一方で、行政コストに対する問題意識も高まっており、費用対効果の視点から環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について監査することは有意義であると考えた。

また、環境局と密接な関係にある出資団体についても同時に監査の対象とする事が必要であると考えた。

上記理由から包括外部監査のテーマを選定した。

.監査の対象

- (テーマ 1) 環境局所管の全ての担当課、1.総務部、2.環境都市推進部、3.指導部、4.施設部、5.保健環境研究所を対象とした。
- (テーマ 2) 福岡市が出資している環境局所管の 4 つの外郭団体 1.財団法人福岡市くらしの環境財団、2.株式会社都市環境、3.株式会社福岡クリーンエナジー、4.財団法人福岡県環境保全公社を対象とした。

.監査対象期間

自 平成 13年 4月 1日 至 平成 14年 3月 31日

.監査の視点

- (1) 廃棄物処理行政は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って行われる。
この法律は、市町村に廃棄物の安定的かつ迅速な収集・運搬・処分を求める。
福岡市は、廃棄物処理に係る多くの業務を民間委託しているが、安定的運営を確保するために、委託先を固定してきた。
また、し尿転廃業対策という政策目的を実行するために、特定の業者に多くの業務を委託し続けてきた。
このような状況から、長年にわたる福岡市と特定の業者との契約関係について、透明性、競争性、効率性の視点から監査を実施した。
- (2) 環境局各課の業務の執行について、支出負担行為、契約事務手続、積算等が適正に実施されているか、合规性、費用対効果の視点から監査を実施した。
- (3) 環境局と密接な関係にある外郭団体について、行政及び民間との役割分担の視点から監査を実施した。

.監査実施期間

自 平成 14年 5月 31日 至 平成 15年 3月 7日

.外部監査の補助者

公認会計士	藤田 直己
同	内納 憲治
同	久保田 亮示
同	矢野 真紀
同	渋谷 博之
同	石橋 幸登
会計士補	片山 悟郎

2.包括外部監査の結果報告書（第一部 テーマ1）

環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について

第一部目次

はじめに	4
1.循環型社会構築への潮流	4
2.家庭ごみ有料化への潮流	4
3.ダイオキシン対策強化の潮流	4
4.公共事業の効率性・透明性の追求への潮流	4
5.循環型社会の形成のための法体系	2
6.廃棄物の区分と処理の実際	3
環境局の事業概要	4
1.環境局の予算と決算	4
2.ごみ事業の概要	6
2- 1.ごみの収集・搬入	6
2- 2.ごみ収集・搬入業者と委託料の年間総額	8
2- 3.ごみ処理施設等の概要	9
2- 4.平成 13 年度ごみ処理実績	13
2- 5.平成 13 年度ごみ処理費総括表	14
2- 6.平成 13 年度施設費総括表	15
3.し尿事業の概要	16
3- 1.し尿等の収集・運搬	16
3- 2.し尿等の処理・処分	16
3- 3.し尿処理施設の概要	18
3- 4.平成 13 年度し尿年間処理実績	19
3- 5.平成 13 年度し尿処理費総括表	20
4.環境監視、保全、啓発事業の概要	21
4- 1.都市環境の保全	21
4- 2.自然環境の保全	22
4- 3.地球環境問題	23
4- 4.その他の啓発事業	23
4- 5.市役所の率先実行	23
4- 6.平成 13 年度環境総務費総括表	24
4- 7.平成 13 年度環境対策費総括表	25
環境局の事業の問題点	26
1.環境局の業務委託契約の特徴	26
1- 1.地方公共団体の契約締結方法	26
1- 2.環境局の業務委託契約の特徴	26
2.ごみ事業の構造問題	28
2- 1.福岡市環境局における一般廃棄物の収集・運搬に係る委託業務	28
2- 2.特命随意契約理由の検討	29
2- 3.家庭系ごみ収集委託料の他都市比較による経済性分析	30
2- 4.ごみ事業の構造問題	33
3.し尿事業の構造問題	34
3- 1.し尿収集事業の概要	34
3- 2.し尿転廃業対策	35
3- 3.環境局と(財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境との関係と問題点	36

環境局の清掃工場におけるダイオキシン対策工事	39
1.ダイオキシン類の規制強化	39
2.規制強化への対応	40
2- 1.ダイオキシン対策工事の実施	40
2- 2.ダイオキシン類の調査研究等	40
3.実施した監査手続及び監査結果	41
環境局事業の各担当課の監査結果	43
1.総務部	43
1- 1.総務課	43
1- 2.環境啓発課	44
1- 3.家庭ごみ減量対策課	47
1- 4.東部事業所	52
1- 5.西南部事業所	54
2.環境都市推進部	56
2- 1.計画課	56
2- 2.環境調整課	58
2- 3.環境共生課	60
3.指導部	62
3- 1.業務課	62
3- 2.事業系ごみ対策課	68
3- 3.産業廃棄物指導課	70
3- 4.環境保全課	73
4.施設部	75
4- 1.施設部所管の各工場の委託業務の概要	75
4- 2.管理課	78
4- 3.工場整備課	80
4- 4.施設課	82
4- 5.中部中継所	85
4- 6.東部工場	87
4- 7.南部工場	91
4- 8.西部工場	94
4- 9.臨海工場	97
4- 10.東部埋立管理事務所	100
5.保健環境研究所	102

はじめに

1. 循環型社会構築への潮流

循環型社会基本法をはじめとする一連の廃棄物・リサイクル関連法が整備され、わが国の目指す循環型社会の方向性が打ち出され、循環型社会の形成に向けた骨格が形づくられた。

2. 家庭ごみ有料化への潮流

平成 13 年 12 月、福岡市の「循環型システム研究会」において、最終報告書がとりまとめられ、家庭ごみの有料化等を財源として「環境市民ファンド」を創設し、ごみ減量・リサイクル事業の促進に充てることにより、循環型社会を創る提案がなされ、この報告を踏まえ、平成 15 年度にごみ処理基本計画の改訂が行われる。

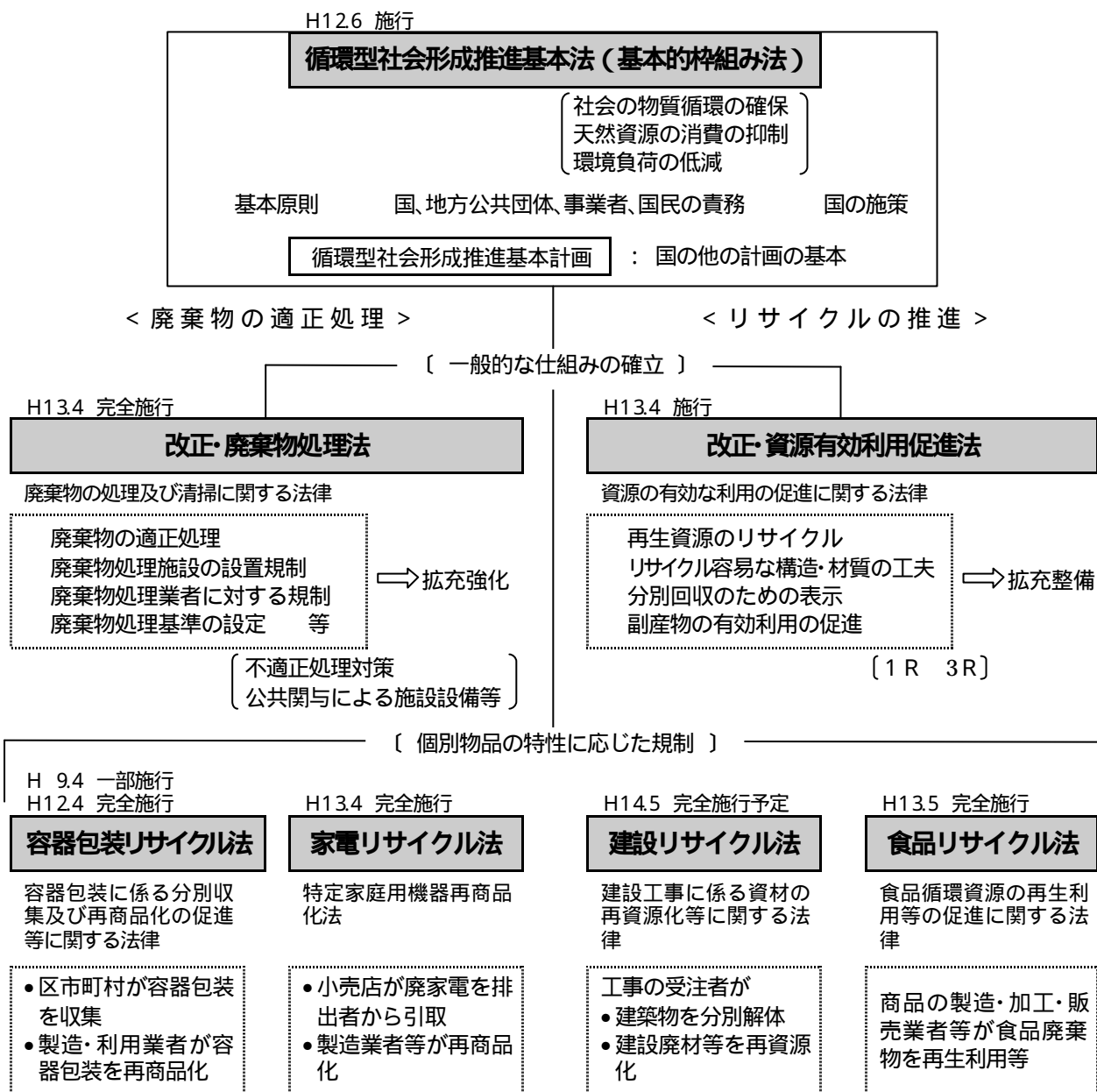
3. ダイオキシン対策強化の潮流

廃棄物処理法改正により、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の排出基準が、平成 14 年 12 月から規制強化されている。福岡市の各工場では、ダイオキシン類排出削減対策を講じるため、設備工事を実施した。

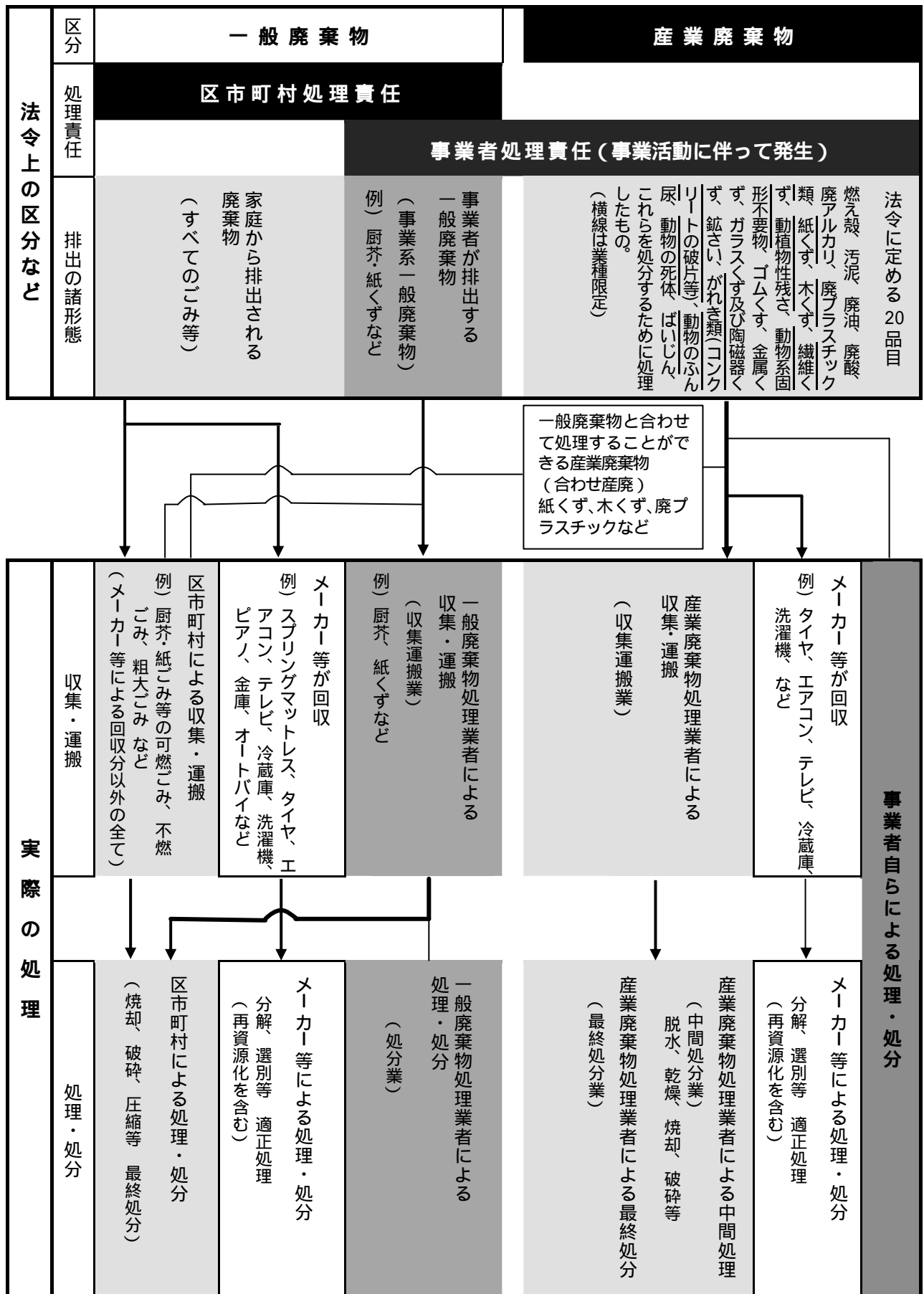
4. 公共事業の効率性・透明性の追求への潮流

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成 13 年 6 月閣議決定）では、経済社会状況の変化等により費用対効果の低下した事業を改めて見直すルールづくり、第三者による評価内容のチェックと資料・データの公開による改善が必要であること、また建設、維持、管理、運営それぞれについて、可能なものは民間に任せることを基本にすること、さらに公共事業の執行段階での競争促進、コスト縮減、電子入札などを強力に進めることが記されている。

5 . 循環型社会の形成のための法体系



6. 廃棄物の区分と処理の実際



環境局の事業概要

1. 環境局の予算と決算

(1) 環境局予算の推移

歳入

(単位 : 百万円)

年度		平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
科目	合計	41,259	50,150	53,595	31,020	30,692
	伸率 (%)	118.1	121.6	106.9	57.9	98.9
使用料及び手数料		1,652	1,735	2,409	2,749	2,830
国庫支出金		1,585	2,031	1,242	1,018	615
県支出金		3	3	133	3	15
財産収入		1	1	14	3	9
寄付金		0	0	0	0	0
諸収入		2,438	2,681	2,898	2,858	2,689
市債		12,409	21,131	20,656	2,479	1,669
一般財源		23,169	22,567	26,240	21,910	22,861

歳出

(単位 : 百万円)

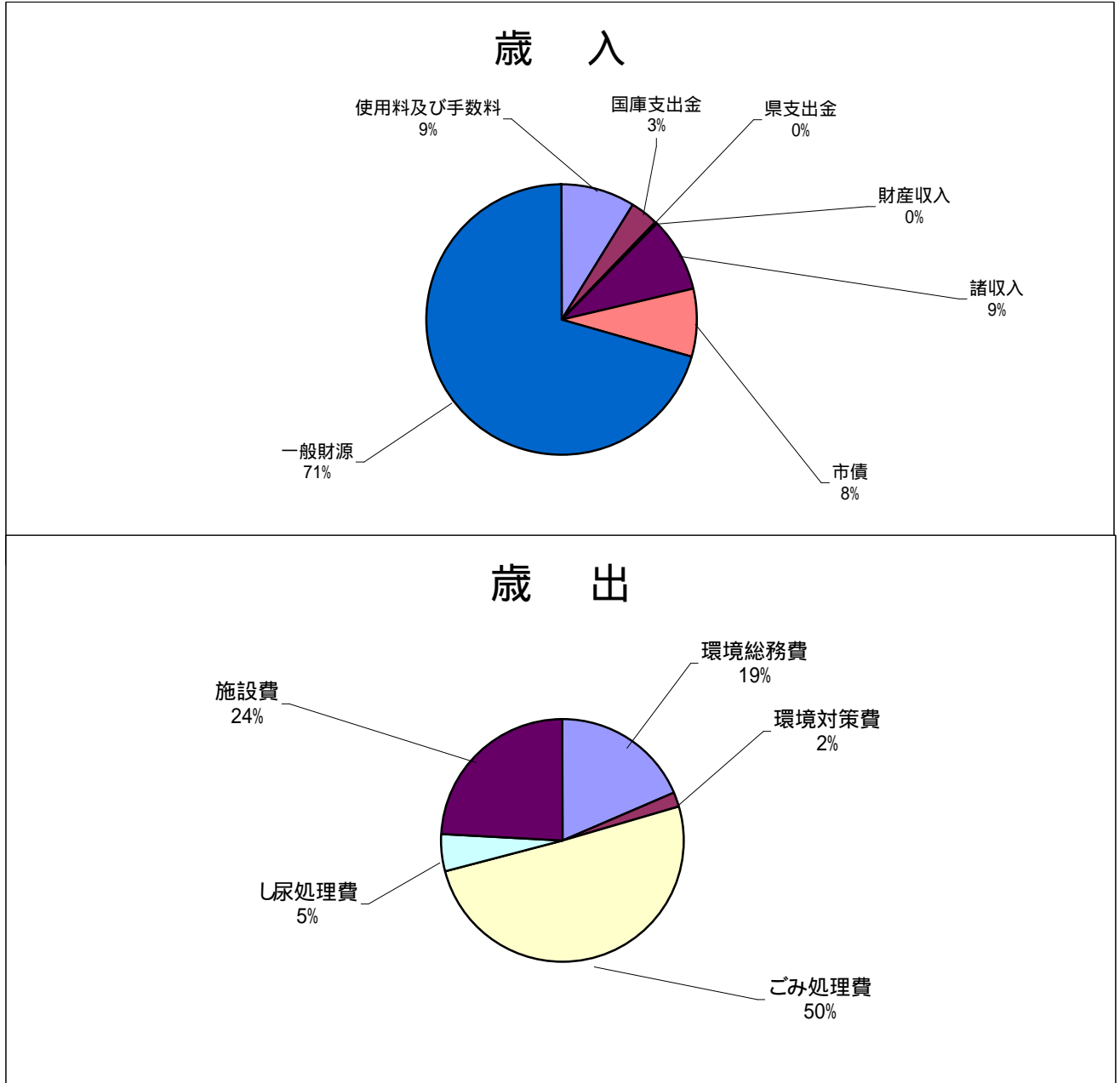
年度		平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
科目		平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
一般会計		747,493	756,950	718,420	721,638	722,803
環境局所管合計		41,259	50,150	53,595	31,020	30,692
内訳	環境総務費	4,654	4,860	5,881	5,792	5,971
	環境対策費	300	289	710	619	757
	ごみ処理費	15,305	15,286	15,603	15,520	16,250
	し尿処理費	2,229	2,075	1,917	1,577	1,499
	施設費	18,767	27,583	29,482	7,512	6,213
	災害復旧費	0	54	0	0	0
	諸支出費	0	0	0	0	0
一般会計に占める割合 (%)		5.5	6.6	7.5	4.6	4.2
市民 1 人当りの経費 (単位 : 円)	一般会計	566	569	535	532	533
	環境費	31	37	39	22	22
1 世帯当りの経費 (単位 : 円)	一般会計	1,293	1,289	1,198	1,181	1,181
	環境費	71	85	89	50	50
人口 (千人)		1,320	1,329	1,341	1,354	1,354
世帯数 (千世帯)		577	586	599	610	611

(注) 1. 平成 10 年度から平成 13 年度までは決算額、平成 14 年度については当初予算額である。

2. 人口及び世帯数は各年 10 月 1 日現在の推計人口。ただし、平成 14 年度は 4 月 1 日の推計人口による。

3. 平成 12 年度から保健環境研究所経費 (保健福祉局から移管) を含む。

(2)平成13年度環境局歳入 歳出の内訳



歳入の内訳 (単位:百万円)	
科目	決算額
使用料及び手数料	2,749
国庫支出金	1,018
県支出金	3
財産収入	3
諸収入	2,858
市債	2,479
一般財源	21,910
歳入計	31,020

歳出の内訳 (単位:百万円)	
科目	決算額
環境総務費	5,792
環境対策費	619
ごみ処理費	15,520
し尿処理費	1,577
施設費	7,512
歳出計	31,020

2. ごみ事業の概要

2-1. ごみの収集 搬入

(1) 家庭系廃棄物

ア. 可燃性ごみ

一般家庭から排出される台所のごみなどの可燃性ごみは、半透明の指定袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、131台(14業者)の委託収集車で夜間収集している。

イ. 不燃性ごみ

一般家庭から排出される缶などの不燃性ごみは、透明の指定袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、21台(3業者)の委託収集車で夜間収集している。

ウ. 粗大ごみ

一般家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話で粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券(有料)を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出している。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障害者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス(有料)を実施している。

収集車は、可燃性粗大ごみ収集用、不燃性粗大ごみ収集用及びリサイクル品 破砕処理困難物収集用に分類されており、計19台の委託収集車で昼間収集を行っている。

エ. 空きびん・ペットボトル

一般家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、透明の指定袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、20台(3業者)の委託収集車で夜間収集している。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者に引き渡している。

(2) 事業系廃棄物

ア. 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみの排出は、推奨袋(可燃用・不燃用)によることとし、市長が許可した一般廃棄物処理業者13業者の収集車116台で夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物で、事業者が自ら市の処理場等へ搬入する以外のものは、市長が許可した産業廃棄物収集運搬業者1,514業者によって収集されている。

イ. 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみは、収集車15台で、古紙及び空きびんなどの資源物は、資源収集車3台でそれぞれ市の直営により昼間収集している。

(3) 公共系廃棄物

ア . 道路清掃等

昭和 42 年 7 月から、市内主要幹線道路については、(株)環境開発に委託し、ロードスイーパー 1 台により道路清掃を開始した。その後、道路清掃範囲の拡大に伴い、平成 10 年 10 月から主要幹線道路の一部路線 (道路清掃区域 西公園下 ~ 港町)ほか 31 路線)については(財)福岡市くらしの環境財団に清掃を委託した。平成 13 年 4 月現在ロードスイーパー 11 台、路線延長は 331.25 kmとなっている。

なお、ロードスイーパーによる清掃が困難な工場周辺については、昭和 47 年からダンプ車及び人力による清掃を委託業者 2 社により実施し、平成 13 年 4 月現在 4 台、路線延長は 88.7 kmとなっている。

また、市街地の美化を図るため、都市部を中心に屑かご 吸いながら入れを設置し、毎日または週 2 ~ 3 回の清掃を 15 社に委託している。

イ . 河川清掃

昭和 30 年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃 (委託)を実施しており、平成 13 年 4 月現在清掃船 3 隻で、市街地を流れる那珂川 2.5 km (那の津大橋 ~ 柳橋)、御笠川 1.5 km (千鳥橋 ~ 緑橋)、博多川 1.3 km (中島公園 ~ 清流公園)の 3 河川 5.3 km について月に 25 日満潮時に巡回清掃を行っている。

ウ . 堆積ごみ (不法投棄ごみ等)

清掃パトロールカーによる随時パトロール及び各校区 町の環境推進委員による地域監視を行うとともに、警察等関係機関と連携を密にして不法投棄の防止、指導に努めている。また、昭和 57 年から「不法投棄通報制度」を発足させ、市民の協力による監視体制の強化を図っている。さらに平成 13 年 4 月から、家電リサイクル法の施行に伴い委託 (委託業者 1 社)による夜間のパトロールを実施している。

不法投棄された投棄者不明ごみについては、直営及び委託業者により処理している。なお、昭和 53 年度から堆積ごみの迅速な処理を行うため、直営に機動処理班 (東部事業所 1 班、西南部事業所 2 班)を設置している。

エ . 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは 1 体 1,000 円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、本市負担により委託収集している。

(4) 自己搬入ごみ

引越しごみや市の条例で定める産業廃棄物 (一般廃棄物と併せて処分することを必要と認め、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内の規則で定める産業廃棄物)で、市民や事業者自ら直接搬入するごみ、また事業者が産業廃棄物収集運搬業者に運搬を依頼し、直接工場や埋立場に持ち込まれているごみを受け入れている。

(5) 市外搬入ごみ

廃棄物の処理などで相互協力関係にある自治体について、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和 40 年 11 月から可燃性ごみ、昭和 63 年 4 月から不燃性ごみの処理受託

那珂川町 昭和 47 年 7 月から可燃性ごみ、昭和 53 年 8 月から不燃性ごみの処理受託

春日市 昭和 55 年 4 月から可燃性ごみの処理受託

2-2. ごみ収集 搬入業者と委託料の年間総額

(単位 :千円)

ごみの種類等		業者名	委託料総額
家庭系 廃棄物	可燃性ごみ	(有)東和工業、(有)上野組、(有)岩本商会、(有)森山組、(株)香住産業、(有)大楠組、(株)川鍋組、(株)林商会、(株)西日本公栄産業、(株)石橋商会、(有)山広商会、(有)広栄商会、(有)森山商会、(財)福岡市くらしの環境財団	6,418,691
	不燃性ごみ	福岡環境整備(株)、(株)エフ・ケイ・ケイ、(財)福岡市くらしの環境財団	811,875
	粗大ごみ (持ち出しサービスを含む)	福岡環境整備(株)、(株)エフ・ケイ・ケイ、(財)福岡市くらしの環境財団	561,769
	空びん・ペット ボトル	福岡環境整備(株)、(株)エフ・ケイ・ケイ、(財)福岡市くらしの環境財団	758,359
事業系 廃棄物	可燃性ごみ 不燃性ごみ	(有)メンテナンス博多、(有)クリーン開発、(有)博東産業、(有)福岡ダストサービス、(株)福岡興発、(有)福博清掃、(有)七福商会、(株)協和産業、(有)昭和産業、(有)昭南開発、(株)エイコー、(有)上野商会、(財)福岡市くらしの環境財団	/
公共系 廃棄物	堆積ごみ	(有)東和工業、(有)上野組、(有)岩本商会、(有)森山組、(株)香住産業、(有)大楠組、(株)川鍋組、(株)林商会、(株)西日本公栄産業、(株)石橋商会、(有)山広商会、(有)広栄商会、(有)森山商会、(株)環境開発、福岡環境整備(株)、(株)エフ・ケイ・ケイ、(財)福岡市くらしの環境財団、(有)メンテナンス博多、(有)クリーン開発、(有)博東産業、(有)福岡ダストサービス、(株)福岡興発、(有)福博清掃、(有)七福商会、(株)協和産業、(有)昭和産業、(有)昭南開発、(株)エイコー、(有)上野商会	18,558
	道路清掃	(株)環境開発、(財)福岡市くらしの環境財団	1,095,939
	街路清掃	(株)都市環境	156,099
	屑かご 吸いが ら入れ清掃	(有)東和工業、(有)上野組、(有)岩本商会、(有)森山組、(株)香住産業、(有)大楠組、(株)川鍋組、(株)林商会、(株)西日本公栄産業、(株)石橋商会、(有)山広商会、(有)広栄商会、(有)森山商会、(財)福岡市くらしの環境財団、(株)環境開発	70,113
	河川清掃	(有)カンダ	69,829

2-3. 2. 3 . ごみ処理施設等の概要

(1)工場

区分	東部工場	東部第2工場	南部工場
所在地	福岡市東区蒲田5-11-1	同左	春日市大字下白水104-5
敷地面積	約90,000㎡	東部工場敷地内	約95,000㎡
建築面積	10,057㎡	2,764㎡	10,313㎡
延床面積	20,529㎡	5,336㎡	25,333㎡
竣工	昭和51年10月	平成2年7月	昭和56年3月
焼却炉型式	連続運転式ストーカ炉	連続運転式流動床炉	連続運転式ストーカ炉
規模	600t/日(300t/日×2基)	200t/日(200t/日×1基)	600t/日(300t/日×2基)
排ガス処理	活性炭吹込+電気式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄	活性炭・消石灰吹込+電気式集じん	無触媒脱硝 電気式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 活性炭吹込+ろ過式集じん
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式	廃熱ボイラ方式 間接空気冷却方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式
煙突	外筒RC造、内筒鋼板製高さ80m、一筒形	外筒RC造、内筒鋼板製高さ59m	外筒RC造、内筒鋼板製高さ80m、集合煙突方式
熱利用	所内給湯冷暖房 自家発電(3,000kw) 東部余熱利用センターへ電力・熱供給 余剰電力は売電	所内給湯 自家発電(980kw)	所内給湯冷暖房 自家発電(5,000kw) 余剰電力は売電

区分	西部工場	臨海工場
所在地	福岡市西区大字拾六町1191	福岡市東区箱崎ふ頭4-35
敷地面積	約143,500㎡	約97,700㎡
建築面積	12,357㎡	21,901㎡
延床面積	27,122㎡	53,004㎡
竣工	平成4年3月	平成13年3月
焼却炉型式	連続運転式ストーカ炉	連続運転式ストーカ炉
規模	750t/日(250t/日×3基)	900t/日(300t/日×3基)
排ガス処理	無触媒脱硝 電気式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 活性炭吹込+ろ過式集じん	無触媒脱硝 消石灰吹込+ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式
煙突	外筒RC造、内筒鋼板製高さ80m、集合煙突方式	外筒RC造、内筒鋼板製高さ80m、集合煙突方式
熱利用	所内給湯冷暖房 自家発電(10,000kw) 総合西市民プールへ電力供給 老人福祉センター「福寿園」へ電力・熱供給 余剰電力は売電	所内給湯冷暖房 自家発電(25,000kw) 温海水健康増進施設「タラソ福岡」へ電力供給 余剰電力は売電

(2)不燃性ごみ破碎選別処理施設

区 分	東部資源化センター	西部資源化センター
所 在 地	福岡市東区蒲田 5-11-1	福岡市西区大字拾六町 1191
敷 地 面 積	約 36,000 m ²	西部工場敷地内
延 床 面 積	約 5,800 m ²	約 8,500 m ²
竣 工	昭和 61 年 9 月	平成 6 年 7 月
処 理 能 力	250t/日 (125t/5h×2 系列)	200t/日 (100t/5h×2 系列)
施設の概要	不燃性ごみを破碎し、有価物(鉄・アルミ)、可燃物及び不燃物に選別する	

ただし1 系列は改良工事中である。

(3)最終処分場

区 分	東部(伏谷)埋立場	西部(中田)埋立場	
所在地	粕屋郡久山町大字山田	福岡市西区今津	
面積(埋立許容量)	約 644,000 m ² (約 340 万 t)	約 380,000 m ² (約 238 万 t)	
平成 14 年 3 月までの埋立量	1,640,655t	311,572t	
浸出水処理施設	敷地面積	17,000 m ²	13,000 m ²
	処理方法 (放流先)	生物処理+物理化学処理 (東部水処理センターへ)	生物処理+物理化学処理 (瑞梅寺川)
	処理能力	1,600m ³ /日	2,800m ³ /日
管理事務所	東部埋立管理事務所	西部埋立管理事務所	

(4)緑のリサイクルセンター

所 在 地	福岡市東区蒲田 5 - 14 - 2
敷 地 面 積	約 30,000 m ² (プラント棟 500 m ²)
竣 工	平成 8 年 2 月
処 理 方 式	破碎野積み発酵方式
処 理 能 力	25 t/日 (破碎機 25 t/5h×1 基)
処 理 対 象 物	せん定樹木

(5)廃油中継所

所 在 地	福岡市博多区沖浜町 3 - 43 地先
敷 地 面 積	734.87 m ²
竣 工	昭和 49 年 7 月
施設概要	事業者が搬入した廃油を一時集積して保管し、処理場まで運搬するための中継 受入タンク(1.95 k)×1 基、貯留タンク (35 kl)×3 基

(6)離島処理施設

区 分	玄界島焼却場	小呂島生ごみ処理
所 在 地	福岡市西区大字玄界島 744 - 3	福岡市西区小呂島字神の下 63 - 1
敷 地 面 積	約 207 m ²	約 250 m ²
竣 工	平成 8 年 3 月	平成 13 年 3 月
処 理 能 力	2 t/8 h	30Kg/日
処 理 方 式	間欠運転式	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)

(7)びん・ペットボトル中継保管施設

所 在 地	福岡市東区蒲田 5 - 14 - 2
敷 地 面 積	約 3,000 m ²
建 築 面 積	886.43 m ²
竣 工	平成 12 年 3 月
保 管 容 量	341 m ²
施 設 概 要	ガラスびん及びペットボトルの分別収集を実施するためのストックヤード

(8)車両 (平成 14 年 4 月 1 日)

ごみ収集車

区分	計	パッカー車		4輪ダンプ	クレーン ダンプ	トラック等	業者数
		中型 (2 超)	小型 (2 以下)				
計	327	217	74	17	3	16	30
直 営	18	12	0	-	3	3	-
委 託	可燃ごみ収集	131	98	33	-	-	14
	不燃ごみ収集	21	14	7	-	-	3
	粗大ごみ収集	19	0	12	-	-	7
	空きびん・ペ ットボトル収集	21	14	7	-	-	3
許 可	117	79	15	17	-	6	13

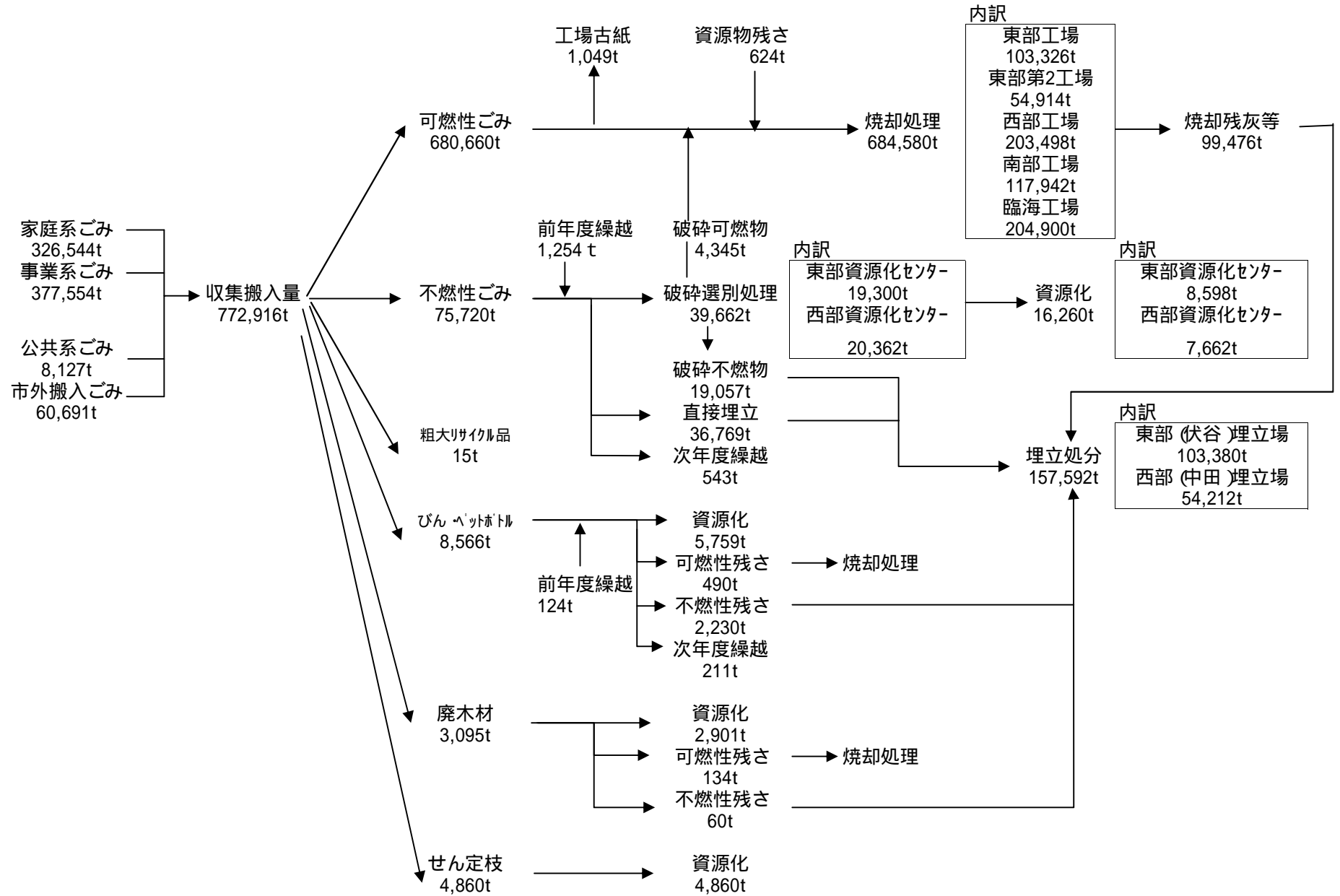
不燃ごみ、粗大ごみ及び空きびん・ペットボトルの収集業者は同一業者である。

その他

区分	計	ダンプ車	ロードスライパー	散水車	トラック	清掃船	ブルドーザー	ショベル	コンパクター	バックホウ	普通乗用車	フォークリフト	ホイールローダー
道路・街路・屑かご清掃(委託)	44 (5)	18 (3)	13 (2)	9	-	-	-	-	-	4	-	-	-
河川清掃(委託)	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
犬猫等の死体収集(委託)	4 (1)	-	-	-	4 (1)	-	-	-	-	-	-	-	-
民間協力店資源回収(委託)	3	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-
工場焼却灰運搬(委託) 破碎不燃物及び副産塩運搬を含む	23 (2)	21 (2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
埋立処分場管理(委託)	12	2	-	2	2	-	2	2	2	-	-	-	-
緑のリサイクル運転	10	2	-	2	1	-	-	3	-	-	1	-	1
びん・ペット中継保管	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1

()内数字は予備車であり内数である。

2-4.平成13年度ごみ処理実績



2-5.平成13年度ごみ処理費総括表

(単位:千円、千円未満切り捨て)

事業名 費目	13年度決算値	委託料	粗大ごみ収集 経費	資源物回収経費	フロンガス 回収	緑のリサイクル	家電リサイクル 経費	ごみ終末処理経 費	産廃指導等 経費	福岡市環境 事業協会等 補助金	その他の経費
報酬	52,649							44,056	5,670		2,923
共済費	11,961							9,357	1,678		926
賃金	21,620							18,193	98		3,328
報償費	171								171		
費用弁償	62							13	49		
普通旅費	4,433				12			69	27		4,324
印刷消耗品費	819,849		3,071			4,368	463	782,402	1,558		27,985
被服費	2,051					13		1,489	9		538
光熱水費	649,352					6,062		642,140			1,148
食糧費	308							308			
修繕料	1,590			187				253			1,148
役務費	12,744				118		2,514	3,613	5,667		830
委託料	13,884,712	8,709,015	654,862	1,098,145	6,805	112,612	33,667	3,180,741	4,074		84,788
借損料	11,312			247				5,798	356		4,908
機械器具等	12,173			2,554		73		5,862	78		3,604
自動車	-										
清掃工場関係協会等負担金	4,994							4,994			
施設管理費等負担金	5,787							5,787			
電波利用負担金	19							19			
福岡市環境事業協会等補助金	2,727									2,727	
ごみ収集補助金	21,683									21,683	
諸会議費負担金	7										7
補償補填及び賠償金	116	116									
歳出合計	15,520,329	8,709,132	657,933	1,101,135	6,936	123,130	36,644	4,705,102	19,438	24,410	136,463
ごみ処理手数料	2,487,792		114,173			84,112		2,289,506			
河川清掃費補助金	3,000	3,000									
物品売払収入	450				450						
健康介護保険料	1,833							1,526	203		103
雇用保険料収入	254							181	35		37
厚生年金保険料収入	2,360							1,621	489		249
ごみ処理事務受託収入	1,107,522					1,588		1,105,933			
私用電話通話料	93							93			
違約金及び延納利息	8,500							8,500			
工場発電電力収入	790,947							790,947			
資源有価物売払収入	89,504			580		4,642		84,280			
その他の雑入	3,942				66			3,876			
歳入合計	4,496,200	3,000	114,173	580	516	90,344	-	4,286,467	727	-	391

(千円未満は切り捨てているため、合計が一致しない)

2-6.平成13年度施設費総括表

(単位:千円)

事業名 費目	13年度決算値	臨海工場建設	東部工場建替	工場等整備費	ごみ埋立場整備費	その他の施設整備費	施設維持管理費	その他の経費
報酬	11,813		3,379		6,202			2,232
共済費	3,733	24	1,078	40	2,579			10
賃金	13,622	1,554	905	2,591	7,875			695
報償費	-							
費用弁償	211		26		9			175
普通旅費	7,612	1,926	476	2,194	2,694		222	97
印刷消耗品費	6,515	991	583	519	3,385		703	333
被服費	-							
食糧費	497		73		423			
修繕料	1,518,319						1,518,319	
役務費	927		78		130		719	
委託料	822,831	5,355	10,792	39,217	84,636	731	644,868	37,228
土地家屋借上料	195						195	
自動車借上料	1,136	277	155	65	638			
借損料	22,494		53		2,262		11,754	8,423
工事請負費	4,465,721	352,180	105,262	3,223,407	758,849	25,339	682	
原材料費	187,210						187,210	
公有財産購入費	136,229		136,229					
機械器具等	1,710	1,710						
小呂便槽設置費補助金	-							
諸会議費負担金	-							
工事費負担金	311,541		311,541					
補償補填及び賠償金	-							
歳出合計	7,512,325	364,021	570,637	3,268,034	869,687	26,071	2,364,676	49,196
環境施設使用料	1,931						1,931	
国庫補助金	985,552			917,312	68,240			
土地建物売払収入	-							
物品売払収入	150						150	
健康保険料	455		135		319			
雇用保険料収入	130	9	25	15	75			4
厚生年金保険料収入	971		293		677			
その他の雑入	1,812	21			250		1,540	
市債	2,479,000	286,000		1,936,000	257,000			
歳入合計	3,470,004	286,030	455	2,853,327	326,562	-	3,623	4

(千円未満は切り捨てているため、合計が一致しない)

3.し尿事業の概要

3-1.し尿等の収集 運搬

(1) し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、16台(玄界島及び小呂島各1台分を含む。)の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみ取りを(財)福岡市くらしの環境財団、(株)都市環境及びし尿収集業者2社(玄界島及び小呂島)に委託している。

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者(平成14年4月1日現在、3業者、車両14台)が浄化槽を清掃する際に収集している。

(3) 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、平成14年4月1日現在では、那珂川町、篠栗町、新宮町及び久山町の合計4町について受託している。

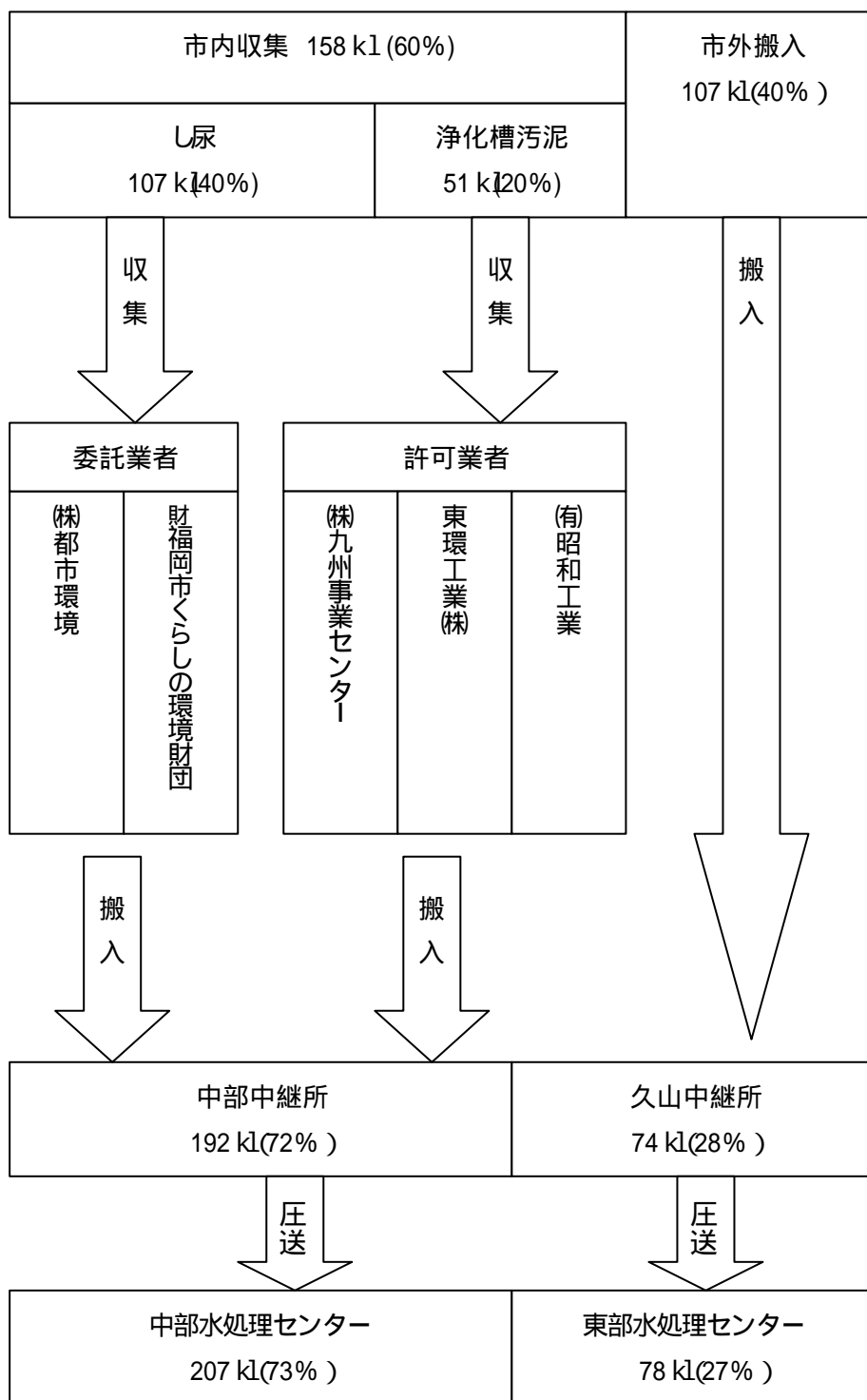
3-2.し尿等の処理 処分

平成13年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約2%、21,799人(平成13年度末)で、その収集日量は109kℓ(以下量は「日量」)である。

総要処理量は、市内収集分109kℓ、浄化槽汚泥51kℓ、し尿処理を受託している市外搬入分107kℓ、し尿中継所の洗浄水19kℓとあわせて286kℓとなる。

平成13年度から処理 処分については、全量286kℓを水処理センターへの圧送等により陸上処理している。なお、従来行われていた海洋投入による処分は、平成12年度末で廃止している。

処理区分別処理 処分量 (平成 13 年度日量処理実績、玄界島・小呂島分を除く)



(注)水処理センターの処理量は、洗浄水 19 k が増加している。

3-3. し尿処理施設の概要

(1) し尿中継施設

区分	中部中継所	久山中継所
所在地	福岡市中央区那の津 2-11-3	粕屋郡久山町大字久原 3025 - 61
敷地面積 (延床面積)	9,339 m ² (4,678 m ²)	6,377 m ² (2,049 m ²)
竣工	昭和 63 年 3 月	昭和 51 年 3 月
貯留能力 (圧送能力)	1,000 kl(250 kl日)	500 kl(200 kl日)
処理フロー	投入槽 (100m ³ × 2 槽) 破砕ポンプ 貯留槽 (500m ³ × 2 槽) ドラムスクリーン し渣脱水 東部工場 (焼却) 貯留槽 (250m ³ × 1 槽) 中部水処理センター	投入槽 (50m ³ × 2 槽) 破砕ポンプ ドラムスクリーン し渣脱水 東部工場 (焼却) 貯留槽 (250m ³ × 2 槽) 東部水処理センター

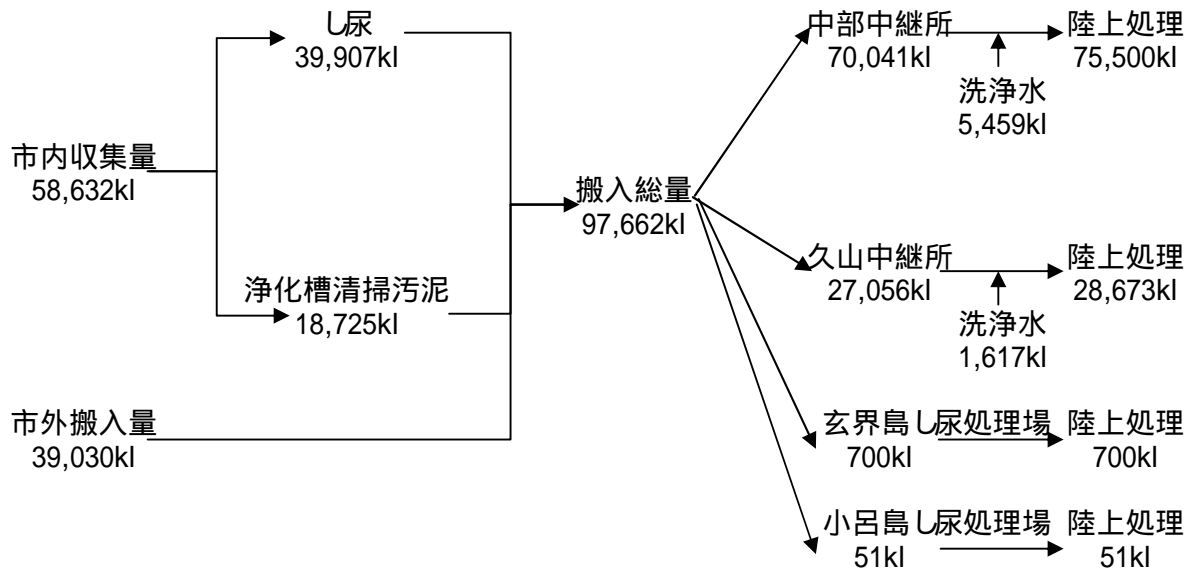
(2) し尿処理場

区分	玄界島し尿処理場	小呂島し尿処理場
所在地	福岡市西区大字玄界島 287	福岡市西区小呂島 306 - 2
敷地面積	525 m ²	122.2 m ² (借地)
竣工	昭和 49 年 3 月(平成 2 年 2 月改造)	平成 6 年 3 月
処理能力 (処理方式)	3kl/日 (標準脱窒素方式)	1kl/日 (真空乾燥+焼却方式)
施設の概要	し尿中のきょう雑物を除去した後、微生物の働きにより、汚れを酸化分解して浄化する。	し尿を破砕ポンプで破砕し、真空乾燥機で乾物と水分に分離した後、焼却炉にて焼却処理する。

(3) し尿収集車 (平成 14 年 4 月 1 日)

区分	計	ポンプ車				業者数	
		大型 (4.5kl 以上)	中型 (3.3 ~ 3.7kl)	小型			
				2.95kl	1.8kl		
合計	26	5	10	1	10	5	
普通収集 委託	(財)福岡市くらしの環境財団	4	-	2	-	2	1
	(株)都市環境	8	-	3	-	5	1
	計	12	-	5	-	7	2
浄化槽清掃 (許可)	14	5	5	1	3	3	

3-4.平成13年度し尿年間処理実績



3- 5.平成13年度し尿処理費総括表

(単位:千円)

事業名 費目	13年度決算値	し尿収集委託料	手数料 徴収委託料	し尿終末処理経費	その他の経費
普通旅費	161			132	28
印刷消耗品費	30,569			29,980	588
被服費	153			153	
光熱水費	57,855			57,855	
食糧費	17			17	
修繕料	-				
役務費	695			686	9
委託料	1,178,577	743,290	127,782	307,503	
自動車借上料	-				
借損料	814			814	
備品購入費	417			417	
し尿処理費負担金	306,596			306,596	
小呂島便槽維持費補助金	918				918
歳出合計	1,576,776	743,290	127,782	704,158	1,544
し尿処理手数料	222,825	222,825			
し尿処理事務受託収入	368,649			368,649	
私用電話通話料	8			8	
歳入合計	591,483	222,825	-	368,657	-

(千円未満は切り捨てているため、合計が一致しない)

4.環境監視、保全、啓発事業の概要

4-1.都市環境の保全

市民の健康と生活環境を守るため、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害防止に関して「環境目標」を設け、その達成・維持に向けて発生源に対する監視・指導等防止対策の推進に努めている。また、環境監視体制の整備を進め、自動測定局及び環境監視センターでの常時監視、公共用水域の定期監視等による現況の把握・解析を行っている。

(1) 大気環境の保全

大気汚染物質(二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、一酸化炭素及びこれらの物質の光化学反応によって生成する光化学オキシダント等)について自動測定局により常時監視を行っている。また、自動車交通公害の防止については、自動車を取り巻く環境の変化に対応するため、平成4年度に策定した「福岡市自動車交通公害防止計画」を改訂し、平成14年4月に「第二次福岡市自動車交通公害防止計画」を策定している。

(2) 水環境の保全

公共用水域の水質保全のため、河川や博多湾については、水質汚濁防止法に基づき水質調査を実施している。工場・事業場については、立入検査等により排出水の基準適合状況を把握し、監視・指導を行うとともに生活雑排水対策を推進している。

また、下水道の整備を促進するとともに、下水処理において燐除去を行う高度処理を導入するなど各種対策を実施している。さらに、広域的な視点から、長期的・総合的な水質保全対策を進めるため、平成10年3月に策定した「博多湾水質保全計画」を推進することにより博多湾の水質保全に努めている。

その他、地下水の水質の常時監視等を実施している。

(3) 音環境の保全

工場・事業場、建設作業による騒音・振動については、立入検査を実施し、必要に応じて改善の指導を行っている。

自動車による騒音・振動については、交通量が多い幹線道路を中心とした道路・沿道において定期的に測定を行うとともに、「第二次福岡市自動車交通公害防止計画」に基づき、道路・沿道等対策を総合的に推進している。

新幹線による騒音・振動については軌道沿線において、航空機による騒音については空港周辺において、定期的に測定を行い、監視を続けている。

(4) におい環境の保全

悪臭の発生源となる事業場については、悪臭防止法に基づき立入検査を実施し、必要に応じて改善の指導を行っている。また、同法指定の22物質以外でも苦情が発生することがあるため、嗅覚を用いる測定を取り入れた「福岡市悪臭対策指導要綱」を策定し、事業場を指導している。

(5) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の調査については、平成 12 年 1 月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき常時監視を行っている。平成 13 年度は環境大気 7 地点、水質 17 地点、底質 17 地点、土壌 28 地点及び地下水 7 地点で調査を実施した。

また、同法の規制対象となる一定規模以上の廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する工場・事業場の監視・指導を行っている。

(6) 苦情相談

平成 13 年度の苦情処理件数は、大気汚染 260 件、悪臭 173 件、騒音 170 件、水質汚濁 85 件、振動 13 件、その他 4 件である。

4- 2. 自然環境の保全

市民の貴重な財産としての自然環境を今後とも次の世代に引き継ぐことができるよう保全に努めるとともに、適正な利用を図っていくため、「福岡市環境基本計画」で環境像や長期目標、環境目標を定め、「福岡市環境配慮指針」で具体的な配慮事項を示し、人と自然との共生を目指し諸施策を推進している。

(1) 人と自然との共生を目指す環境目標の設定

(2) 自然環境保全に対する諸施策

ア．法制度による地域指定等

天然記念物、保安林、鳥獣保護区、風致地区、緑地保全地区、自然公園地域等の指定が行われている。

イ．緑の回復

市街地の樹林地などの自然地は積極的に保護・育成し、復元するなど、自然のもつ機能の回復に努める。市域周辺の自然を河川・海岸線・緑道で相互につなぎ、緑のネットワーク化を図り、緑豊かな都市環境の形成に努めている。

ウ．開発行為の規制等

開発行為に伴う事前審査等について、福岡市都市計画法施行細則に基づく事前調整等を行い、必要な意見を述べている。

エ．自然環境調査等

環境の変化に対応した対策の検討、開発事業の指導等に資するため、貴重種動植物の分布調査等を実施しているほか、カブトガニの生息環境の保全及び生息調査を実施している。また、自然環境 PR 誌「自然環境シリーズ 1～ 6」やリーフレット「ふくおかの生きもの」を作成し、啓発に努めている。

オ．ヒナモロコの保全事業

ヒナモロコの保全を目的とし、平成 4 年度から人工飼育を行い、種の保存を図っている。

4-3.地球環境問題

(1) 地球温暖化対策

「ふくおか2010アクションプラン(第二次福岡市地球温暖化対策地域推進計画)」(平成13年3月策定)に基づき、市民・民間団体・事業者・行政が一体となり、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入、緑化の推進などの地球温暖化防止に向けた対策を実施している。

(2) オゾン層保護対策

オゾン層保護のため、市民、事業者に対しては、パンフレットやリーフレット等によりオゾン層保護の啓発に努めるとともに、中小企業者による脱フロン化のための設備切り替えや回収装置の導入に公害防止資金融資を適用している。

また、フロン類の回収・処理の推進については、「福岡県フロン回収処理推進協議会」・九州地域フロン回収処理推進連絡会議」に参加し、検討・協議を行っている。

(3) 低公害車の普及

第二次福岡市自動車交通公害防止計画」や「福岡市グリーン購入ガイドライン」に基づき、低公害車の計画的な導入に努めており、平成14年3月末現在、天然ガス車30台、ハイブリット車4台、低燃費かつ超・低排出ガス車2台を導入している。

また、関係行政機関、関係団体・企業で構成する「福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会」において情報の収集・提供等の連携を図り、普及促進策を検討するとともに、中小企業者に対する支援策として「低公害車買替等資金融資制度」などにより低公害車の普及促進を図っている。

(4) 調査研究の推進

地球環境問題による地域への影響の調査・研究、基礎データの収集を目的として、酸性雨の調査及びフロン濃度の測定を実施している。

4-4.その他の啓発事業

環境保全思想の普及向上を図るため、環境月間における各種記念行事の実施や自然環境を紹介する小冊子の発行、「福岡市環境保全基金」の活用などにより啓発事業を行っている。

また、市民等の環境学習の支援及び民間団体や企業等における自主的な学習活動の推進を図るため、「福岡市環境教育・学習計画」を策定している。

4-5.市役所の率先実行

平成10年4月に、市民や事業者にも率先して環境保全に向けた取り組みを行うことを目的に「環境保全に向けた福岡市率先実行計画」を策定し、市役所内における省エネルギーの推進、グリーン購入の推進、ごみの減量、コピー用紙使用量の削減、低公害車の導入、建設廃材の有効利用に取り組んでいる。

4-6.平成13年度環境総務費総括表

(単位:千円)

費目	事業名	13年度決算値	給与費等	環境推進委員等経費	清掃事業普及推進経費	環境情報発信調査経費	清掃事業市民活動補助金	福岡市ハーフ・リサイクル協同組合補助金	福岡県環境保全公社助成	福岡クリーンエナジー出資金	その他の経費
報酬		42,236		25,928	4,481						11,826
給料		1,894,103	1,894,103								
職員手当等		1,519,476	1,519,476								
共済費		676,580	663,584	7,823	1,542						3,630
賞金		17,129		676	14,583						1,869
報償費		175,878		67,380	108,296						201
費用弁償		150		150							
普通旅費		7,921			2,876	184					4,860
日額旅費		1,811			150						1,660
印刷消耗品費		17,846		2,900	11,627	1					3,316
被服費		356		28							327
光熱水費		17,222									17,222
食糧費		1,515		339	1,126						49
修繕料		103			34						68
役務費		14,574		1,702	11,526						1,345
委託料		243,942			237,012	6,930					
自動車借上料		2,731		1,182	1,353	69					125
借損料		31,463			5,806	4					25,652
備品購入費		930			739						190
クリーンキャンペーン事業負担金		5,900			5,900						
清掃協議会等負担金		849									849
都市美化運動負担金		100			100						
空缶散乱防止等広報事業負担金		2,758			2,758						
ごみ減フェア開催負担金		6,251			6,251						
環境会議開催負担金		657									657
諸会議費負担金		3,411			1,239						2,171
清掃事業市民活動補助金		21,591					21,591				
生ごみ処理機等購入費助成事業補助金		12,562			12,562						
福岡県環境保全公社補助金		13,937						13,937			
福岡市ハーフ・リサイクル協同組合補助金		36,675					36,675				
事業系古紙回収事業		100			100						
貸付金		383,605						383,605			
投資及び出資金		637,500								637,500	
歳出合計		5,791,874	4,077,163	108,113	430,068	7,190	21,591	36,675	397,542	637,500	76,027
収入証紙収入		33,616									33,616
建物等貸付収入		316									316
健康保険料		87,475	85,817	1,028	152						476
雇用保険料収入		317		158	76						82
厚生年金保険料収入		3,526		2,167	368						990
公金運用利子		0									
環境費貸付金元利収入		383,605						383,605			
私用電話通話料		6									6
その他の雑入		643	643								
歳入合計		509,507	86,460	3,355	597	-	-	-	383,605	-	35,490

(千円未満は切り捨てているため、合計が一致しない)

4-7.平成13年度環境対策費総括表

(単位:千円)

事業名 費目	13年度決算値	環境保全推進 経費	環境監視等経 費	保健環境研究 所経費	環境審議会等 経費	その他の経費
報酬	22,604	457		21,892	255	
共済費	6,714	39	29	6,645		
賃金	5,090	2,450	1,872	662		105
報償費	5,439	4,567	75	36	18	742
費用弁償	881				881	
普通旅費	7,948	1,831	1,560	2,244	307	2,004
日額旅費	386					386
印刷消耗品費	59,475	3,576	45,393	10,148	19	336
被服費	257		150	107		
光熱水費	50,695		1,374	49,320		
食糧費	107	86			15	5
修繕料	3,409		1,080	2,328		
役務費	3,955	878	1,157	1,824		94
委託料	239,894	73,751	82,855	83,287		
土地家屋借上料	183		183			
自動車借上料	1,165	753	108	25		278
借損料	105,424	228	47,077	57,333		784
工事請負費	17,451	17,451				
機械器具等	50,086	31	38,289	10,916		848
自動車	2,756	2,756				
施設管理費負担金	336		336			
環境フェア開催負担金	12,728	12,728				
国際環境自治体協議会負担金	690					690
グリーンアクション負担金	2,949	2,949				
地球温暖化対策負担金	12,496	12,496				
子ども地球環境会議負担金	4,000	4,000				
諸会議負担金	1,565		11	884		670
歳出合計	618,697	141,037	221,557	247,659	1,497	6,945
施設使用料	46			46		
保健環境研究所手数料	2,584			2,584		
環境対策費補助金	29,533		29,533			
公害調査費等委託金	2,642	1,621	1,021			
公害防止事務取扱費委託金	140					140
環境保全基金利子収入	1,560	1,560				
物品売払収入	89	89				
健康保険料収入	751			751		
雇用保険料収入	161	15	11	135		
厚生年金保険料収入	1,933			1,933		
新エネルギー補助金	2,312	2,312				
私用電話通話料	8			8		
その他の雑入	184			184		
歳入合計	41,947	5,598	30,565	5,643	-	140

(千円未満は切り捨てているため、合計が一致しない)

環境局の事業の問題点

1.環境局の業務委託契約の特徴

1- 1.地方公共団体の契約締結方法

地方公共団体の行う契約は、物品や役務の調達、工事や製造の請負など様々であるが、その契約自体に産業育成や中小企業対策などの一定の政策目的を有する場合もある。地方公共団体の契約手続の多くは、指名競争入札方式、随意契約方式で行われる。その手続には、適正性・公正性が強く求められる。このうち、随意契約とは、競争の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約する方法を言う。随意契約は、競争入札に比し手続が簡略であり、かつ、手続に係る経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため、資力、信用、技術、経験等相手の能力を熟知のうえ選定することができる。しかし、契約相手方が固定化し公正性が確保されなくなったり、高額な契約となり経済性に問題を生じる場合がありえる。随意契約でも、複数の業者の見積もり合わせによる場合と1業者だけの場合(特命随意契約)による場合がある。

1- 2.環境局の業務委託契約の特徴

環境局の業務委託契約の特徴は、特命随意契約にて行われることが多いことである。

以下の政策目的から、特命随意契約方式がとられている。

(1)一般廃棄物の収集・運搬・処理に関する業務の委託に関する特命随意契約

市町村は、一般廃棄物を「生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2)とされており当該業務を行う市町村にとっては、「生活環境の保全上支障が生じないうちにを行うことが重要視される。

生活環境の保全という業務目的を遂行するため、一般廃棄物の収集・運搬・処分業務の委託契約に際しては、一般の建築・土木工事等とは異なり、競争入札によらず、特定の業者との特命随意契約を行なう場合が多い。例えば、家庭ゴミの収集・運搬業務の委託を行っている政令市は、福岡市、札幌市、仙台市(当初のみ競争入札)、千葉市、名古屋市、京都市、北九州市が特命随意契約であり、広島市のみが指名競争入札である(その他の政令市は直営)。

福岡市環境局においても、この政策目的のため、廃棄物の収集・運搬・処分に係る諸業務の委託が、特命随意契約で発注されている。

(2)尿転廃業対策のための特命随意契約

下水道の普及によるし尿収集量の減少に伴うし尿収集業者の転廃業対策として、昭和42年11月に市議会議員で構成するし尿収集問題調査研究会が設置され、適宜、その検討の報告を受け、福岡市独自の施策として、転業業務の斡旋を行ってきた。この政策目的のために、諸業務の委託が特命随意契約で発注されている。

(3) (財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境との特命随意契約

(財)福岡市くらしの環境財団(昭和 44 年設立)と(株)都市環境(平成 2 年設立)については、減少していくし尿収集業務を、福岡市が将来にわたり安定して実施していくことを目的として設立されている。し尿収集民間業者の一斉廃業後、平成 6 年から上記 2 社体制でし尿収集業務を実施し、下水道整備に伴う減車対策を円滑に行い、適切な収集体制を確保している。また、減少するし尿収集業務の対策として平成 2 年 12 月の清掃問題調査協議会からの報告に基づき、両社の従業員の雇用の安定を図るため、諸業務の委託が特命随意契約で発注されている。

2. ごみ事業の構造問題

2-1. 福岡市環境局における一般廃棄物の収集・運搬に係る委託業務

(1) 収集・運搬に係る業務委託の委託先及び委託料

家庭系ごみの収集・運搬業務は、すべて委託により行われている。家庭系ごみの種類別の委託先及び委託料は以下のとおりとなっている。

(単位:百万円)

ごみの種類	業者名	委託料総額	最高委託額	最低委託額
可燃性ごみ	(有)東和工業、(有)上野組、(有)岩本商会、(有)森山組、(株)香住産業、(有)大楠組、(株)川鍋組、(株)林商会、(株)西日本公栄産業、(株)石橋商会、(有)山広商会、(有)広栄商会、(有)森山商会、(財)福岡市くらしの環境財団 合計 14 社	6,418	1,089	63
不燃性ごみ	福岡環境整備(株)、(株)エフ・ケイ・ケイ、(財)福岡市くらしの環境財団 合計 3 社	811	726	7
粗大ごみ		561	484	9
びん・ペットボトル		758	673	7

(2) 可燃性ごみ収集・運搬業務について

経緯

福岡市民の一般家庭から排出される一般家庭ごみ(可燃性ごみ)は、福岡市が民間業者 13 社及び福岡市が 100%出資する(財)福岡市くらしの環境財団に委託して、それぞれ特定地域を担当して収集している。ごみ収集事業の経緯は、福岡市においては、明治 24 年福岡市掃除定則を制定し、請負によるごみ収集を開始して以来、民間による収集を行っている。昭和 29 年に清掃法の制定により市町村が収集及び処分を行うこととされたため、16 業者に請負をさせた。昭和 30 年代には、早朝のごみ収集から、次第に夜間収集に移行し、昭和 40 年に清掃法の一部が改正され、市が直営または委託により収集することとされたが、当時、委託に応じたものが現在の 13 社に引き継がれている。また、(財)福岡市くらしの環境財団は、減少するし尿収集業務に代わる業務として福岡市が、施策として割り当てたものである。

収集エリアについて

収集エリアは、各収集業者ごとに固定されている。可燃性ごみの受託民間業者 13 社の地域割は、福岡市が家庭ごみの収集・運搬を委託する以前から各地域でごみ収集事業を行っていた業者に委託しているため、担当地域が地理的に離れていたり、担当地域面積及び担当地域の住居数も大小さまざまであり、委託料もさまざまである。(財)福岡市くらしの環境財団は、百道浜地区、愛宕浜地区、地行浜地区を担当する。これらはすべて埋立地として発展した地域を、施策として割り当てられたものである。このように収集エリアについては、経済合理性よりも、歴史的経緯を重視した担当地域割となっている。

不燃性ごみ、粗大ごみ及びびん・ペットボトルの収集・運搬業務について

経緯

現在、不燃性ごみ、粗大ごみ及びびん・ペットボトルの収集は、民間業者 2 社及び(財)福岡市くらしの環境財団に委託されている。これまでの経緯は、昭和42年に焼却灰の運搬等のために可燃性ごみの収集・運搬業者 13 業者の出資により大成管理開発(株) (現在は埋立場埋立管理業務や焼却灰運搬業務を受託)が設立され、同社の不燃物収集部門を独立させる形で、昭和46年に可燃性ごみの収集・運搬業者 13 業者の出資により福岡環境整備(株)が設立され、同年から不燃性ごみの収集・運搬業務を受託し、昭和 49 年から粗大ごみ収集開始に伴い同業務も受託している。平成元年に、(財)福岡市くらしの環境財団が、し尿収集業務の減少対策として施策により粗大ごみ及び不燃性ごみの収集・運搬業務を開始した。平成 5 年に粗大ごみと不燃性ごみの収集委託について民間業者が 1 社であることは問題があるため、福岡環境整備(株)と下水道の整備に伴う転廃業対策として浄化槽清掃業者 3 社の出資により(株)エフ・ケイ・ケイが設立された。なお、大成管理開発(株)への委託業務については、「4-1.施設部所管の各工場の委託業務の概要」及び「4-4.施設課」、「4-6.東部工場」を参照。

収集エリア

収集エリアは、各収集業者ごとに固定されている。(株)エフ・ケイ・ケイが西区(西区愛宕浜、玄界島、小呂島を除く)、(財)福岡市くらしの環境財団が、百道浜地区、愛宕浜地区、地行浜地区、(株)福岡環境整備がその他の地区を担当する。

2- 2.特命随意契約理由の検討

(1)特命随意契約となっている理由の検討

福岡市が家庭ごみ収集・運搬業務を特命随意契約にて発注する理由

1.特命随意契約理由

一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であり、当該事務の委託については、市町村において発生する一般廃棄物全般の適正かつ計画的な処理を確保する見地から、当該事務に係る経費及びサービスの質の確保等を総合的に勘案するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに同法施行令の定めに従って行われるものであり、市町村は、当該委託した事務について、自ら行うと同等の責任を有するものである。

したがって、一般廃棄物の処理に係る委託契約の方法については、地方自治法第 234 条の適用を前提とするものではなく、市町村の裁量に委ねられているものであり、本市においては、受託者の資力、信用、技術、経験等を熟知のうえ、最も適正な処理が確保できるように業者を選定することができる特命随意契約とするものとする。

2.受託人選定理由

(1)当該業者は、本業務に必要な器材であるパッカー車を必要台数分保有しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条各号の規定に基づいて行った施設、器材、財政的基礎の審査に適合し、当該業務の実施に関し相当の経験を有している。

(2)当該業者は、本市において発生する一般廃棄物全般の適正かつ計画的な処理を確保する見地から、本市における一般廃棄物の処理体系等に適合する業者である。

(3)上記を総合的に検討した結果、(有)東和工業外 13 名に委託することが最も適正な処理が確保できると考えられる。

福岡市が家庭ごみ収集・運搬業務を特命随意契約にて発注する理由の検討

上記の「地方自治法第 234 条の適用を前提とするものではなくとの契約理由について検討した結果、特命随意契約により発注することは、札幌高裁の判決「地方自治法 234 条は、地方公共団体が私人と対等の立場において締結する私法上の契約を言うものであることは明らかであって、いわゆる公法上の契約を含むものではないと解される。廃棄物の処理及び清掃に関する法律 6 条 3 項に定める、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する行為は、市町村の固有事務、すなわち市町村の処理すべき本来の行政事務を私人に委託するという行為であるから、公法上の契約であることは明らかである。したがって、本件契約については、地方自治法 234 条の規定は適用されないものと解される」(一般廃棄物収集業務委託契約無効確認等請求控訴事件・昭和 54 年 11 月 14 日・札幌高裁判決)より違法性はなく、合規性に反するものではないと説明を環境局から受けた。

2-3 家庭系ごみ収集委託料の他都市比較による経済性分析

これまで見てきたように、ごみ収集・運搬業務の委託については、競争性よりも業務遂行の安定性を重視した発注形態(特命随意契約)を継続してきた。特命随意契約の問題点である経済性においては、どのような状況になっているのかが問題となる。以下、環境局積算資料 調査資料をもとにごみ収集委託料の決定プロセスの検討と他都市(政令指定都市)比較を行う。他都市比較は、前提条件として、収集方式(ステーション方式・戸別方式)及び収集時間帯(朝昼間収集・夜間収集)が異なる。福岡市が戸別・夜間収集であるのに対し、比較他都市はすべてステーション・朝昼間収集である。

(1)委託料の決定プロセス

毎年度の家庭系ごみの収集委託料については、環境局が設計した金額を基に、各業者に契約金額を提示し、その金額に合意した上で契約を結ぶ。環境局では委託原価研究会を局内で組織し、福岡市人事委員会勧告に基づく人件費や市場価格調査による物件費の見直し、さらに、類似民間企業の賃金実態及び収集作業の実態調査なども参考にし、適正な積算に基づいて委託料を決定している。

(2)平成 13 年度の積算資料から、委託料の構成 (作業車 1 ヶ月 1 台当り原価)を示すと以下のようになっている。

委託料 (作業車 1 ヶ月 1 台当り原価) 構成 (単位 :円/月)

内容		金額	設定方法
直接 人件費	運転手の給料・賞与	760,382	給料及び賞与 (祝日手当、有給休暇含む) 1 台当り 1.2 名
	作業員の給料・賞与	1,267,796	給料及び賞与 (祝日手当、有給休暇含む) 1 台当り 2.4 名
	法定福利費	239,891	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金等 運転手・作業員合わせて 3.6 名
	退職積立金	79,200	一人当り 22,000 円/月、運転手・作業員合わせて 3.6 名
	計	2,347,269	
間接 人件費	事務員等の給料・賞与	255,059	給料及び賞与 (祝日手当、有給休暇含む) 1 台当り 0.66 名 (6 台当り 4.0 名)
	法定福利費	28,734	内容は直接人件費と同じ 0.66 名分
	退職積立金	14,666	内容は直接人件費と同じ 0.66 名分
	計	298,459	
管理 職人件費	管理職の給料・賞与	175,966	管理職の給料及び賞与 1 台当り 0.25 名 (6 台当り 1.5 名)
	法定福利費	21,597	内容は直接人件費と同じ 0.25 名分
	退職積立金	5,500	内容は直接人件費と同じ 0.25 名分
	計	203,063	
人件費計		2,848,791	
直接 物件費	自動車償却費	144,273	2t 車 = 115,422 円、3t 車 = 156,638 円
	燃料・油脂費	37,492	2t 車 = 36,676 円、3t 車 = 37,843 円
	自動車修繕費	29,158	2t 車 = 27,000 円、3t 車 = 30,083 円
	その他直接物件費	49,430	被服費、器材費、その他自動車関連費用 2t 車 = 45,515 円、3t 車 = 51,108 円
	計	260,353	
間接 物件費	福利厚生費	49,652	
	その他間接物件費	54,741	事務費、水光熱費、交際費、公租公課等
	計	104,393	
物件費計		364,746	
諸経費		321,354	(人件費+物件費)×10%の設定
合計		3,534,891	

(注) 直接人件費については 2t 車 = 30%、3 車 = 70%で加重平均している。また、収集作業は、運転手 1 名、作業員 2 名で行っているが、福岡市は土曜日も収集しており 週休 2 日制に対応するため、運転手 1.2 名、作業員 2.4 名で積算している。

(3)直接人件費の他都市比較

平成 13 年度積算資料に基づき、直接人件費(本俸+手当+賞与+法定福利費他)のそれぞれの一人当り月単価を他都市(政令指定都市)と比較した。

(単位:千円/月)

区分	福岡市	福岡市	福岡市	A 市	B 市	C 市	D 市
運転手	732	657	547	455	453	364	468
作業員	612	552	460	455	390	358	461
計	1,344	1,209	1,007	910	843	722	929

(注)1.福岡市 は積算資料の直接人件費、福岡市 は から深夜手当を除いたもの、福岡市 は福岡市 を1.2で割り戻したもの(市は土曜収集を行っており積算上1.2倍されているので1.2で割り戻す)。

2.環境局の要請により 今後の調査に支障がないよう市名を付していない。

3.(注)1.及び2.は(4)及び(5)においても同様である。

年齢構成の違い等もあるため単純に比較することは困難であるが、福岡市は他都市と比較して高い水準にある。これは福岡市が深夜にごみ収集を行っているため、深夜手当が含まれていること、土曜日にも収集するため、積算上、車両1台当り直接人員が1.2倍されていることも要因の一つである。また、これらの要因を除いても福岡市の直接人件費(福岡市 に該当する)はなお他都市よりも高い水準にある。福岡市 と上記4都市平均とを比較すると運転手で26%高く、作業員で11%高い。

(4)車両1台当り原価の他都市比較

他都市と車両1台当り原価の比較を行った。乗車体制が異なるため、分けて比較している。

3人乗車の他都市との比較

(単位:千円/年)

福岡市	福岡市	A 市	B 市
35,434	33,085	23,208	20,404

2人乗車の他都市との比較(福岡市は2人乗車に換算)

(単位:千円/年)

福岡市	福岡市	C 市	D 市
26,679	25,065	14,713	19,056

(注)福岡市のデータは以下の前提で算出している。

人件費:福岡市は土曜日収集もあるため積算基準で1.2倍しているが、ここでは車両1台当り原価を比較するため、1.2倍していない。

物件費:3人乗車の場合はすべて3車とし、2人乗車の場合はすべて2車とする。

各都市において、収集方法、収集頻度、ごみの組成、地域事情（地理的要因、人口、道路事情等）等により作業基準が異なることから、単純に比較することは困難であるが、車両1台当り原価も他都市と比較して高い水準となっている。これは（3）直接人件費の他都市比較で指摘のとおり、直接人件費が高いことも一因となっている。

（5）ごみ収集量トン当り委託料の他都市比較

民間委託している部分に関して、それぞれの都市における平成13年度のごみ収集量トン当り委託料を比較した。

（単位：円／トン）

福岡市	福岡市	A市	B市	C市	D市
21,523	20,097	11,581	6,596	5,011	9,751

各都市において、収集方法、収集頻度、ごみの組成、地域事情（地理的要因、人口、道路事情等）等により作業基準が異なることから、単純に比較することは困難であるが、福岡市のトン当り委託料は他都市と比較して高い水準となっている。

2-4. ごみ事業の構造問題

福岡市は、これまでごみ収集事業の安定的運営目的を達成する手段として、第1には収集業者との長年にわたる特命随意契約関係を維持し、第2には収集エリアについて、固定的設定を維持し、第3には各収集運搬業者が、受託業務を遂行するに足りる額となるよう（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令4条1項5号）に委託料の積算をしてきた。

この結果、価格競争はなく、地理的に離れたエリアを収集する業者もあり各収集運搬業者への委託料も、収集エリアに応じて大小存在する状態が続いている。

市民にとって、ごみ収集事業の安定的運営は不可欠である。しかし、「2-3. 家庭系ごみ収集委託料の他都市比較による経済性分析」に示したような切り口からの分析では、他都市と比較すると委託料が高いという結果が出ている。福岡市は、この結果をふまえて、地理的要因の違いや収集運搬業者の車両保有台数、担当収集戸数、収集時間、収集量等の違いを効率性の観点から具体的に検討し、その結果を市民に継続して公表する必要がある。

また、委託料の適正化を図るとともに、より透明性のある積算価格の算定体制を確立するため、環境局で組織する委託原価研究会に外部の専門家の意見を反映させること等に努めていく必要がある。

3. し尿事業の構造問題

3-1. し尿収集事業の概要

(1) し尿収集人口とし尿収集量の推移

下水道整備の進捗に伴い、し尿収集人口、し尿収集量は、年々減少している。

区 分	平成3年度	平成8年度	平成13年度
し尿収集人口(人)	126,107	54,755	21,799
指数	100	43	17
し尿収集量(kl)	150,270	80,457	39,907
指数	100	54	27

(注) 指数については平成3年度を100としている。

(2) し尿収集事業の変遷

昭和26年に収集業者によるし尿収集業務が始まり、昭和28年に福岡市直営による一部収集を開始した。昭和30年には、許可業者による収集を制度化した(許可業者164名、収集車182台)。昭和42年には、その後の下水道整備に伴うし尿収集業者減車対策のために「福岡市し尿収集問題調査研究協議会(昭和61年から福岡市清掃問題調査研究協議会に名称変更。以下、「協議会」といふ)」が発足し、下水道整備に伴うし尿収集業務の減少対策について他都市調査を含む福岡市独自の調査研究報告を提示してきた。昭和44年には、下水道処理施設区域内におけるし尿の収集戸数が散在している状況で、計画的に民間業者に収集・運搬業務を行わせることは、経済的にもまた環境衛生上からも限度があり、適当な方法とは考えられないことから、委託制度への改正、水洗化対策並びに公社設立及び廃業者の措置を内容とした「協議会」からの報告を受けて、収集業務委託制度を開始するとともに、従来の許可業者の一部を整理統合する受け皿等を目的として福岡市全額出資の「福岡市環境衛生公社(現(財)福岡市くらしの環境財団)」を設立し、1公社19台と民間12業者89台、合計108台の体制となった。以降、「協議会」からの報告を受け、昭和54年3月には4社16台の転廃業措置を行い1公社、7業者、合計106台とし、昭和58年3月には2社7台の転廃業措置を実施、また、し尿収集業務の急減に対するし尿収集業者の雇用の安定と新たな収集体制の整備に対処するため、平成2年3月に(株)都市環境を福岡市の全額出資で設立し、民間7業者を平成6年3月末で一斉廃業する受け皿とし、平成6年4月1日以降は廃業に係る分の業務について(株)都市環境に委託する旨の協定書を締結している。平成6年度以降の福岡市のし尿収集業務は「福岡市環境衛生公社(現(財)福岡市くらしの環境財団)」と(株)都市環境の2社で実施されることとなった。

3-2. し尿転廃業対策

(1) し尿転廃業対策の主な経緯

〔環境局資料〕

措置年月日 (1台当たり 措置金額)	措置 台数	業者名	台数 内訳	転業先等	「協議会」
昭和44年7月 (5,400千円)	5社 34台	東環工業(株) (旧)伊勢六工業(株)	6台	浄化槽清掃業 (許可台数6台)(S44.10~)	第1回〔S42.11.17〕 ? 〔S46.1.19〕 ○S43.2.17 報告〕 ○S43.5.7 報告〕 ○S44.5.23 報告〕
		(株)九州事業センター	7台	浄化槽清掃業 (許可台数6台)(")	
		(株)環境開発	6台	道路清掃業務 (S42.7~)	
		(株)九州設備公社	7台	中部下水処理場業務 (S41.8~) 中部中継所業務 (S41.8~) し尿海洋投入業務 (S44.4~)	
		福岡衛生工業(株)	8台	福岡市環境衛生公社の母体	
昭和46年4月 (6,250千円)	2社 12台	(有)昭和工業	6台	浄化槽清掃業 (許可台数2台)(S45.11~)	
		富士環境衛生設備工業(株)	6台	廃業 (S46.3.31)	
昭和54年3月 (14,833千円)	4社 16台	近代プラント(株) (旧)福岡清栄工業(株)	6台	東部下水処理場業務 (S49.9~)	第2回〔S48.11.1〕 ? 〔S50.5.1〕 第3回〔S51.6.24〕 ? 〔S53.3.1〕 ○S53.2.24 報告〕
		九州クリーン工業(株) (旧)福岡南部事業(株)の一部	4台	久山中継所業務 (S52.4~) 東部及び西部埋立場の汚水処理施設 業務 (S53.4~)	
		三笠特殊工業(株) (旧)福岡南部事業(株)の一部 (旧)三和特殊工業(株)の一部	5台 (2台) (3台)	三笠川 那珂川流域下水道 終末処理場業務 (S50.2~)	
		玄海興業(有) (S51.3.16設立) (旧)西日本興業(株)の一部	1台	玄界島し尿処理場業務 (S49.7~) 玄界島し尿収集業務 (S49.9~)	
昭和58年3月 (19,200千円)	2社 7台	福岡レイン工業(株) (旧)(株)西福岡清掃の一部 (旧)西日本興業(株)の一部	7台 (4台) (3台)	西部下水処理場業務 (S54.12~)	S59.11 市から減車協議申し入れ
昭和61年3月 (22,300千円)	1社 1台	(有)代公社の一部	1台	業務縮小	第4回〔S61.5.8〕 ? 〔S62.5.1〕
昭和61年9月 (22,850千円)	1社 1台	(有)代公社の一部	1台	業務縮小	
平成元年3月 (39,500千円)	7社 7台	各社1台	7台	業務縮小	第5回〔S62.6.27〕 ? 〔H3.5.1〕
平成3年3月 (39,500千円)	3社 3台	福岡相互衛生(株)、福岡市衛生協業組合、西日本興業(株)	3台	業務縮小	
平成4年3月 (39,500千円)	4社 4台	福岡清掃設備(株)、(株)西福岡清掃、大橋工業(株)、(有)代公社	4台	業務縮小	○H元.3.27 報告〕 ○H2.12.6 報告〕
平成5年3月 (39,500千円)	3社 3台	福岡相互衛生(株)、福岡市衛生協業組合、西日本興業(株)	3台	業務縮小	
平成6年3月 (廃業の場合 39,500千円 転業の場合 29,500千円)	7社 35台	7社	32台	廃業	7社従業員及びし尿収集業務を(株)都市環境が引き継ぐ。
		(株)ナンゴ	1台	住宅供給公社ビル清掃、城南市民プール管理 (リサイクルプラザ清掃、西部工場・今津埋立場除草)	
		(旧)福岡相互衛生(株)の一部 (有)福岡市環境保全 (旧)福岡市衛生協業組合の一部	0台	今津運動公園清掃、皿山中央公園清掃 (松原運動公園清掃、リフレッシュ農園清掃ほか)	
		玄海興業(有) (旧)西日本興業(株)の一部	2台	原ポンプ場管理、防災センター清掃、 西総合市民プール管理	

S45年11月、(株)九州設備公社から分離独立した九州海運(株)へ同年12月中部中継所業務及び海洋投入業務を委託。

(旧)三和特殊工業(株)の残りの4台は、(旧)福岡市衛生協業組合に吸収合併。

H4年に、(株)玄洋へのし尿海洋投入委託業務の廃止に伴い、空き缶プレスカー運行業務及び地域リサイクルステーション資源物回収運搬業務を委託

S30年 許可制。S38年 地域割当制。S41年 中部下水道運転開始、し尿中継基地完成、11町受託。S42年 許可48名123名

(2) し尿収集業務における特命随意契約

福岡市の政策

し尿収集事業の変遷の中で、福岡市は、雇用の維持という政策目的から、し尿転廃業者が新たな事業分野への転業を図るために必要な資金について金融上の措置を講じ、また職員の職業訓練、就職の斡旋、その他の措置を講じることによって、職員の雇いを維持しつつ転業を円滑に行う事を目的に、し尿転廃業者に対して、下水道関連業務をはじめとする公共事業の補完的業務等への転業を斡旋する施策を実行してきた。この政策目的を実行する手段として特命随意契約方式による発注をしてきた。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号、以下「措置法」という)で定める転廃業対策

「措置法」第3条では、「市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業に関する計画(以下、「合理化事業計画」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けることができる」と定めて、「合理化事業計画」の策定を要求している。また、「措置法」第7条では、「一般廃棄物処理業等を行う者であって、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとする者は、その事業の転換に関する計画(以下、「転換計画」という)を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる」と定めて、「転換計画」の策定を要求している。

福岡市が行ってきた転廃業対策は、「措置法」が施行される以前から、福岡市独自の政策として実施されており、「措置法」を直接適用したものではない。したがって、「措置法」にいう「合理化事業計画」及び「転換計画」にあたるものはない。

(3) 福岡市のし尿転廃業対策の問題点

し尿転廃業対策による最初の業務の斡旋が、昭和41年であり、すでに36年が経過している。また、「合理化事業計画」や「転換計画」にあたるものはなく、「協議会」からも、斡旋の期間等の明示がなされてこなかった。環境局においても、斡旋の終期を検討することなく、業務の委託が継続している。すでに競争力を有する企業や、斡旋当初の職員の雇用維持目的以上の委託料金額となっている企業はないか、個々の企業について再検討し、政策目的を達成している場合には、競争入札への移行を検討する必要がある。

3-3 環境局と(財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境との関係と問題点

(1) 契約状況

年々減少していくし尿収集業務の委託料のみでは、(財)福岡市くらしの環境財団の職員合計109名、(株)都市環境の社員合計66名の雇いを維持することが困難なため、福岡市は、し尿収集業務以外の業務を多く委託している。以下にその状況を示す。

し尿収集・運搬業務

ア．福岡市くらしの環境財団との契約状況 委託料 189,607 千円

イ．(株)都市環境との契約状況 委託料 326,774 千円

(注)委託料は、定期収集のみの平成 13 年度金額である。

し尿収集・運搬業務以外の業務

ア．福岡市くらしの環境財団との主な契約状況 (単位:千円)

業務内容	平成 13 年度委託料	開始事業年度
し尿収集処理手数料徴収事務	127,782	昭和 44 年度
可燃性ごみ収集・運搬	63,550	平成元年度
不燃性ごみ収集・運搬	7,728	平成元年度
空きびん・ペットボトル戸別収集	7,683	平成 12 年度
事業系ごみ収集・運搬	許可業務	平成元年度
粗大ごみ受付センター管理運営業務	74,314	平成 12 年度
粗大ごみ処理手数料収納事務	18,778	平成 9 年度
道路清掃	94,386	平成 10 年度
不法投棄及び空き缶等散乱防止巡回啓発	12,852	平成 8 年度
地下水採水管理	1,181	平成 12 年度
交通騒音等測定機器設置管理	3,685	平成 12 年度
不法投棄防止パトロール	24,080	平成 13 年度

イ．(株)都市環境との主な契約状況

業務内容	平成 13 年度委託料	開始事業年度
街路清掃	156,098 千円/年	平成 3 年度
西部資源化センター不燃ごみ再搬出	4,273.5 円/ t	平成 6 年度
緑のリサイクルセンター運転	111,090 千円/年	平成 8 年度
びん・ペットボトル中継保管	30,765 千円/年	平成 12 年度
東部工場周辺地区環境保全	1,333 千円/年	平成 13 年度
東部資源化センター不燃ごみ再搬出	1,911.0 円/ t	平成 12 年度
福岡市リサイクルプラザ管理運営	124,950 千円/年	平成 6 年度
機密書類(シュレッダー処理分)運搬	市役所北別館 28,000 円/3t 臨海工場 19,280 円/3t	平成 11 年度
副産塩運搬	南部工場 5,292 円/ t 西部工場 6,688.5 円/ t(4~9月) 西部工場 5,617.5 円/ t(10~3月)	平成 13 年度

(2)福岡市と(財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境との取引の問題点

福岡市は、下水道の普及により減少するし尿収集業務の円滑な実施等を図るため、外郭団体である(財)福岡市くらしの環境財団及び(株)都市環境を設立し、現在この2社体制によりし尿収集業務を行っている。しかしながら、し尿収集業務が毎年減少していくことから、職員の雇用安定対策として多くの業務を福岡市から受託してきた結果、平成13年度決算における福岡市くらしの環境財団の剰余金は937百万円(利益留保性の高い特別退職給与引当金475百万円、役員災害補償引当金50百万円及び社屋建設引当金363百万円を加算すれば、実質的な剰余金は、1,825百万円)、(株)都市環境の剰余金は982百万円となっている。一般的に言えば、優良会社の状況である。

(財)福岡市くらしの環境財団の退職給与引当金について内容を検討すると、職員に支払うべき退職金のうち70%は、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社から支払われることとなっている。退職金規定に基づき、職員が自己都合退職したと仮定した場合に支払われる退職金から適格退職年金によって支払われる分を控除した額と平成14年5月期の退職給与引当金額を比較すると、121百万円の引当不足となっている。一方、これとは別に引当目的が不明確な特別退職給与引当金が、475百万円計上されており当該引当分が、職員の退職給与に係る引当金であるとすれば、354百万円が引当過大となっている。

福岡市100%出資の外郭団体2社に留保された多額の剰余金は、し尿業務が毎年減少していくという不安定な業務であることから将来的に職員の退職金を確保する必要があるため、内部留保を行ってきたとのことであるが、十分な退職金財源はすでに手当てされている。従って、この多額の剰余金についてどう処理するのが問題である。

今後の両社の経営のあり方について検討し将来の経営計画の中で多額の剰余金の処理方法と職員の雇用維持のための特命随意契約による業務委託の継続について明確な指針を示すべきである。

環境局の清掃工場におけるダイオキシン対策工事

1. ダイオキシン類の規制強化

(1)ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、ものを燃やすと発生しやすい有機塩素化合物である。平成 11 年 7 月に制定されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン(135 種類)、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (75 種類)及びコプラナ-ポリ塩化ピフェニル(10 数種類)をあわせてダイオキシン類と呼んでおり、このうち毒性があると見なされているのは 29 種類である。

ダイオキシン類は種類によって毒性が大きく異なるので、ダイオキシン類の全体量を表わすときには、2,3,7,8 - TCDD (四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、それぞれの毒性を足し合わせた値 (毒性等量 (TEQ))という単位で表現)を用いている。

世界保健機関の国際がん研究機関では、ダイオキシン類でも最も毒性が強いとされる 2,3,7,8 - TCDD については、事故などの高濃度の暴露の際の知見から人に対する発がん性があるとしており、その他のダイオキシン類についても甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されている。

(2)福岡市のダイオキシン対策の考え方

ダイオキシン類は、現在の日本では約 9 割がごみの焼却炉から発生しているといわれており、ごみ焼却炉でのダイオキシン類の削減対策工事は早急に必要ながあるが、福岡市のごみ処理事業において設備改造等の工期に制約があるため、対策可能なところから実施し、平成 14 年 12 月からの規制強化に対応し、平成 14 年 11 月末までに終了している。これにより、法規制値の 1ng-TEQ/m³N 以下を満足させることはもとより、最新の技術に照らして可能な限り低減を図っていくこととしている。

廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類に関する規制値 (ng-TEQ/m³N)

焼却炉の処理能力	新設	既 設	
		平成10年12月~平成14年11月	平成14年12月~
1時間当たり2,000kg 未満	5	80	10
1時間当たり2,000kg 以上 4,000kg 未満	1		5
1時間当たり4,000kg 以上	0.1		1

2.規制強化への対応

2- 1 . ダイオキシン対策工事の実施

(1)ダイオキシン対策工事内容

区 分	対 策 内 容
東部工場	焼却量を下げることと電気集じん装置入口に減温塔を設置することによりガス温度を低温化し、電気集じん装置内でのダイオキシン類の再合成を抑制する。さらに活性炭を吹込み吸着除去する。
東部第 2 工場	電気集じん装置入口にガス冷却器を設置することによりガス温度を低温化し、電気集じん装置内でのダイオキシン類の再合成を抑制する。さらに活性炭を吹込み吸着除去する。
西部工場	煙突前にバグフィルターを設置し、活性炭を吹込み吸着除去する。
南部工場	電気集じん装置入口に減温塔を設置することによりガス温度を低温化し、電気集じん装置内でのダイオキシン類の再合成を抑制する。さらに煙突前にバグフィルターを設置し、活性炭を吹込み吸着除去する。

(2)ダイオキシン対策工事の実施時期

区 分	工 事 施 工 期 間
東部工場	1 号炉 平成 11 年度
	2 号炉 平成 12 年度
東部第 2 工場	平成 12 年度
西部工場	平成 12 年度から平成 14 年度
南部工場	平成 12 年度から平成 13 年度
臨海工場	対策済み (平成 13 年度より焼却開始)

これらのダイオキシン類削減のための工事費については環境施設費として毎年度予算計上されており、財源は国庫補助金及び市債の発行によっている。

2- 2 . ダイオキシン類の調査研究等

ダイオキシン類の調査については、平成 12 年 1 月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき常時監視を行っている。

平成 13 年度の結果は、環境大気 0.018～0.11pg-TEQ/m³、水質 0.16～0.50pg-TEQ/l、底質 0.084～11pg-TEQ/g、土壌 0.0014～4.6pg-TEQ/g、地下水 0.068～0.070pg-TEQ/l であり、底質を除きすべて環境基準を下回っている。なお、底質については、環境基準値は設定されていない。

また、環境保全課では、同法の規制対象となる一定規模以上の廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する工場・事業場の監視・指導を行っている。

さらに、福岡市保健環境研究所においてダイオキシン分析における前処理方法の改善に関する研究、ダイオキシンの魚体への蓄積性に関する研究、食品中のダイオキシン類の分析法の技術開発を行っている。

3.実施した監査手続及び監査結果

以下の平成 13 年度に実施されたダイオキシン対策工事の契約事務手続について監査を実施した。

南部工場排ガス高度処理設備改良工事（工事費 2,110,500 千円）

ア．特命随意契約理由の検討

南部工場焼却設備の設置業者である日本鋼管(株)に特命随意契約方式で発注されている。設備内容を熟知する設置メーカーに特命にて発注することは、焼却炉設備の各メーカーでの技術的な違いがあり、これが各メーカーの競争力の源泉であり企業秘密でもあるから、技術が一般的なものとなり専門業者であればどこにでも発注できるという現状にはないため、やむをえない。

イ．契約事務手続の検討

請負金額の見積りは 2 回行われている。設計価格からどの程度契約額を下げるかは市の裁量とのものである。工事請負随意契約伺、請負工事契約手続、請負工事の議会議決、支出負担行為決定書、請負契約書、着手届、検査報告書、部分払申請書、工事完了検査報告書を検討した結果、問題となる事項はなかった。

西部工場排ガス高度処理設備改良工事（工事費 2,801,400 千円）

ア．特命随意契約理由の検討

西部工場焼却設備の設置業者である(株)タクマに特命随意契約方式で発注されている。設備内容を熟知する設置メーカーに特命にて発注することは、焼却炉設備の各メーカーでの技術的な違いがあり、これが各メーカーの競争力の源泉であり企業秘密でもあるから、技術が一般的なものとなり専門業者であればどこにでも発注できるという現状にはないため、やむをえない。

イ．契約事務手続の検討

請負金額の見積りは 3 回行われている。設計価格からどの程度契約額を下げるかは市の裁量とのものである。工事請負随意契約伺、請負工事契約手続、請負工事の議会議決、支出負担行為決定書、請負契約書、着手届、検査報告書、部分払申請書を検討した結果、当該工事は、規模が大きく長期にわたる工事のため、施工業者に対し工事代金の前金払及び部分払が行われている。そのうち部分払は福岡市契約事務規則第 37 条に「検査に合格した既済部分につき設計単価に基づいて算出して得た額に設計金額に対する契約金額の割合を乗じて得た代価に相当する額が契約金額の 10 分の 3 をこえるものにつきこれを適用し」とあるように、出来高が 30%超の場合に部分払を行うこととしている。しかし、当該工事の場合、初年度において工事の出来高が約 10%でありながら部分払を行

っている。理由は本工事が国庫補助事業であり国から補助金及び起債執行について年度毎の平準化を極力図るように要請されているためである。福岡市契約事務規則第46条では、「この規則に定めのない事項またはこの規則の規定に抛り難い事項については必要に応じて市長が別に定める」とされており「規則の規定に抛り難い事項」として、上記の措置をとっており、合規性違反ではなかった。なお、監査日現在では、まだ工事完了検査は未了であった。

環境局事業の各担当課の監査結果

1. 総務部

1- 1. 総務課

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

局長	1 名
部長	1 名
課長	1 名
総務係	係長 1 名、事務吏員 3 名
財務係	事務吏員 4 名
	局付 主査 6 名

2. 事務分掌

総務係	局の所掌事務に係る局内の総合的な連絡調整、部の所掌事務に係る部内の連絡調整、局 (東部事業所、西南部事業所、中部中継所、東部工場、南部工場、西部工場、臨海工場、東部埋立管理事務所及び保健環境研究所を除く) 関係文書の收受及び発送に関すること、他の部及び部内の他の課の主管に属しないこと
財務係	局の予算、決算に関すること

3. 平成 13 年度の事務事業の実施状況

担当する事務事業はない。

4. 実施した監査手続及び監査結果

印刷消耗品費、役務費、委託料、借損料について支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

1-2.環境啓発課

1.組織(平成14年4月1日現在)

課長	1名
企画係	係長1名、事務吏員2名、嘱託員2名
啓発係	係長1名、事務吏員3名、技術吏員1名
環境情報係	係長1名、技術吏員2名
主査	1名

2.事務分掌

企画係	環境保全思想の普及向上に関する事
啓発係	環境保全思想の普及向上に関する事 一般廃棄物の不法投棄(指導部業務課の所管に係るものを除く)の防止に関する事
環境情報係	環境保全思想の普及向上及び一般廃棄物の不法投棄(指導部業務課の所管に係るものを除く)に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭その他の公害の調査、環境に関する情報の収集、解析、提供等に関する事
主査	有害汚染物質の調査及び情報の収集、解析、提供等に関する事

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

(1)環境保全啓発推進事業

- ア.福岡市環境基本条例に基づく環境月間(6月)の事業
- イ.広報冊子の作成
- ウ.環境保全基金事業
- エ.ローマ・クラブ福岡会議イン九州関連事業

(2)環境監視

市民の健康と生活環境を守るため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等に関して環境基本法等に基づく環境基準等が定められており、その状況を把握するため、自動測定局および定期監視による環境監視を行っている。

(3)ごみ減量・清掃思想の普及啓発

- ア.環境推進委員制度
- イ.ごみ減量教育・広報活動
- ウ.空き缶選別プレス車巡回事業
- エ.清掃月間の設定と各種行事
- オ.ラブアース・クリーンアップ

- カ．清掃モデル地区事業
- キ．清掃パトロール
- ク．清掃広報活動
- ケ．空き缶・空きびん対策
- コ．不法投棄防止パトロール事業
- サ．家電リサイクル法施行に伴う広報啓発活動等

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)報償費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(2)食糧費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、施設見学会等の弁当代であり、問題となる事項はなかった。

(3)以下の負担金、補助金、交付金について、交付額の算定方法及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位：千円)

負担金、補助金、交付金等の名称	交付の根拠となる法令・規約	交付の目的・趣旨	交付先団体	交付額
環境フェア開催負担金	規約	環境フェア開催経費	環境フェア福岡実行委員会	6,663
子ども地球環境会議開催負担金	規約	子ども地球環境会議開催経費	子ども地球環境会議実行委員会	4,000
クリーンキャンペーン事業負担金	規約	地球環境美化推進活動の実践	福岡地区実行委員会	5,900
清掃事業市民活動補助金	規約	市民運動推進、環境美化推進	福岡市衛生連合会	21,591

(4)以下の委託料について、契約手続及び委託内容について検討した。

(単位 :千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
空き缶プレスカー運 行業務委託	空き缶プレスカーの運行	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	26,006	特命 随契	(株)玄洋
不法投棄及び空き 缶等の散乱防止巡 回啓発業務	巡回啓発車両の運行	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	12,852	特命 随契	福岡市くらし の環境財団
不法投棄防止パト ール業務委託	巡回パトール	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	24,080	特命 随契	福岡市くらし の環境財団
平成13年度地下水 採水管理業務委託	水質汚濁防止法に基づき 地下水の水質監視を行うた めの試料の採取を委託する もの	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	1,181	特命 随契	福岡市くらし の環境財団
交通騒音等測定機 器設置管理委託	騒音規制法に基づく交通 騒音等調査のため測定機 器の設置、撤去、及び管理 等を行う	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	3,685	特命 随契	福岡市くらし の環境財団

監査の結果、問題となる事項はなかった。なお、特命随意契約理由については、「3.し
尿事業の構造問題」を参照。

1- 3. 家庭ごみ減量対策課

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

課長	1 名
企画係	係長 1 名、事務吏員 2 名
推進係	係長 1 名、事務吏員 1 名、技術吏員 1 名

2. 事務分掌

企画係	家庭系ごみの減量及びリサイクルに係る総合的企画 調整に関すること 家庭ごみの処理に係る情報提供に関すること 各区及び関係団体との連絡調整に関すること 課の庶務に関すること
推進係	家庭系ごみの減量及びリサイクルの推進に関すること リサイクルプラザに関すること 各区及び関係団体との連絡調整に関すること

3. 平成 13 年度の主な事務事業の実施状況

(1) ごみ減量・リサイクル推進会議の運営

(2) 地域集団回収等表彰(報償)制度

地域で行われる子供会、町内会等の集団回収をより活性化し、ごみ減量再資源化の推進を図るため集団回収実施団体等を表彰している。平成 13 年度からは、回収量に応じて報奨金を支払う報償制度に改正した。(3円/kg)

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
参加団体	1,629 団体	1,623 団体	1,628 団体
回収実績 (t)	30,525	32,325	32,527

(3) 新聞販売店による古紙回収モデル事業

(4) 「かーるマークの店」制度

(5) 電動式生ごみ処理機等購入費助成事業

家庭のごみ減量を図るため、電動式生ごみ処理機及びコンポスト化容器の購入に対して助成を行っている。平成 13 年度より、福岡市くらしの環境財団の事業として、当該財団に対して補助金を交付する。

区分	助成金額	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
電動式生ごみ処理機	購入金額の 1/ 2 上限 20,000 円			493 基
コンポスト化容器	購入金額の 1/ 2 上限 3,000 円	890 基	671 基	433 基

(6)福岡市リサイクルプラザ

市民に対するリサイクル情報、リサイクル活動の場の提供を行う。

ア．西部リサイクルプラザ(平成6年6月供用開始)、ミニリサイクルプラザ(平成9年11月供用開始)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
西部リサイクルプラザ入館者	64,088人	70,056人	71,402人
ミニリサイクルプラザ入館者	18,096人	19,530人	19,858人
図書貸出・情報提供	8,065件	8,027件	6,613件
リサイクル講座等開催	20回(317人)	20回(292人)	20回(278人)

イ．臨海リサイクルプラザ(平成13年3月供用開始)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
臨海リサイクルプラザ入館者		1,930人	75,660人
リサイクル教室等開催			204回(1,499人)

(7)リサイクル夢市場業務

ごみ減量と資源の有効活用を図るため不要な家具等のリサイクルを行うとともに、市民にリサイクルの場を提供している。

ア．リサイクルテレフォン(不用家具の引き取り・提供)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
引取点数	1,399点	1,774点	2,017点
提供申出件数	1,210件	1,422件	1,556件

イ．リサイクルマーケットの開催

ドリームギャラリー(リサイクル家具等の希望者への無料提供)

ガレージセール(市民の不用品リサイクルの場の提供)

リサイクル教室

ウ．リサイクル情報誌の発行(年2回)

エ．ミニコミ誌での情報の発信(年3回)

(8)ごみ減量教育・広報活動

(9)区ごみ減量アクション事業及びごみトークin福岡の開催

(10)地域リサイクルステーション事業

循環型社会の構築を目指して、地域での資源回収を促進するため、区役所、市民センター、公民館等の地域施設、スーパーマーケット等の民間協力店に回収箱を設置し地域住民や商店などの協力を得て資源物の回収を実施している。

場 所	回収資源物	回収方法等	箇 所 数	回収状況
区役所等		区役所は週7日、出張所は平日で週5日、委託職員で管理、9:00～17:00	6箇所(東、城南、早良、西区役所、入部、今宿出張所)	週3回
市民センター等	空きびん、空き缶、ペットボトル、牛乳パック、古紙(新聞、雑誌、ダンボール)	金曜～日曜の週3日間オープン、委託職員で管理、9:00～17:00	3箇所(博多市民センター、中央体育館、南市民センター)	週2回
公民館等地域施設		週2回～毎日、地域住民管理	7箇所(席田、原、吉岐公民館、樋井川集会所、奈多青松園、弥生会館、臨海リサイクルプラザ)	週1回
古紙拠点ボックス	原則として古紙のみ	地域実情に応じた回収方法 地域住民管理	182箇所	随時
スーパーマーケット等民間協力店	空きびん ペットボトル	毎日 店側で管理	100店舗	週2回～5回

(11)福岡市ペーパーリサイクル協同組合補助事業

福岡市ペーパーリサイクル協同組合(登録廃棄物再生事業者13社で構成)は古紙回収の実施主体として、福岡市との連絡調整、市民からの回収申込受付、回収業者の手配等の諸事業を行っている。この運営事務費及び地域集団回収等から回収される古紙の安定回収に係る経費の一部を助成するものである。

(単位:トン)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
回収量	30,475	33,059	32,597

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)リサイクルプラザの管理及び運営委託について、契約手続及び委託内容について検討した。

(単位:千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
福岡市リサイクルプラザの管理及び運営等業務委託	リサイクルプラザの管理運営等	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	124,950	特命 随契	(株)都市環境

監査の結果、問題となる事項はなかった。なお、特命随意契約理由については、「3.し尿事業の構造問題」を参照。

(単位:千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
臨海リサイクルプラザ事業企画運営業務委託	臨海リサイクルプラザの事業企画運営	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	21,000	特命 随契	NP0法人エネットふくおか

監査の結果、問題となる事項はなかった。なお、特命随意契約理由については以下のとおりである。

臨海リサイクルプラザにおける事業企画運営を委託することを前提に、福岡市からの呼びかけに応じ、研修等を受講したメンバーにより結成された団体である。

当該団体は臨海リサイクルプラザの事業企画運営を中心に福岡市におけるごみ減量・リサイクル推進を目的とする団体であり、平成13年3月22日に特定非営利活動促進法に基づき法人として登記を完了しており、公共的な性格を有する団体である。当該団体の構成員として、福岡市リサイクル指導ボランティアをはじめ、イベントや講座等の企画運営の経験者を有し、委託業務履行の能力も十分である。また、法人格取得前の平成13年1月9日から臨海リサイクルプラザの開設準備等の業務を受託しており、誠実に履行されている。

(2)NPO法人エコネットふくおかへの委託金額の積算内容を検討し、(株)都市環境と比較した。

ア.臨海リサイクルプラザの委託料

(単位:千円)

委託内容	受託者	総額	人件費	内 訳	事業費
管理運営	(株)都市環境	18,179	16,627	総括責任者1名、職員2名	1,552
企画運営	エコネットふくおか	19,191	11,271	事務局長1名、事務局員1名、スタッフのべ3,440名	7,920
計		37,370	27,898		9,472

臨海リサイクルプラザは、管理運営業務を(株)都市環境が行い、リサイクル関係の教室、講座、イベント等の企画運営業務はNPO法人エコネットふくおかが担当している。

イ.西部リサイクルプラザの委託料

(単位:千円)

委託内容	受託者	総額	人件費	内 訳	事業費
管理運営	(株)都市環境	43,778	36,850	総括責任者1名、職員6名	6,928
企画運営		18,106			18,106
計		61,884	36,850		25,034

西部リサイクルプラザは、管理運営、企画運営業務ともに、(株)都市環境が担当している。

ウ.両リサイクルプラザのコスト比較

積算資料より西部リサイクルプラザについても臨海リサイクルプラザと同じようにNPO法人に委託すれば、いくら委託料が削減できるか試算する。

積算された1人当たり人件費は、以下のとおりである。

(株)都市環境 総括責任者 6,516,181円/年、職員 5,055,599円/年

NPO法人 理事 5,000円/日、事務局長・事務局員 2,080,350円/年

スタッフ 2,000円/日(理事、スタッフは日割支給)

西部リサイクルプラザの委託料のうち、人件費 36,850 千円を管理運営に係る金額と企画運営に係る金額に分ける。管理運営に必要な人員を臨海リサイクルプラザと同様に総括責任者 1 名、職員 2 名と仮定すると、西部リサイクルプラザの企画運営業務は職員 4 名体制で行っていることになる。その年間人件費は 5,055,599 円/年 × 4 名 = 20,222 千円となる。これに事業費の 18,106 千円を加算すると西部リサイクルプラザの企画運営費の総額は 38,328 千円になる。これと臨海リサイクルプラザの企画運営費の総額 19,191 千円と比較すると、19,137 千円西部リサイクルプラザは高いことになり、もし、西部リサイクルプラザについても NPO 法人に委託すれば、委託料を削減できることになる。ただし、この試算は単純なコスト面だけからの試算であり、NPO 法人の管理能力の十分性やボランティアスタッフの日当の妥当性等その他検討すべき課題はある。

(3) 地域リサイクルステーション資源物回収運搬業務に関する委託料について、契約手続及び委託内容について検討した。(単位:千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
地域リサイクルステーション資源物回収運搬業務委託	資源物の回収	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	26,838	特命 随契	(株)玄洋

監査の結果、問題となる事項はなかった。なお特命随意契約理由については、「3.し尿事業の構造問題」を参照。

(4) 以下の補助金について、交付額の算定方法及び支出内容を検討した。

(単位:千円)

補助金名称	交付の根拠となる法令 規約	交付の目的 趣旨	交付先団体	交付額
生ごみ処理機等購入費補助金	要綱	家庭から排出される生ごみの減量化と資源化の促進	福岡市くらしの環境財団	12,562
福岡市ペーパーリサイクル協同組合事務事業補助金	要綱	古紙リサイクルを通じたごみ減量と資源の有効活用	福岡市ペーパーリサイクル協同組合	2,000
福岡市古紙安定回収事業補助金	要綱	古紙リサイクルを通じたごみ減量と資源の有効活用	福岡市ペーパーリサイクル協同組合	34,675

生ごみ処理機等補助金は、電動式生ごみ処理機購入代金の1/2(上限20,000円)・コンポスト化容器購入代金の1/2(上限3,000円)を補助するものである。福岡市ペーパーリサイクル協同組合事務事業補助金は、古紙リサイクル事業に係る事務運営経費の1/2(上限2,000千円)を補助するものである。福岡市古紙安定回収事業補助金は集団回収等から回収する雑誌に対して40円/10kg、ダンボールに対して20円/10kgを補助するものである。上記いずれについても問題となる事項はなかった。

(5) 報償費、役務費、印刷消耗品費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

1- 4. 東部事業所

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

所長 1 名
業務係 係長 1 名、事務吏員 1 名、技術吏員 18 名

2. 事務分掌

東区、博多区管内の市庁舎及び市立小中学校を中心とした市関連施設及び本庁舎の廃棄物の収集及び運搬
ごみ減量及びリサイクルに係る普及啓発活動

3. 平成 13 年度の主な実施事業

ごみ収集及び資源物回収

事務分掌にあるとおり、廃棄物の収集・運搬を行っている。

平成 13 年度の収集実績は次のとおりである。

収集のべ台数 (台)	2,054
収集量 (ト)	1,796.61

啓発事業

環境学習支援事業として小中学校等で、学校でのごみ分別方法、パッカー車での実演、品物を用いて再生品の説明等を計 10 回行っている。

4. 実施した監査手続及び監査結果

- (1)平成 14 年 3 月度の時間外勤務命令簿の時間外勤務集計時間に時間外単価を乗じた金額が、給料・諸手当・受領書の時間外勤務手当額と合致するかを東部事業所在籍職員 7 名分について抽出し検証した。監査の結果、時間外勤務命令簿と時間外勤務手当支給額とは整合した。
- (2)平成 14 年 3 月度の時間外手当の時間当り単価計算が給与規程に合致して計算されているかを東部事業所在籍職員 7 名分について抽出し検証した。監査の結果、時間外手当時間単価計算は給与規定に合致した。
- (3)平成 14 年 3 月度の特殊勤務実績簿に記載されている清掃手当 (600 円/日)支給該当日と運転手当 (170 円/日)支給該当日の集計日数に手当単価を乗じた金額が、給料・諸手当・受領書の日額特勤額と合致するかを東部事業所在籍職員 7 名分について抽出し検証した。監査の結果、清掃手当、運転手当の支給は特殊勤務実績簿と整合した。
- (4)旅費日当 (市内 240 円、市外 550 円)について、平成 14 年 3 月度の旅行命令簿と支給額を照合した。監査の結果、旅費日当については旅行命令簿と整合した。

- (5)需用費、役務費、使用料及び借損料、備品購入費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、需用費に栄養剤アリナミンA (14,931 円)の支出がある。これは健康安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として支出しているが、本来、市の負担すべき支出であるかどうか検討を要する。
- (6)直営搬入実績報告書及びごみ収集作業・資源物回収報告書より、ごみ収集車1台当りのごみ収集量を算定し、西南部事業所の1台当りごみ収集量と比較した。
- 西南部事業所の1台当りごみ収集量は1.02トンであるのに対し、東部事業所は0.87トンであった。両事業所における1台当りごみ収集量の差は、所管する地域内の市関連施設のごみ収集についての収集方法、収集頻度、ごみの組成、地域事情(ごみ発生量の多い大型の施設<区役所、競艇場>の有無等)が要因であった。
- (7)収集量10Kg当り年間事業所人件費を算定し、西南部事業所と比較した。
- 西南部事業所は10Kg当り562円、東部事業所は631円である。収集運搬許可業者が収集する事業系ごみの定期収集の収集運搬料金上限額は137円/10Kgであり、これと比較するとかなり高い状況となっている(10Kgは50L(リットル)相当)。事業系ごみ許可業者のエリア収集と直営の拠点収集では、作業能率・収集量ともに必然的に差があるものであり、単純比較はできないであろうが、4倍のコスト差があり、効率性の再検討が必要である。

1- 5 . 西南部事業所

1 . 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

所長	1 名
業務 1 係	職長 1 名、事務吏員 1 名、技術吏員 17 名、嘱託 1 名
業務 2 係	係長 1 名、職長 1 名、事務吏員 1 名、技術吏員 11 名

2 . 事務分掌

- | | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| 1 係 | 中央区の一部、城南区、早良区、西区の市立小中学校、市の関連施設から生じる廃棄物の収集及び運搬
ごみの減量及びリサイクルに係る普及啓発活動 |
| 2 係 | 中央区の一部、南区の市立小中学校、市の関連施設から生じる廃棄物の収集及び運搬
ごみの減量及びリサイクルに係る普及啓発活動 |

3 . 平成 13 年度の主な実施事業

ごみ収集及び資源物回収

事務分掌にあるとおり、廃棄物の収集・運搬を行っている。

平成 13 年度の収集実績は次のとおりである。

	1 係	2 係
収集のべ台数 (台)	2,230	1,471
収集量 (ト)	2,500.93	1,280.44

啓発事業

環境学習支援事業として小中学校等で、学校でのごみ分別方法、パッカー車での実演、品物を用いて再生品の説明等を計 72 回行っている

4 . 実施した監査手続及び監査結果

- (1)平成 14 年 3 月度の時間外勤務命令簿の時間外勤務集計時間に時間外単価を乗じた金額が、給料・諸手当・受領書の時間外勤務手当額と合致するかを西南部事業所在籍職員 14 名分を抽出し検証した。監査の結果、時間外勤務命令簿と時間外手当支給額は整合した。
- (2)平成 14 年 3 月度の時間外手当の時間あたり単価計算が給与規程に合致して計算されているかを西南部事業所在籍職員 14 名分を抽出し検証した。監査の結果、時間外手当単価計算は給与規定に合致した。
- (3)平成 14 年 3 月度の特殊勤務実績簿に記載されている清掃手当 (600 円/日)支給該当日と運転手当 (170 円/日)支給該当日の集計日数に手当単価を乗じた金額が、給料・諸手当・受領書の日額特勤額と合致するかを西南部事業所在籍職員 14 名分を抽出し検証した。監査の結果、抽出した 14 名のうち 2 名について、特殊勤務実績簿と清掃手当の支給日数が整合しなかった。特殊勤務実績 22 日に対し支給日数は 21 日となっていた。

- (4)旅費日当 (市内 240 円、市外 550 円)について、平成 14 年 3 月度の旅行命令簿と支給額を照合した。監査の結果、西南部事業所在籍職員 2 名について、旅行命令簿と市内旅費日当の支給日数が整合しなかった。特殊勤務実績 22 日に対し支給日数は 21 日となっていた。
- (5)需用費、役務費、使用料及び借損料、備品購入費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、需用費に栄養剤アリサミンA (37,810 円)の支出がある。これは健康安全衛生面での使用者側の配慮義務の一環として支出しているが、本来、市の負担すべき支出であるかどうか検討を要する。

2.環境都市推進部

2- 1.計画課

1.組織(平成14年4月1日現在)

部長	1名
課長	1名
環境計画係	係長1名、事務吏員1名
廃棄物計画係	係長1名、事務吏員3名
技術調整係	係長1名、技術吏員1名、事務吏員1名
主査	空席

2.事務分掌

環境計画係	環境の保全及び創造に係る総合的企画並びに調整に関する事、環境審議会に関する事
廃棄物計画係	廃棄物行政に係る総合的企画及び調整に関する事、廃棄物行政に係る局内の総合的法制度に関する事、廃棄物に係る広域行政に関する事、部・課の庶務に関する事
技術調整係	一般廃棄物の処理施設の整備計画に関する事、環境における国際協力に関する事
主査	循環型社会の構築に関する事、福岡市くらしの環境財団との連絡調整に関する事

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

(1)福岡市環境審議会の開催

(2)環境基本条例に基づき年次報告書を作成

(3)生活排水対策の推進

福岡都市圏22市町村が相提携して、啓発用統一ポスターの作成、掲示、環境関連ホームページによる啓発、都市圏連絡会議の開催等、生活雑排水対策を推進している。

(4)福岡版循環型社会の構築の推進

「循環型システム研究会」の最終報告書がとりまとめられ、家庭ごみの有料化を財源として「環境市民ファンド」を創設し、ごみ減量・リサイクル事業の促進に充てることにより、循環型社会を創る提案がなされた。この報告を踏まえ、具体的施策の検討を行う。

(5)家電リサイクル法への対応

(6)福岡都市圏環境行政推進協議会

廃棄物処理や環境の保全など広域化する環境行政に対応するため、福岡都市圏各市町村関係課長で組織。

(7)南部工場基礎調査

南部工場は施設稼働後 20 年を経過し老朽化の進行が認められるため、処理能力、プラント耐用度を総合的に把握し今後のごみ処理計画に反映させる。

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)報償費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、報償費の内容は循環型システム研究会委員の謝礼金、ごみリサイクル推進会議参加者への謝礼金、職員研修会の講師謝礼金であり問題となる事項はなかった。

(2)食糧費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、循環型システム研究会のコーヒー代等の支払であり問題となる事項はなかった。

(3)以下の諸会議負担金について、交付額算定の基礎を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

負担金	交付の根拠となる法令規約	交付の目的・趣旨	交付先団体	平成 13 年度
環境元年宣言 + 10 市民協議会負担金	規約	「環境元年宣言 + 10 市民協議会」に対する負担金	環境元年宣言 + 10 市民協議会	6,065

(4)報酬について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、廃棄物処理施設建設等専門委員に対する報酬の支払であり、問題となる事項はなかった。

(5)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法
福岡版循環型社会構築のためのシステム等調査研究委託	循環型システムの体系化を図るための調査研究	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	11,458	随契
南部工場基礎調査委託	南部工場の現況調査及び効率的な整備・建替えについての検討	自平成13年5月18日 至平成14年3月15日	38,850	随契

2- 2.環境調整課

1.組織(平成14年4月1日現在)

課長	1名
企画係	係長1名、事務吏員1名
調整係	技術吏員1名
審査係	係長1名、事務吏員1名

2.事務分掌

企画係	アイランドシティの環境共生都市づくりに関すること 福岡市に適合した環境産業、環境研究の育成に関すること
調整係	事業等の立案及び実施における環境への配慮の推進に係る調整に関すること
審査係	環境影響評価制度に関すること、環境影響評価審査会に関すること

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

(1)環境への配慮の推進

ア.環境調整会議規則に基づき庁内の調整対象事業について、各事業がより環境に配慮されたものとなるよう調整を図っている。

区分	調整対象事業	継続
平成13年度	1	0

イ.岩石採取、砂利採取の許可申請、都市計画法に基づく開発計画事前審査会、大規模小売店舗法に伴う騒音審査など、各種開発事業等において、市長または環境部局へ意思照会、協議等が行われるものについては、必要に応じて意見を述べ、事業等がより環境に配慮されたものとなるように誘導している。

区分	岩石採取許可申請	砂利採取許可申請	開発計画事前審査	建築基準法に係る許可申請合議	公団法に係る許可申請合議	福岡県の開発事業に対する環境保全に関する条例	大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査
平成13年度	3	1	76	8	0	2	17

ウ.国設鳥獣保護区設定調整(博多湾)、県設鳥獣保護区設定調整(今津)

(2)環境影響評価

環境影響評価とは、事業の実施にあたり、事業者自らがその実施前に、その事業が環境に与える影響について、予測・評価し、その結果を事業に反映させることにより、事業を環境に配慮したものとし、事業をスムーズに実施するための制度である。福岡市内で実施される事業には、国の環境影響評価法、福岡県環境影響評価条例または福岡市環境影響評価条例が適用され、それらに基づいて行われたものについて、審査を実施している。

区分	環境影響評価法	市環境影響評価条例	その他
平成13年度	0	2	0

4.実施した監査手続及び監査結果

- (1)報償費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、報償費は主に大学教授等学識経験者から技術的指導を受けることに対するもので、時給により支払われているが、その算定根拠は職員研修所講師謝礼基準に準じており、問題となる事項はなかった。
- (2)報酬について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、報酬は環境影響評価審査会に出席した委員に対するものであり、問題となる事項はなかった。
- (3)印刷消耗品費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、420千円の特命随意契約があったが、過年度に購入した環境騒音予測ソフトウェアのバージョンアップ費用であり、問題となる事項はなかった。
- (4)食糧費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、食糧費は環境影響評価審査会でのお茶代であり、問題となる事項はなかった。
- (5)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法
平成 13 年度鳥類生息状況解析基礎調査委託	国設鳥獣保護区の設定に係る協議資料の基礎データとするため、「アイランドシティ環境整備事業環境監査結果」、「平成 12 年度鳥類生息状況解析基礎調査」等の結果をもとに、和白干潟周辺地区及び今津干潟周辺地区に生息する鳥類の生息特性などをまとめた資料を作成することを目的とする。	自平成 13 年 1 月 17 日 至平成 14 年 3 月 25 日	4,252	随契
福岡型環境情報発信施策に係る調査研究委託	環境関連活動のポテンシャルの見極め及び地方自治体の状況調査の把握等	自平成 13 年 7 月 20 日 至平成 14 年 3 月 25 日	6,930	随契
平成 13 年度アイランドシティ環境配慮指針検討業務委託	環境共生システム等の導入に関する基本的方向性の設定等の検討	自平成 13 年 12 月 4 日 至平成 14 年 3 月 25 日	5,670	随契

2- 3. 環境共生課

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

課長	1 名
地域環境係	係長 1 名、事務吏員 1 名
地球環境係	係長 1 名、技術吏員 1 名
自然環境係	係長 1 名、技術吏員 1 名、事務吏員 1 名

2. 事務分掌

地域環境係	自動車交通公害対策の推進その他の地域環境対策の推進に関すること
地球環境係	地球温暖化対策の推進その他の地球環境対策の推進に関すること
自然環境係	自然環境の保全及び創造に係る調査及び推進に関すること

3. 平成 13 年度の主な事務事業の実施状況

- (1)自動車交通公害対策の推進 自動車交通公害防止計画の推進、ノーマイカーデー及びアイドリング・ストップ運動等の推進、「第二次福岡市自動車交通公害防止計画」の策定を行っている。
- (2)自然環境保全 自然環境調査、ヒナモロコ、カブトガニの保全、地域生態系等調査を行っている。
- (3)地球温暖化対策の推進 第二次福岡市地球温暖化対策地域推進計画」の策定・推進、地球温暖化防止啓発事業、地球温暖化防止市民協議会、環境保全に向けた福岡市率先実行計画」の推進を行っている。
- (4)環境にやさしい都市づくり事業」の推進

4. 実施した監査手続及び監査結果

- (1)報償費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (2)食糧費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (3)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。さらに当該委託調査の結果がその後どのように利用されたかを検討した。

ア. 地域生態系等詳細調査 (東平尾 金隈地域) (単位 :千円)

契約件名	履行期間	委託料	契約方法
地域生態系等詳細調査 (東平尾 金隈地域)	自平成 13 年 6 月 13 日 至平成 14 年 3 月 25 日	3,675	随契

上記調査は、前年度の地域生態系調査の結果をもとに、多様な生態系を有すると見られる区域を抽出し、その区域における生物の生息状況や地形等の地域特性を総合的に検討・評価するものである。「身近な自然」について生態系の観点から解析することにより自然環境の重要性を明らかにし、保全対策を検討することを目的に調査が行われた。平成14年度は市域全体を対象とした生態系調査を行っており、平成15年度はその結果をもとに「身近な自然」の保全・再生のための指針を策定することになっている。

イ．自動車交通公害防止計画の推進に関する事業化調査 (単位:千円)

契約件名	履行期間	委託料	契約方法
自動車交通公害防止計画の推進に関する事業化調査委託	自平成13年7月17日 至平成13年10月31日	6,634	随契

上記調査は、カーシェアリング(自動車共同利用)事業の事業化の可能性を検討するものである。自動車台数、自動車使用量を削減することで、大気環境の改善等を図ることができる。現在、市及び協力企業が当初必要となる電気自動車・ハイブリッドカーをNPO法人カーシェアリングネットワークに無償貸与し、NPO法人が広報、会員募集、登録、車両管理、貸し出し等の業務を非営利事業として行っている。

ウ．自然環境調査(ため池の生態系調査) (単位:千円)

契約件名	履行期間	委託料	契約方法
自然環境調査(ため池の生態系調査)委託	自平成13年7月31日 至平成14年3月31日	5,670	随契

上記調査は、市域に生息・生育する動植物の分布を5分野(植物、昆虫、鳥類、水生生物、その他の動物)に分け、毎年1分野ずつ、5年周期で市域全体を調査するとともに、地域等を限定して貴重動植物について詳細な調査を行うものである。生息・生育状況を把握し、各種事業に係る環境配慮のための基礎資料としての活用、年次報告書等への登載により自然環境保全の啓発に資することを目的としている。

エ．博多湾水質保全対策調査 (単位:千円)

契約件名	履行期間	委託料	契約方法
平成13年度博多湾水質保全対策調査委託	自平成13年7月10日 至平成14年3月25日	8,925	随契

博多湾の水質は、有機汚濁の指標となるCODが環境基準を達成していない状況にある。上記調査は、福岡県及び福岡市における下水道の高度処理の導入完了までの中間的な水質保全対策を検討するため、平成12年度より5年間の予定で実施しているものであり、平成16年度に総括的なとりまとめを行う予定である。

3.指導部

3- 1.業務課

1.組織(平成14年4月1日現在)

部長	1名
課長	1名
第1係	係長1名、事務吏員3名
第2係	係長1名、事務吏員4名、技術吏員1名、嘱託1名
主査	1名

2.事務分掌

第1係	(1)当該部の所掌事務にかかる部内の連絡調整に関すること (2)し尿及び浄化槽の汚泥の処理に関すること (3)し尿及び浄化槽の汚泥の処理に係る調査及び統計に関すること (4)一般廃棄物処理業(道路・街路・屑かご・吸い殻入れ・河川清掃に係るものに限る)の許可等に関すること (5)浄化槽清掃業の許可に関すること (6)一般廃棄物処理業者等(し尿及び浄化槽清掃業・道路・街路・屑かご・吸い殻入れ・河川清掃に係るものに限る)の施設及び器材の検査並びに指導及び監督に関すること (7)当該局の所管に係る公衆便所に関すること (8)し尿処理に係る他の部及び区役所所掌事務の連絡調整に関すること
第2係	(1)ごみ処理に関すること (2)一般廃棄物処理業(道路・街路・屑かご・吸い殻入れ・河川清掃に係るものを除く)の許可等に関すること (3)一般廃棄物処理業者等(し尿及び浄化槽清掃業・道路・街路・屑かご・吸い殻入れ・河川清掃に係るものを除く)の施設及び器材の検査並びに指導及び監督に関すること (4)ごみ処理に係る他の部及び区役所所掌事務の連絡調整に関すること (5)粗大ごみ受付センターに関すること
主査	許可業指導専任

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

(1)し尿処理状況について

ア.収集

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により原則として毎月1回の定期収集を実施

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により原則として毎月1回の定期収集を実施

イ. 処理

収集したし尿、浄化槽汚泥及びし尿処理を受託している近隣町のし尿、浄化槽汚泥は、中部中継所又は久山中継所で受け入れ、陸上処理(水処理センターへの圧送)によって処分

(2)市外し尿終末処理事務の受託について

衛生的な陸上処理が困難な近隣町について行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月から終末処理事務を受託。平成13年度においては那珂川町、篠栗町、新宮町、久山町から受託。

(3)し尿処理手数料の徴収について

し尿処理手数料の徴収事務は、昭和44年10月から(財)福岡市くらしの環境財団に委託

(4)一般家庭ごみ収集

・可燃性ごみ・・・週2回戸別夜間収集(委託により実施)

・不燃性ごみ・・・月1回戸別夜間収集(委託により実施)

・粗大ごみ・・・申し込みによる戸別昼間有料収集(委託により実施)

・空きびん・ペットボトル・・・月1回戸別夜間収集(委託により実施)

(5)粗大ごみ持ち出しサービス

平成13年6月より、高齢者や障害者等を対象に屋内等から粗大ごみの持ち出し収集を委託により実施

(6)民間協力店資源回収

市内のスーパー等100カ所に設置した空きびんとペットボトルの回収箱からの回収を委託により実施

(7)空きびん・ペットボトルの選別

戸別収集等により回収した空きびん・ペットボトルを東部及び西部選別処理施設で空きびん・ペットボトルへの選別を委託により実施

(8)犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集を、飼主のあるものは1体につき1,000円で、飼主不明で路上等の放置死体については、無料で委託により実施

(9)道路・街路清掃

主要幹線道路等の清掃を委託により実施

(10)屑かご・吸い殻入れ清掃

市街地のバス停・交差点等に設置した屑かご・吸い殻入れの清掃を委託により実施

(11)河川清掃

那珂川、御笠川及び博多川の浮遊ごみの清掃を委託により実施

(12)堆積ごみ運搬

不法投棄等による堆積ごみの除去及び運搬を、直営及び委託により実施

(13)一般廃棄物収集運搬業の許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定する一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の許可事務を担当

(14)一般廃棄物処分業の許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定する一般廃棄物処分業の許可事務を担当

(15)一般廃棄物処理施設の設置許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可事務を担当

(16)ごみ収集運搬器材等の検査

ごみ収集運搬業務に使用する施設・器材について、定期及び臨時検査を実施

(17)市外ごみ処理事務の処理

久山町、那珂川町及び春日市のごみの処理事務を受託

(18)粗大ごみの申し込み受付

福岡市粗大ごみ受付センターで、粗大ごみの申し込み受付を委託により実施

(19)清掃パトロール

清掃市民参加活動事業の指導・推進及び市民からの苦情・要望等に迅速に対応することを目的として、昭和 53 年度よりパトロール車により市内を巡回

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)印刷消耗品費、機械器具費、原材料費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。
監査の結果、問題となる事項はなかった。

(2)以下の委託料について、契約手続及び委託内容について検討した。

ア．し尿収集及び運搬業務委託

(単位：千円)

委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
し尿収集及び運搬業務	自平成 13 年 4 月 1 日 至平成 14 年 3 月 31 日	743,290	特命随契	(財)福岡市くらしの環境財団、(株)都市環境、玄海興業(有)、小呂島地区し尿処理運営協議会

監査の結果、契約手続及び委託内容について、問題となる事項はなかった。

イ．し尿処理手数料徴収事務委託

(単位：千円)

委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
し尿収集手数料の徴収事務	自平成 13 年 4 月 1 日 至平成 14 年 3 月 31 日	127,782	特命随契	(財)福岡市くらしの環境財団

監査の結果、契約手続及び委託内容について、問題となる事項はなかった。

直接人件費の積算については、積算上は係員 7 名で業務を担当することとなっているが、実際には(財)福岡市くらしの環境財団では 5 名で業務を担当している。実態を調査した上でそれに応じた積算をすべきである。

ウ. 一般家庭ごみ収集 運搬、屑かご 吸い殻入れ清掃

一般家庭ごみ収集運搬委託は、1 期(自 H13.4.1 至 H13.4.30)、2 期(自 H13.5.1 至 H13.8.31)、3 期(自 H13.9.1 至 H13.12.31)及び 4 期(自 H14.1.1 至 H14.3.31)に分け、屑かご 吸い殻入れ清掃業務は、1 期(自 H13.4.1 至 H13.9.30)と 2 期(自 H13.10.1 至 H14.3.31)に分けて行われるが、年間分をまとめると次のような内容となっている。

(単位 :千円)

委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
一般家庭ごみの収集運搬	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	6,418,690	特命随契	(有)東和工業、(有)上野組、(有)岩本商会、(有)森山組、(有)香住産業、(有)大楠組、(有)川鍋組、(株)林商会、(株)西日本公栄産業、(株)石橋商会、(有)山広商会、(有)広栄商会、(有)森山商会、(財)福岡市くらしの環境財団
屑かご・吸い殻入れの清掃	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	20,229	特命随契	(株)環境開発
		49,883	特命随契	

監査の結果、契約手続及び委託内容について、問題となる事項はなかった。

受託業者からの見積価格は全受託業者とも積算価格の 99.9%となっている。これは両業務の契約に関して、手続上形式的に見積書をとっているものであり、実態としては福岡市が設計した金額を基に、各業者に契約金額を提示し、その金額に合意した上で契約を結んでいるためである。このように見積書の様式を使用していることが実態に合わないなど事務手続上の整理を要するため、今後、関係課と協議し、見直しを図る必要がある。

エ. 河川清掃ごみ運搬

(単位 :千円)

委託内容	履行期間	委託料	契約方法
河川清掃ごみの運搬	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	8,240	特命随契

監査の結果、受託者は福岡市事業用環境協会となっているが、実際の業務では同協会の理事長が社長をしている事業系ごみ収集の許可業者である福岡ダストサービス(株)の車両を使用している。また、福岡ダストサービス(株)の従業員 4 名が同協会の従業員として登録されている。さらには、同協会の収支決算書を見ても、当該業務に係る収入が計上されていない。これらのことから、実質的には福岡ダストサービス(株)が当該業務を行っていると考えられる。特命随意契約の理由として当該業務を遂行するための器材を保有していることが必要とされていること、また、特命随意契約を受託した業者が他の業者に再委託することはできないことから鑑みると、同協会との契約は妥当とは言えない。

(3)し尿収集委託料の積算方法について検討した。監査の結果、以下の問題点がある。

積算資料のし尿定期収集分の年間直接人件費と実際の直接人件費発生額を比較する。

(平成 13 年度人件費実績資料より作成、単位 :千円)

区分	定期収集委託台数	定期収集直接人件費積算額	実際の給与発生額	実際発生額に対応する法定福利費	実際の直接人件費発生額計	比率
福岡市くらしの環境財団	5	112,415	99,142	16,303	115,445	102.7%
㈱都市環境	9	202,348	155,638	22,966	178,604	88.3%

上表のとおり、㈱都市環境では、定期収集直接人件費積算額の約 88%しか実際の直接人件費は発生していない。この原因は、平成 14 年 3 月度の作業日報によれば、福岡市くらしの環境財団は、3 名乗車(運転手 1 名、作業員 2 名)の割合が 66% (延べ台数 83 台/125 台)で、2 名乗車(運転手 1 名、作業員 1 名)の場合には調整手当が支払われていた。これに対して㈱都市環境は、3 名乗車の割合が 1.6% (延べ台数 4 台/249 台)で、98.4%が、2 名乗車で、かつ 2 名で作業したことによる手当は支給されていないことによる。

現在、福岡市は、し尿収集委託料の積算において、2 名乗車の割合を全体の 25%で算定しているが、今後、収集作業の実態について調査し、2 名乗車の割合について見直すべきである。さらには、㈱都市環境の収集業務のほぼ 100%が 2 名体制で行なわれているのであるから、そもそも、3 名体制の作業基準そのものを見直すべきである。

また、諸経費の積算について、(財)くらしの環境財団の場合には人件費・物件費積算額の 10%分で計算されているのに対して、㈱都市環境の場合には人件費・物件費積算額の 5%分で計算されている。この理由については、㈱都市環境の利益率がよかったため、当初は 10%であったのを 5%引き下げたとのことである。福岡市は利益率がよくなっている原因(上述の直接人件費もその一因である)を調査し、㈱都市環境の収集体制の工夫でそうなっているのならば、(財)福岡市くらしの環境財団にも同様の処理を行うよう指導することにより、積算価格を引き下げ、諸経費率の見直しを検討すべきである。

ごみ収集委託料と同様、し尿収集の委託料の積算について、環境局内で設置している委託原価研究会において、人件費の見直し及び市場価格調査等による物件費の見直しが行われているところである。しかしながら、し尿収集委託料の積算について、作業実態の十分な調査を行い、積算価格の適正化を図るとともに、より透明性のある積算価格の算定体制を確立するため、同研究会に外部の専門家の意見を反映させること等に努めていく必要がある。

(4)以下の補助金について、交付額の算定方法及び支出内容を検討した。(単位 :千円)

補助金の名称	交付の根拠となる法令・規約	交付の目的	交付先の名称	交付額
福岡市環境事業協会等補助金	福岡市補助金交付規則	福岡市と業者との連絡調整事務、収集業務の充実及び市民サービスの向上などを行う。	福岡市環境事業協会	1,530
福岡市環境事業協会等補助金	福岡市補助金交付規則	福岡市と業者との連絡調整事務、収集業務の充実及び市民サービスの向上などを行う。	福岡市事業用環境協会	1,197

監査の結果、福岡市事業用環境協会への補助金について、補助の対象となっている研修費の中に、生ごみ資源再生の循環型社会のシステム構築の為にプラント視察の際の飲食費が含まれていた。当該費用を補助金の対象とするのは妥当とは言えない。

3- 2事業系ごみ対策課

1.組織(平成14年4月1日現在)

課長 1名
企画係 係長1名
推進係 係長1名、 嘱託員1名

2.事務分掌

企画係 事業系ごみ(産業廃棄物を除く)減量の企画立案及び基本調査に関すること
推進係 事業系ごみ(産業廃棄物を除く)減量及びリサイクルに係る指導に関すること

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

(1)生ごみの資源化調査

「事業系食品廃棄物リサイクル研究会」を設置し、福岡市の実態に即した手法や施策についての検討を進めた。

(2)事業所ごみ減量・再資源化指導

紙ごみをはじめとする事業所ごみ減量を図るため、延べ床面積3,000㎡以上の事業用建築物や大規模小売店舗の所有者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任及び廃棄物の減量等に関する計画書の提出を義務付け、立入により指導を行う。

中小事業所におけるごみ減量を推進するため、複数の事業所が共同で古紙回収を立ち上げるにあたり必要な経費の一部を補助する「事業系古紙回収支援事業」を開始し、ごみ減量、リサイクルに積極的に取り組む事業者等を表彰している。

区分		平成11年度	平成12年度	平成13年度
再資源化指導	特定事業用建築物	730棟	841棟	867棟
	その他多量排出事業者等	38棟	41棟	108棟
事業者表彰		15事業者	17事業者	13事業者

(3)庁舎内ごみ減量

古紙回収を本庁、区役所、水道局、交通局で実施。

再生紙利用促進、紙使用量抑制

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)報償費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、報償費は福岡市事業系食品廃棄物リサイクル研究会委員謝礼表彰用プレート(13枚)、平成13年度福岡市ごみ減量・再資源化優良事業者等表彰記念品料であり問題となる事項はなかった。

(2)以下の委託料について、契約手続及び委託内容について検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位 :千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法
業種別食品廃棄物のサンプリング品質調査	食品廃棄物の成分調査	自平成13年9月28日 至平成13年10月31日	1,890	随契
福岡市ごみ減量・再資源化優良事業者等表彰パンフレット製作委託	パンフレットの製作	自平成13年12月22日 至平成14年2月4日	682	随契

(3) 役務費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。

(株)都市環境と機密書類(シュレッダー処理分)運搬契約を締結している(簡略化のため以下契約A、契約Bとする)。その概要は次のとおりである。

	搬出場所	運搬先	契約運搬単価	見積単価設定方法
契約A	市役所北別館地下1Fシュレッダー室	市庁舎古紙回収事業における協定古紙引取業者	28,000 円/3t	運送業者2業者に対し口頭で価格をヒアリングし低いほうの価格に0.8を乗じた額
契約B	福岡市環境局臨海工場	同上	19,280 円/3t	運送業者3業者から見積を取り寄せ、最も低い価格に0.8を乗じた額

監査の結果、市役所北別館からの運搬と臨海工場からの運搬との契約単価差が、8,720 円もある。搬出場所の地理的な位置関係から言えば、この差額が大きすぎると考えられる。この原因は、契約Aの排出場所は地下1階の駐車場内にあり、この地下駐車場へは車両エレベーターを使用している。しかし、このエレベーターは庁用車(軽ワゴン)程度しか乗れないため、3つのシュレッダーを収集するためには、一旦軽ワゴン等で1階まで搬出し、再度トラックに積み替えることとなる。このため、契約Bとは軽ワゴン分の費用がその差となって現れたものであることである。

また、契約Aについては、見積単価の設定方法が口頭によるヒアリングによっていたが、見積書を入手しておく必要があった。

3-3.産業廃棄物指導課

1.組織(平成14年4月1日)

課長	1名
指導係	係長1名、技術吏員2名、事務吏員1名、嘱託3名
計画調整係	係長1名、事務吏員1名
主査	1名
主査	1名

2.事務分掌

指導係	産業廃棄物の処理に関すること、産業廃棄物処理業の許可並びに指導及び監督に関すること、産業廃棄物の処理に係る区役所との連絡調整に関すること、廃油中継所に関すること
計画調整係	産業廃棄物に係る調査及び統計に関すること、排出事業者の指導に関すること、産業廃棄物処理施設設置に関すること、産業廃棄物処理施設の維持管理の指導及び監督に関すること、(財)福岡県環境保全公社との連絡調整に関すること
主査	特別管理産業廃棄物等専任、特別管理産業廃棄物等に関すること
主査	ダイオキシン削減対策等担当、ダイオキシン削減対策等に関すること

3.平成13年度の事務事業の実施状況

(1)産業廃棄物処理等の許可

産業廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者、特別管理産業廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者からの許可申請に基づく許可審査

(2)許可業者、排出事業者に対する監視指導

産業廃棄物の適正処理を図るため、許可業者、産業廃棄物処理施設設置者及び排出事業者に対して立入調査等により監視、指導を行うとともに適正処理の意識の向上を促すための講習会の開催

(3)産業廃棄物適正処理指導の推進

産業廃棄物処理の指導方針に基づき「適正処理の推進」、「減量化・有効利用の推進」、「適正処理施設の設置の推進」、「社会意識の高揚の推進」を指針として産業廃棄物に関する現状と課題に関する知識の普及・啓発に努め、排出抑制や適正処理に対する理解と関心を高めるように図る

(4)(財)環境保全公社への参画

公共関与による広域的産業廃棄物処理施設の建設主体として設立された(財)福岡県環境保全公社の事務局に課長級1名を出向

- (5) 福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争予防及び調整に関する要綱」の実施
産業廃棄物処理施設設置者と周辺住民との間の紛争の予防及び調整

4.実施した監査手続及び監査結果

- (1)報償費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、報償費は主に大学教授等学識経験者から技術的指導を受けるものであり、その算定根拠は職員研修所講師謝礼基準に準じており、問題となる事項はなかった。
- (2)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。なお、特命随意契約理由については、「 3.し尿事業の構造問題」を参照。

福岡市廃油中継所業務

(単位：千円)

委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
廃油中継所の管理・運営	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	14,910	特命 随契	(株)九州事業センター

- (3)負担金、補助金、交付金について、交付額の算定方法及び支出内容を検討した。

(単位：千円)

負担金補助金交付金等の名称	交付の根拠となる法令・規約	交付の目的・趣旨	交付額の算定の基礎	交付先	交付額
福岡県環境保全公社補助金	福岡市補助金交付規則	廃棄物の処理処分に関する事業補助	市派遣職員人件費相当額	(財)福岡県環境保全公社	13,937
福岡県環境保全公社貸付金	福岡県環境保全公社事業資金貸付要綱	廃棄物の処理処分に関する事業補助(無利子貸付金)	処分場建設に伴うモデル事業費とつなぎ資金の一部	(財)福岡県環境保全公社	383,605

監査の結果、(財)福岡県環境保全公社が計画する処分場事業(久山処分場・新宮処分場)のために上記補助金及び貸付金を支出している。

新宮処分場事業は、福岡生活圏において、民間のモデルとなる管理型産業廃棄物処分場を設置しようとするものである。当初の事業計画では、平成3年度に環境影響調査に着手し、用地確保、建設工事等を終え、平成10年度には開設される予定であった。

しかし、地域住民の理解が得られず事業着工できない状況である。

このような状況が継続する中、新宮処分場事業にかかったコストは、(財)福岡県環境保全公社の貸借対照表「建設仮勘定」に計上され、939百万円となっている。

福岡県の主催する公共関与による産業廃棄物処理検討委員会による福岡県の公共関与による産業廃棄物の処理のあり方最終提言(平成14年6月)においても、地域住民の理解を得られるに至っていないこと、埋立期間14年間の事業計画では、88億円の収支赤字となり採算が取れないこと、また今後のリサイクルの進展による廃棄物の減少が予測されること等から中止を含めて検討すべきであるとの提言がなされている。

新宮処分場事業は、地域住民の理解が得られず数年にわたって事業が進展していないことから実現困難な状況となっており、また当初の事業計画そのものが、事業計画設定時から年数を経て、産業廃棄物の広域移動、リサイクルの進展、法規制の強化等社会情勢の変化に伴い、大幅な収支赤字が見込まれるなど合理性を欠くに至っている。

このような現状に鑑み、福岡市は当該事業について、公社に出捐している福岡県及び福岡都市圏 21 市町村と協議し、中止を含めて検討し早急に結論を出すべきである。事業中止となれば、新宮処分場に係る建設仮勘定 939 百万円の資産性はなく、(財)福岡県環境保全公社の正味財産は 621 百万円の債務超過となり、結果として福岡市の同公社への貸付金 383 百万円の回収可能性に問題が生じる。

(4) 役務費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(5) 印刷消耗品費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

3-4. 環境保全課

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

課長	1 名
水質騒音係	係長 1 名、技術吏員 1 名
大気係	係長 1 名、技術吏員 2 名

2. 事務分掌

水質騒音係	環境の保全に係る相談に関する事、各区との連絡調整、事業場等に係る水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭その他の公害の調査及び防止に関する事
大気係	事業場等に係る大気汚染、化学物質の排出その他の公害の調査及び防止に関する事

3. 平成 13 年度の主な事務事業の実施状況

(1) 事業場等の届出審査及び監視・指導

ア. 大気関係

大気汚染防止法及び福岡県公害防止条例により定められるばい煙発生施設等の特定施設を有する工場・事業場に対して、立入調査、指導等を実施している。

イ. ダイオキシン関係

ダイオキシン類対策特別措置法により定められる特定施設を有する工場・事業場に対して、ダイオキシン類の自主測定や排出基準の遵守について立入調査、指導等を実施している。

ウ. 水質関係

水質汚濁防止法により規制される工場・事業場に対し、定期的に水質調査を実施し基準を超えているものに対して改善命令等の行政処分を行う等監視指導をしている。

また、砒素や水銀による地下水汚染について調査を行い、原因究明及び対策の検討を行っているほか、ゴルフ場で使用される農薬についても、排出口等の水質調査を行っている。

エ. 騒音関係

騒音規制法及び福岡県公害防止条例により定められる特定施設を有する工場・事業場に対して、立入調査、指導等を実施している。

オ. 振動関係

振動規制法により定められる特定施設を有する工場・事業場に対して、立入調査、指導等を実施している。

カ．悪臭関係

悪臭防止法により福岡市全域に対し、悪臭物質の濃度測定を実施している。また、福岡市悪臭対策指導要綱による嗅覚測定、臭気指数による調査、指導を実施している。

(2)苦情相談

市民からの苦情、相談について、法規制に係る工場・事業場や2区以上の広範囲に影響が及ぶものについて担当する。(それ以外は区役所対応)

(3)公害防止資金融資相談

本市に立地する中小企業等で公害防止施設の整備、改善に要する自己資金の調達が困難な事業所に対して資金融資を経済振興局で行っているが、融資に先立ち公害防止の技術的指導を行っている。

(4)公害防止管理者制度

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場からの公害防止管理者等の選任の届出等を受理し、その職務の実施状況について立入調査・指導を行っている。

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)報償費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(2)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位：千円)

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法
平成13年度ダイオキシン類測定調査委託	ダイオキシン法に基づき小型焼却炉のダイオキシン類濃度測定を行うもの	自平成13年12月13日 至平成14年3月31日	1,554	随契

(3)需用費、備品購入費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

4.施設部

4-1.施設部所管の各工場の委託業務の概要

1.炉メーカーと焼却炉運転業務委託業者・建物清掃業者との関係

(単位:千円)

工場名	東部工場	東部第2工場	西部工場	南部工場	臨海工場
炉メーカー	(株)タマ	(株)荏原製作所	(株)タマ	日本鋼管(株)	日立造船(株)
運転業務委託業者	(株)タマテクノス九州	荏原エンジニアリングサービス(株)	(株)タマテクノス九州	日本鋼管環境サービス(株)	ニチゾウ九州サービス(株)
契約形態	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約
委託料	388,290	248,220	410,025	411,600	336,000
清掃業者	(株)大興社	(株)大興社	(株)大興社	(株)愛光ビルサービス	九州海運(株) 玄海興業(有)
契約形態	再委託	再委託	再委託	再委託	再委託

福岡市は、清掃工場の運転業務委託契約に、清掃工場建物清掃業務及び構内清掃業務を含めて発注し、運転業務委託業者が当該清掃業務を清掃業者に再委託している。

2.資源化センターのプラントメーカーと運転業務委託業者との関係

(単位:千円)

センター名	東部資源化	西部資源化
プラントメーカー	(株)タマ	(株)川崎重工業
運転業務委託業者	(株)タマテクノス九州	川重八千代エンジニアリング(株)
契約形態	特命随意契約	特命随意契約
委託料	142,275	168,000

3.焼却灰運搬業務

工場名	東部工場	東部第2工場	西部工場	南部工場	臨海工場
委託業者	大成管理開発(株)				
契約形態	特命随意契約				
委託料	単価 1,459.50 円/ t	単価 1,428.00 円/ t	単価 2,436.00 円/ t	単価 2,934.75 円/ t	単価 2,520.00 円/ t

4. ダイオキシン対策工事

(単位 :千円)

工場名	東部工場	東部第2工場	西部工場	南部工場	臨海工場
炉メーカー	(株)タマ	(株)荏原製作所	(株)タマ	日本鋼管(株)	平成13年4月より稼動しており当初よりダイオキシン対策はなされている。
対策工事発注先	(株)タマ	(株)荏原製作所	(株)タマ	日本鋼管(株)	
契約形態	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約	特命随意契約	
工事費	582,750	294,000	2,801,400	2,110,500	
工事年度	平成11~12年度	平成12年度	平成12~14年度	平成12~13年度	

5. 工場排ガス測定調査業務

(単位 :千円)

工場名	東部工場	東部第2工場	西部工場	南部工場	臨海工場
委託業者	九州産業衛生協会			九州環境管理協会	
契約形態	随意契約		随意契約	随意契約	随意契約
委託料	11,445		11,725	10,815	10,500

6. 工場等排水測定調査業務

(単位 :千円)

工場名	東部工場・東部第2工場 東部埋立場・臨海工場	西部工場・西部埋立場 南部工場
委託業者	九州産業衛生協会	日本環境衛生センター
契約形態	随意契約	随意契約
委託料	7,192	8,925

7. ごみ受入に関する工場配置人員

(単位 :人)

工場名	東部工場	東部第2工場	西部工場	南部工場	臨海工場
入ヶジ業務	6	0	6	6	7
料金徴収業務	7		7	7	計量業務 7
合計	13		13	13	14

臨海工場においては、料金徴収業務は行っていない。

8. 埋立場埋立業務

(単位 :千円)

埋立場名	東部埋立場	西部埋立場
委託業者	大成管理開発(株)	
契約形態	特命随意契約	
委託料	188,370	193,515

9. 汚水処理場運転業務

(単位 :千円)

汚水処理場名	東部汚水処理場	西部汚水処理場
委託業者	九州クリーン工業㈱	
契約形態	特命随意契約	
委託料	128,310	128,310

4-2. 管理課

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

部長	1 名
課長	1 名
管理係	係長 1 名、事務吏員 2 名
調整係	係長 1 名、事務吏員 1 名、嘱託員 2 名
主査	1 名

2. 事務分掌

部長	部の統括
課長	課の統括
管理係	当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整、中部中継所、東部工場、南部工場、西部工場、臨海工場及び東部埋立管理事務所の調整連絡に関する事、部内の他の課の主管に属しないこと、一般廃棄物の統計 (業務課の所管に係るものを除く)
調整係	局の所管に係る行政財産の取得及び管理に関する事 地元対策に関する事
主査	東部工場建替の連絡調整

3. 平成 13 年度の主な事務事業の実施状況

(1) 東部工場建替用地の分割取得 (平成 13 年度 ~ 平成 17 年度)

東部工場建替用地は、既存施設の東部第 2 工場南側埋立地とそれに隣接する民有地約 4ha を建替用地としている。民有地の取得については、福岡市土地開発公社が平成 12 年に先行取得し、平成 13 年度から平成 17 年度の 5 年間で福岡市が同公社より 総額 593 百万円で取得する。

(2) 副産塩運搬業務委託

西部工場及び南部工場から発生する副産塩を東部埋立場まで搬出する業務。

(3) 東部工場建替環境評価事後調査委託

東部工場建替予定地の造成工事に伴い、改変されるカスミサンショウの産卵地を復元する「東部工場建替に伴うミーゲーション計画」に基づく環境保全対策について機能の回復を確認するための事後調査。

(4) 東部工場建替造成工事

平成 12 年度より行っている東部工場建替用地の造成工事を実施している。

(5) 東部工場建替に伴う地元対策

建替にあたり地元からの要望があり、合意に向け交渉を行っている。

(6)東部(伏谷)埋立場の埋立期間延長に伴う地元対策

東部(伏谷)埋立場は、地元との協定で15年間(平成14年度末まで)となっているが、現状の埋立状況からみると今後も15年間は埋立て可能であるため、埋立期間延長に向け交渉を行っている。

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)役務費、借損料について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(2)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。(単位:千円)

委託件名	委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
副産塩運搬業務委託	西部及び南部工場から発生する副産塩を東部埋立場まで運搬する業務	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	18,643	特命 随契	(株)都市環境

監査の結果、問題となる事項はなかった。なお特命随意契約については「3.し尿事業の構造問題」を参照。

(3)需用費、備品購入費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(4)以下の負担金について、負担金の算定方法及び支出内容について検討した。

(単位:千円)

負担金の名称	交付の根拠となる法令・規約	交付の目的・趣旨	交付額の算定方法	交付先	交付額
伏谷埋立場搬入道路清掃負担金	伏谷埋立場搬入道路清掃に関する協議書	搬入道路の清掃	作業基準による	久山町	4,272

監査の結果、問題となる事項はなかった。

(5)食糧費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、伏谷及び中田の両埋立場の地元住民との連絡協議会での飲食費(3回開催され、1回あたり平均117千円、1人あたり平均10千円)であった。現在、福岡市の1人あたりの食糧費限度額は15千円でありその範囲内であった。

4-3.工場整備課

1.組織(平成14年4月1日現在)

課長	1名
技術管理係	技術吏員5名
整備係	係長1名、技術吏員4名
主査	主査1名、技術吏員1名

2.事務分掌

技術管理係	施設のマネジメントシステム構築に関する調整等 廃棄物の処理技術及び資源化の調査・研究 設計・積算に関する要領等の策定 局内情報ネットワークの構築
整備係	グリーンパーク等中間処理施設の保全計画・工事
主査	グリーンパーク・東部再整備担当 東部工場跡地利用計画策定 PFI事業の調整・推進に関すること

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

(1)ダイオキシン類削減対策事業

廃棄物処理法改正により、廃棄物焼却処理施設から排出されるダイオキシン類の排出基準が、平成14年12月より規制強化された。工場のダイオキシン類削減対策を講ずるため、各施設の実態調査を実施し東部工場(平成11年度から平成12年度)、東部第2工場(平成12年度)、西部工場(平成12年度から平成14年度)及び南部工場(平成12年度から平成13年度)において改良工事を実施した。

ア.東部工場

排ガス処理設備に減温設備や活性炭吹き込み設備を設置する。
総事業費583百万円、平成11、12年度で執行済。

イ.東部第2工場

排ガス処理設備に減温設備や活性炭吹き込み設備を設置する。
総事業費294百万円、平成12年度で執行済。

ウ.西部工場

ダイオキシンフィルタ棟を建設し、排ガス処理設備・通風設備・電気設備・計装設備・建築設備等の改良工事を行うもの。

総事業費2,801百万円、平成12年度執行292百万円、平成13年度執行1,887百万円、平成14年度執行620百万円。

工.南部工場

排ガス処理設備に減温設備を設置し、加えてダイオキシンフィルタ棟を建設し、排ガス処理設備・通風設備・電気設備・計装設備・建築設備等の改良工事を行うもの。

総事業費 2,110 百万円、平成 12 年度執行 1,064 百万円、平成 13 年度執行 1,046 百万円。

(2)東部資源化センタープラント設備更新事業

破砕選別処理施設 2 号系プラント設備の更新を行うもの。

総事業費 1,501 百万円、平成 13 年度執行 129 百万円、平成 14 年度執行 1,372 百万円。

(3)臨海工場運動広場環境整備事業

臨海工場環境整備の一環として建設する運動広場の整備事業。

臨海工場運動広場環境整備工事他 10 件、平成 13 年度予算額 438 百万円。

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)平成 13 年度に実施されたダイオキシン対策工事については、「環境局の清掃工場におけるダイオキシン対策工事 3.実施した監査手続及び監査結果」を参照。

(2)平成 13 年度に実施された以下の改良工事等について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位:千円)

件名	金額	契約形態
ごみ焼却施設における作業環境調査委託	8,379	随契
清掃工場排ガス等精密調査委託	11,119	随契
東部資源化センタープラント設備更新工事	1,501,500	公募型指名競争入札
臨海工場運動広場散水設備外工事	10,500	入札
臨海工場運動広場管理施設設備工事(2)	441	特命随契
臨海工場運動広場管理施設設備工事	4,357	入札
臨海工場運動広場管理施設新築工事	17,892	入札
臨海工場運動広場管理施設電気工事	1,344	入札
臨海工場運動広場照明工事	47,670	入札
東部資源化センター供給クレーン制御盤改良工事	58,800	特命随契
南部工場無停電電源装置改良工事	28,665	入札
南部工場直流電源装置改良工事	8,400	入札
南部工場クレーン制御盤外改良工事	58,275	特命随契

4-4. 施設課

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

課長	1 名
第 1 係	係長 1 名、技術吏員 5 名、嘱託 1 名
第 2 係	係長 1 名、技術吏員 4 名
第 3 係	係長 1 名、技術吏員 1 名
西部埋立係	係長 1 名、事務吏員 1 名、技術吏員 2 名、嘱託 1 名
西部水処理係	係長 1 名、技術吏員 2 名

2. 事務分掌

第 1 係	環境局の所管に係る施設の建設計画・工事・維持 (土木) に関すること
第 2 係	環境局の所管に係る施設 (工場整備課の所管に係るものを除く) の建設計画・工事・維持・修繕 (電気・機械) に関すること
第 3 係	環境局の所管に係る施設の建設計画・工事・維持・修繕 (建築) に関すること
西部埋立係	西部埋立場の維持管理に関すること、西部埋立場に係る、ごみ、燃えがら等の埋立処分に関すること
西部水処理係	西部汚水処理場の維持管理に関すること

3. 平成 13 年度の事務事業の実施状況

(1) 東部埋立場の整備

東部埋立場については、埋立の進捗に伴う場内整備を行うとともに、浸出水削減のため雨水排除施設の整備を行った。

(2) 西部埋立場の整備

西部埋立場については、埋立の進捗に伴う場内整備を行うとともに、第 3 期区画の整備に向けて粗造成工事に着手した。

(3) 西部埋立場の維持管理及びごみ、燃えがら等の埋立処分を実施

西部 (中田) 埋立場の概要

西部 (中田) 埋立場は、西部 (今津) 埋立場が平成 7 年度末で埋立完了の予定であったことから西部地区の次期埋立場として、福岡市の北西、博多湾に面する大原海水浴場の西端山間部に建設されたもので、平成 8 年 4 月より埋立中である。中田埋立場は本格的なシート遮水工を採用した準好気性の埋立場であり、環境対策に留意しながら埋立作業を実施している。平成 13 年度は主に西部工場や大野城市から排出される焼却灰、西部資源化センターで破砕された不燃物のほか、産業廃棄物も一部受け入れて埋立処分している。

(4) 西部汚水処理場の維持管理業務

4.実施した監査手続及び監査結果

(1) 以下の委託料について、契約手続及び委託内容について検討した。監査の結果、以下を除き問題となる事項はなかった。

ア.埋立業務委託

(単位:千円)

委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
重機による不燃物の埋立覆土、整地	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	193,515	特命 随契	大成管理開発(株)

福岡市は地方自治法施行令第167条2第1項第2号を根拠として、以下の理由で特命にて契約している。

- (1)ごみ埋立については、その埋立方法や覆土等に関し、豊富な知識、経験、また器材(コンパクター、ブルドーザー、バックホー等)を必要とするが、選定業者はこれらに必要な人材、器材を確保しており業務に即応できる。また、当該業務に対して、長年の経験を有しており類似業者よりの確かつ効率的に業務を行うことができる。
- (2)選定業者は昭和42年3月、福岡市の指導のもと、当時不燃物収集、埋立業務を受託していた民間会社13社の協同出資により業務責任の明確化及び適正なごみ処理の実施を目的として設立された会社である。

本委託については、相当長期にわたって受託しており業務の特殊性、重要性を十分理解しているうえ、過去においても何等過失なく、円滑に業務を行っている。

また、当該業者が受託している他施設の委託業務についても、誠実かつ円滑に業務を履行しており信用、実績面においても適格性がある。

上記二つの特命理由を検討すると、まず(1)の理由について、人材、器材、長年の経験と実績を有していることが挙げられているが、この理由だけからは、同様な条件を具備する他業者がいるのであれば、競争入札によることが可能であるから、特命の理由にはならない。また類似業者よりの確かつ効率的に業務を行うことができることが挙げられているが、実証的根拠はない。

つぎに、(2)では「福岡市の指導のもと設立された会社」であることを理由に挙げられているが、設立時の「福岡市の指導」については、内容は不明であった。内容不明なものを特命随意契約理由に掲げることは妥当とは言えない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に定める、市町村が一般廃棄物の収集運搬又は処分を市町村以外の者に委託する行為は、公法上の契約であり、地方自治法第234条の規程は適用されないものと解されるが、特命随意契約理由の記載に留意される必要がある。

イ.西部污水处理場運転業務委託

(単位:千円)

委託内容	履行期間	委託料	契約方法	受託者名
浸出水処理施設及び三角池ポンプ場排水施設運転管理	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	128,310	特命 随契	九州クリーン工業(株)

監査の結果、特命随意契約理由は以下のとおりである。

- (1) 本業務の委託については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令により一定の基準が設けられており、一般廃棄物埋立場から出る浸出液を処理する性質上、高度な専門知識や相当の経験が必要である。
選定業者には汚水処理施設の運転に必要な知識、技術、資格を有した業務経験者が多数在籍しており、業務に対し確実に対処できる。
又、選定業者は、昭和40年代下水道の普及によってし尿収集量の減少に伴い福岡市の指導のもと、管理型埋立場から出る浸出液処理施設の運転・保守を行う為に、九州クリーン工業㈱(旧 福岡南部事業㈱)を設立し、昭和53年4月より東部及び西部汚水処理場の運転業務を受注し現在に至っているものである。
- (2) 西部汚水処理場稼動以来、本業務を委託してきたが過去においても何ら過失なく、円滑に業務を行っている。
又、選定業者が受注している他施設の委託業務についても長年にわたり誠実かつ円滑に業務を行っており、信用、実績面においても適格性を有している。
- (3) 一方、指名競争入札による契約では、会社経営における財政的基盤が不安定となり、技術者確保や雇用の安定性を図る観点から好ましいことではない。
又、当該施設の適正な運転・保守には少なくとも2~3ヶ月の実務研修期間が必要であり、委託経費の負担増や、業務の継続性に欠け、汚水処理場の運転に支障となる。

上記特命随意契約理由を検討すると、当該業者の専門知識、能力、過去の実績を高く評価しているから、当該業者に発注していると解される。しかし、一方で一般競争入札にすると会社経営の財政的基盤が不安定となり、技術者確保や雇用の安定性を図る観点から好ましくないとしている。専門知識、能力を有していても、価格競争力は有していないから保護するというのであれば、問題である。同じ専門知識、能力を有して、価格競争力を有するところがあるのであれば、競争入札にすべきである。

し尿転廃業対策として、同社に発注しているのであれば、その政策目的のための手段として特命随意契約にも合理性があろうが、上記理由では、転廃業対策なのか否か明確ではない。明確にする必要がある。

なお、転廃業対策については、「3.し尿事業の構造問題」を参照。

- (2) 報酬、共済費、賃金、印刷消耗品費、借損料について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (3) ごみ処理手数料収入について、平成14年3月度の日々の調定書と計量受付日報とを照合し、手数料収入計上額の妥当性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

4- 5.中部中継所

1.組織(平成14年4月1日現在)

所長	1名
管理係	係長1名、事務吏員1名、技術吏員3名
技術係	係長1名、技術吏員3名
久山中継所	係長1名、技術吏員4名

2.事務分掌

所長	中部・久山中継所統括
管理係	し尿の処理、那の津し尿中継施設・玄界島し尿処理場及び焼却場並びに小呂島し尿処理場の運営、久山中継所との連絡、関係文書の収受及び発送に関すること
技術係	那の津し尿処理施設、玄界島し尿処理場及び焼却場並びに小呂島し尿処理場の維持管理に関すること
久山中継所	久山し尿中継施設の維持管理及び運営に関すること

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

し尿中継施設の業務は、福岡市全域及び本市周辺の自治体(平成13年度は篠栗町、新宮町、那珂川町、久山町)から搬入されるし尿及び浄化槽汚泥を粉砕機で前処理を行い、各水処理センターへ圧送し、適正な処理を行っている。玄界島のし尿については、島内に設置しているし尿処理場で適正な処理を行っている。また、小呂島のし尿については、公共施設の分のみ、島内に設置しているし尿処理場で適正な処理を行っている。

玄界島のごみについては、島内に設置しているごみ焼却場で適正な処理を行っている。また小呂島のごみについても生ごみ分解処理機(バイオ処理)を設置し、適正な処理を行っている。

4.実施した監査手続及び監査結果

- (1)印刷消耗品費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (2)修繕料について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (3)材料費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(4)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。

ア．久山中継所業務等委託

(単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
中継所の運転管理及び槽清掃業務	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	103,320	特命随契	九州クリーン工業(株)

監査の結果、契約手続及び委託内容について問題となる事項はなかった。なお、特命随意契約は、し尿転廃業対策を理由とする。し尿転廃業対策については「 3.し尿事業の構造問題」を参照。

イ．中部中継所業務等委託

(単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
中継所の運転管理及び槽清掃業務	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	134,864	特命随契	九州海運(株)

監査の結果、契約手続及び委託内容について問題となる事項はなかった。なお、特命随意契約は、し尿転廃業対策を理由とする。し尿転廃業対策については「 3.し尿事業の構造問題」を参照。

ウ．玄界島し尿処理場業務等委託

(単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
処理場の運転管理及び槽清掃業務	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	56,700	特命随契	玄海興業(有)

監査の結果、契約手続及び委託内容について問題となる事項はなかった。なお、特命随意契約理由は、「し尿転廃業対策として位置づけた歴史的経過を総合勘案して決定」と記されている。しかしこれでは、転廃業対策なのか否か不明確であり、明確にする必要がある。し尿転廃業対策については「 3.し尿事業の構造問題」を参照。

4-6. 東部工場

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

工場長	1 名
管理係	係長 1 名、事務吏員 1 名、職長 1 名 技術吏員 7 名
技術係	係長 1 名、技術吏員 6 名
主査	発電設備専任 1 名
運転係	係長 1 名、職長 1 名、技術吏員 7 名
第 2 工場係	係長 1 名、技術吏員 3 名
東部資源化センター	所長 1 名、技術吏員 2 名
嘱託	5 名

2. 事務分掌

管理係	一般庶務、財産管理、関係文書の收受及び発送、他の係に属さないこと、ごみ処理手数料、計量業務に関すること
技術係	焼却炉、ボイラー・タービンの維持管理に関すること、機械設備・電気設備の維持管理に関すること、施設管理業務に関すること
主査	発電設備の運転業務及び維持管理に関すること
運転係	焼却炉、ボイラー・タービンの運転業務に関すること、機械設備・電気設備の運転に関すること、ステージ業務に関すること
第 2 工場係	機械設備維持管理運転に関すること、電気設備維持管理運転に関すること、緑のリサイクルセンター運転業務に関すること
東部資源化センター	不燃性ごみ破碎選別処理施設の維持管理に関すること、家庭用廃冷蔵庫のフロン回収業務に関すること

3. 平成 13 年度の主な事務事業の実施状況

(1) 東部工場に搬入されるごみの受け入れ業務

(2) 東部工場焼却炉の運転業務

(3) 東部第 2 工場焼却炉の運転業務

(4) 東部資源化センターの業務

不燃性ごみ破碎選別処理を行っている。

(5) リサイクル施設担当の業務

緑のリサイクル事業及びびん・ペットボトル中継保管業務を実施している。

4.実施した監査手続及び監査結果

- (1)平成 14 年 3 月度の特殊勤務手当 時間外勤務手当について、東部工場在籍職員 3 名分について抽出し各種勤務実績簿と支給金額の整合性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (2)平成 14 年 3 月度の報酬について、出勤簿日数と支払金額との整合性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (3)印刷消耗品費、光熱水費、修繕料について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (4)以下の委託料について、契約手続及び委託内容について検討した。監査の結果、以下を除き問題となる事項はなかった。

ア．焼却灰運搬業務委託

契約件名	委託内容	契約期間	契約単価	契約方法	受託者名
東部工場焼却灰運搬業務委託	東部工場焼却灰の運搬、搬出先は東部埋立場	自平成 13 年 4 月 1 日 至平成 14 年 3 月 31 日	1459.50 円 / ㌥	特命随契	大成管理開発(株)
東部第 2 工場焼却灰運搬業務委託	東部第 2 工場焼却灰の運搬、搬出先は東部埋立場	自平成 13 年 4 月 1 日 至平成 14 年 3 月 31 日	1428.00 円 / ㌥	特命随契	大成管理開発(株)

福岡市は地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項第 2 号を根拠として、以下の理由で特命にて契約している。

焼却灰運搬業務委託の相手方については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の 2 第 2 項、同施行令第 4 条により、設備、器材、人員及び財政的基盤を有し、相当の経験を有することと定められているが、上記業者はこれらのすべての要件を備えている。

本業者は、昭和 42 年 3 月福岡市の指導のもと、当時のごみ収集業者 15 者の共同出資により、適正なごみ処理の実施を目的として設立された会社である。

なお、同工場の運転開始以来、同業者への委託により焼却灰運搬を実施してきたが、何ら過失なく円滑な業務の遂行が図られている。

以上のことから、上記業者を選定し、業務委託を実施することにより、業務の適正かつ効率的な運用を図るもの。

上記理由を検討すると、まず設備、器材、人員、財政基盤、相当の経験を有していることが挙げられているが、この理由だけからは、同様な条件を具備する他業者がいるのであれば、競争入札によることが可能であるから、特命の理由にはならない。したがって、特命理由は「福岡市の指導により設立された会社」であることによると考えられる。しかしこの設立時の福岡市の指導については、書類等は存在せず、内容は不明であった。内容不明なものを特命随意契約理由に掲げることは妥当とは言えない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に定める、市町村が一般廃棄物の収集・運搬又は処分を市町村以外の者に委託する行為は、公法上の契約であり、地方自治法第234条の規程は適用されないものと解されるが、特命随意契約理由の記載に留意される必要がある。

南部工場、西部工場、臨海工場の焼却灰運搬業務委託についても同じである。

イ. 焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託 (単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
焼却炉、ボイラー・タービン等運転	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	388,290	特命随契	(株)タクマテクノス九州

1) 特命随意契約について

焼却炉の構造、性質等は製造するメーカーの企業秘密であり、かつ競争力の源泉である。現在、各メーカー独自の構造、性質等を有する焼却炉の運転業務は、専門の運転業者ならどの業者でも運転できるという一般化された状況にはない。したがって、メーカーの焼却炉運転の特殊なノウハウを十分熟知しているメーカー系列の会社に運転業務を特命随意契約により委託することは、やむをえない。

2) 清掃業務の再委託について

福岡市は上記の焼却炉、ボイラー・タービン等運転業務委託の中に含めて、建物清掃業務及び構内清掃業務を一括委託している。その理由は以下のとおりである。

建物清掃業務及び構内清掃業務は、工場の運転に欠かせない毎日の器具類の保守点検や小修理の作業状況を勘案しながら、随時実施する必要があるため、運転管理業務と不可分の関係にある。また、工場運転の直接指揮監督下に置くことにより、ダイオキシンに係る作業環境の維持も含め、的確な作業ができる。

従って、工場の機能を十分に発揮させ、より効率的な運転を進めていくためには、当該業務を運転管理業務の責任者の指揮の下で実施することが必要である。

上記理由を検討すると、建物清掃業務については、工場運転管理上、直接指導監督下に置く必要も認められるが、構内清掃については、工場建物外であり直接の指導監督下に置く必要性は低いと考えられる。構内清掃については、競争入札による発注を検討する必要がある。

南部工場、西部工場、臨海工場の清掃業務の再委託についても同じである。

ウ. 福岡市100%出資の(株)都市環境との取引

契約件名	委託内容	契約期間	契約単価	契約方法
東部資源化センター不燃ごみ再搬出業務	資源化センター不燃ごみの搬出、搬出先は東部埋立場	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	1,911円/t	特命随契

契約件名	委託内容	契約期間	契約単価	契約方法
東部資源化センター廃冷蔵庫フロン回収業務	廃冷蔵庫からフロン回収、コンプレッサー取外、資源化センターまで移送	自平成13年4月1日 至平成13年6月30日	1,890円/t	特命随契

(単位:千円)

契約件名	委託内容	契約期間	委託料	契約方法
緑のリサイクルセンター 一運転業務委託	緑のリサイクルセンターの運転 及びこれに付帯する業務、建 物清掃	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	111,090	特命随契

(単位:千円)

契約件名	委託内容	契約期間	委託料	契約方法
びん・ペットボトル中継 保管業務委託	収集されたビン・ペットボトルを 受入、選別業者へ引渡	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	30,765	特命随契

福岡市は、以下の理由で特命にて契約している。

株式会社都市環境は、「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の主旨に則った合理化事業の一環として廃業する業者の業務及び従業員を受継ぎ、従業員の雇用の安定と、し尿収集業務の円滑な遂行を図るため、平成2年3月に全額本市の出資により設立した会社であり、その施策目的の遂行のためには減少するし尿収集業務に変わる新たな業務を開拓するなど、同社の経営の安定化を図ることが不可欠な要件である。

以上の理由から同社と契約することが施策上有利である。

し尿転廃業対策としての同社への発注であるが、これについては、「3.し尿事業の構造問題」を参照。

(5)ごみ処理手数料徴収事務について、平成14年3月度の現金出納簿を入手して、収入金額について受付状況表、収納金引継書、調停書と照合した。また、振込金額について払込書と照合した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(6)資源化センターから売却のため搬出される鉄屑・アルミ屑について、平成14年3月度の回収金属搬出集計表の搬出量と有価物計量データとの整合性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

また、東部資源化センターの関連歳入の違約金及び延滞利息に8,500千円が計上されている。これは、東部資源化センターで資源化されたアルミ屑が平成7年度から平成11年度にかけて盗難されたものと推測され、盗難推定量の積算に基づき、運転管理を委託している業者から損害賠償金として徴収したものである。運転管理委託業者から一部業務を受注している大成管理開発(株)の社員による不正持ち出しであり、その管理責任から損害を賠償しているものである。

(7)予備部品等の管理状況について、工場の部品類の在庫管理状況を検討した。監査の結果、東部工場において平成13年度は、在庫部品全体に関し工場としてコントロールされた在庫調査が実施されていなかった。在庫調査対象品目も明確でなく、工場運転管理委託業者との在庫管理の責任範囲も明確ではなかった。また、在庫品倉庫を視察したところ、新規購入品と再整備品が一部混在して保管され、さらに長期に渡り使用されていない部品等も散見された。工場全体として、コントロールされた在庫調査を実施し、長期未使用品の状況も併せて調査することにより、無駄のない部品発注に留意する必要がある。また、焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託業者との在庫管理責任の明確化、管理対象品目の明確化を検討される必要がある。

4-7. 南部工場

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

工場長	1 名
管理係	係長 1 名、事務吏員 1 名、職長 1 名、技術吏員 6 名、嘱託 1 名
技術係	係長 1 名、職長 1 名、技術吏員 5 名
運転係	係長 1 名、技術吏員 8 名
主査	係長 1 名、嘱託 2 名

2. 事務分掌

工場長	工場の統括
管理係	一般庶務及び経理に関する事、財産管理に関する事、文書の收受・発送に関する事、ごみ処理手数料の徴収及び収納に関する事、ごみ搬入車両の受付・計量に関する事
技術係	委託関係の管理業務に関する事、各種機器の維持管理に関する事、電算設備の維持管理に関する事、保守点検業務に関する事
運転係	炉・ボイラー・タービン等の運転委託の管理に関する事、ごみ搬入計画・焼却計画等ピット管理に関する事、ごみ搬入車両の監視誘導に関する事
主査	ボイラー・タービン設備の維持管理に関する事、自家用電気工作物の維持管理に関する事

3. 平成 13 年度の主な事務事業の実施状況

(1) 可燃性ごみの搬入及び焼却

南部工場は、福岡市全体の可燃性ごみの概ね 25% 程度及び春日市、那珂川町他の市外ごみを受け入れて焼却処分している。

(2) ごみ焼却に伴う発電及び送電

4. 実施した監査手続及び監査結果

(1) 特殊勤務手当・時間外勤務手当について、南部工場在籍職員 2 名分について抽出し各種勤務実績簿と支給金額の整合性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(2) 平成 14 年 3 月度の報酬について、出勤簿日数と支払金額との整合性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(3) 印刷消耗品費、光熱水費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(4)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、以下を除き問題となる事項はなかった。

ア．焼却灰運搬業務委託

委託内容	契約期間	契約単価	契約方法	受託者名
南部工場焼却灰の運搬	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	2,934.75 円 / t	特命随契	大成管理開発(株)

監査の結果、特命随意契約については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)ア.焼却灰運搬業務委託」に関する指摘事項に同じ。

イ．焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託 (単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
焼却炉、ボイラー・タービン等運転	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	411,600	特命随契	日本鋼管環境サービス(株)

1)監査の結果、特命随意契約については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)イ.焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託」に関する指摘事項に同じ。

2)清掃業務の再委託について

福岡市は上記の焼却炉、ボイラー・タービン等運転業務委託の中に含めて、建物清掃業務及び構内清掃業務を一括委託している。監査の結果については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)イ.焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託」に関する指摘事項に同じ。

ウ．南部工場焼却炉内等点検委託(予備点検) (単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
焼却炉及び付属設備の予備点検	自平成13年5月29日 至平成13年9月30日	13,650	特命随契	エヌケーケーブルプラント建設(株)
焼却炉及び付属設備の点検	自平成13年12月13日 至平成14年3月15日	36,225	特命随契	エヌケーケーブルプラント建設(株)

特命随意契約理由について検討した。

焼却炉の構造、性質等は製造するメーカーの企業秘密であり、かつ競争力の源泉である。現在、各メーカー独自の構造、性質等を有する焼却炉の点検清掃は、専門の点検・清掃業者ならどの業者でも点検できるという一般化された状況にはない。したがって、メーカーの焼却炉の特殊なノウハウを十分熟知しているメーカー系列の会社に点検・清掃業務を特命随意契約により委託することは、やむをえない。

(5)ごみ処理手数料徴収事務について、平成14年3月度の現金出納簿を入手して、収入金額について受付状況表、収納金引継書、調停書と照合した。また、振込金額について払込書と照合した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(6)原材料費について、支出手続及び支出内容について検討するとともに、未使用品の保管状況を検討した。

監査の結果、

購入伺や随意契約伺からは、購入しようとする部品類が、修繕等に使用するために購入するものなのか予備品として購入するためのものなのかが不明である。購入理由を明らかにされる必要がある。

購入された部品のうち、修繕業者に支給された部品について、当該業者の受取書がなく、また、どの業者にいつ、何を、何個支給したのかを示す書類もなかった。整備される必要がある。

在庫品については焼却炉等運転委託業者にて管理されているが、運転管理委託契約上では南部工場が購入保管する修理部品等の在庫管理責任は明示されていない。また、焼却炉等運転委託業者の在庫管理対象品目も明確でない。さらに、平成13年度は在庫調査が、工場全体としてコントロールされた状況で実施されていない。任意抽出により在庫品現品を実査したところ、調整弁(1台当り70万円と概算される)1台が工場通路に置かれており、添付された保証書の保証期間は平成14年8月までの1年間であったため、監査時にはすでに保証期間切れとなっていた。在庫管理については、運転委託業者との管理責任や管理対象品目の明確化を図り、在庫調査についても、工場全体として制度化するよう検討する必要がある。

4-8.西部工場

1.組織(平成14年4月1日現在)

工場長	1名
管理係	係長1名、事務吏員1名、技術吏員7名、嘱託員3名
技術係	係長1名、職長1名、技術吏員4名、嘱託員2名
主査	発電設備専任1名
運転係	係長1名、職長1名、技術吏員7名
西部資源化センター係	係長1名、技術吏員2名

2.事務分掌

管理係	予算 経理及び庶務、財産等の管理、委託及び物品購入の契約、苦情及び見学など対外的事項に関すること
技術係	産業廃棄物等の処理手数料徴収、計量業務、廃棄物の搬入指導 焼却設備の定期修理の監督、一般修理の設計及び監督、保守点検委託、原材料・消耗品等の予算及び執行、安全 防災に関すること、電算 計量システムに関すること、保機業務に関すること、電気主任技術者の代務者、環境管理責任者
主査	発電設備に関すること、通産・九州電力(株)に関すること、環境管理委員会に関すること
運転係	工場の運転委託の設計及び監督に関すること、ごみ搬入量及び焼却量に関すること、薬品 燃料・水道の予算及び執行に関すること、計量後のごみの監視 指導に関すること、ステージ業務に関すること
西部資源化センター	資源化センターの定期修理の監督に関すること、一般修理の設計及び監督に関すること、不燃物の搬入量及び処理量に関すること、消耗品及び原材料の予算及び執行に関すること

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

(1)西部工場

西部工場は、福岡市全体の可燃性ごみの概ね30%程度を受け入れて、焼却処分している。

(2)西部資源化センター

不燃性ごみの破碎選別処理を行っている。

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)印刷消耗品費、光熱水費、備品購入費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(2)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、以下を除き問題となる事項はなかった。

ア．焼却灰運搬業務委託

委託内容	契約期間	契約単価	契約方法	受託者名
埋立場への焼却灰運搬	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	2,436.00円 / t	特命随契	大成管理開発(株)

監査の結果、特命随意契約については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)ア.焼却灰運搬業務委託」に関する指摘事項に同じ。

イ．焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託 (単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
焼却炉、ボイラー・タービン等運転	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	410,025	特命随契	(株)タクマテクノス九州

1)監査の結果、特命随意契約については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)イ.焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託」に関する指摘事項に同じ。

2)清掃業務の再委託について

福岡市は上記の焼却炉、ボイラー・タービン等運転業務委託の中に含めて、建物清掃業務及び構内清掃業務を一括委託している。監査の結果については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)イ.焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託」に関する指摘事項に同じ。

ウ．西部工場焼却炉内等点検委託(予備点検) (単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
焼却設備及び付属設備の点検・清掃(その1)	自平成13年4月3日 至平成13年5月31日	4,830	特命随契	(株)タクマ九州支店
焼却設備及び付属設備の点検・清掃(その2)	自平成13年8月22日 至平成14年1月31日	46,200	特命随契	(株)タクマ九州支店
焼却設備及び付属設備の点検・清掃(その3)	自平成14年2月20日 至平成14年3月30日	2,415	特命随契	(株)タクマ九州支店

監査の結果、特命随意契約については、4-7.南部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)ウ.南部工場焼却炉内等点検委託(予備点検)」に関する指摘事項に同じ。

(3)資源化センターから売却のため搬出される鉄屑、アルミ屑について、平成14年3月度の回収金属搬出集計表の搬出量と有価物計量データとの整合性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(4)原材料費について、支出手続及び支出内容について検討するとともに、未使用品の保管状況を検討した。

監査の結果、

購入伺や随意契約伺からは、購入しようとする部品類が修繕等に使用するために購入するものなのか予備品として購入するためのものなのか記載されておらず不明であった。購入理由を明らかにされる必要がある。

工場全体としてコントロールされた在庫調査は、平成 13 年度は実施されていなかった。運転委託業者との在庫管理責任の明確化、管理対象品目の明確化を図り、在庫調査についても、工場全体として制度化するように検討する必要がある。

視察した 2 箇所の倉庫に部品類は整然と整理されており、問題となる事項はなかった。

4-9.臨海工場

1.組織(平成14年4月1日現在)

工場長	1名
管理係	係長1名、事務吏員1名、職長2名、技術吏員12名、嘱託員1名
技術係	係長1名、技術吏員3名
運転係	係長1名、技術吏員2名
主査	技術吏員1名、嘱託員2名

2.事務分掌

工場長	臨海工場の統括
管理係	一般庶務及び経理に関する事、財産管理に関する事、関係文書の收受及び発送に関する事、搬入ごみの指導及び計量に関する事
技術係	委託関係の管理、各種機器の維持管理、自家用電気工作物の維持管理、電算設備の維持管理、保守点検業務に関する事
運転係	炉、ボイラー・タービン等運転委託の管理、ごみ搬入計画・焼却計画等ピット管理に関する事
主査	発電設備等の維持管理専任

3.平成13年度の主な事務事業の実施状況

臨海工場は、福岡市全体の可燃性ごみの概ね32%程度を受け入れて、焼却処分している。

4.実施した監査手続及び監査結果

(1)平成14年3月度の特殊勤務手当・時間外勤務手当について、臨海工場在籍職員1名分について抽出し各種勤務実績簿と支給金額の整合性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(2)印刷消耗品費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、契約手続に問題はないものの、競争性の確保に留意すべき以下の取引があった。

セメントの購入(183千円～1,553千円)に関する見積り合わせに当っては、平成13年度、平成14年度それぞれ2回、計4回の契約を締結しているが、4回とも相手先は異なるものの、契約単価は全て同額単価であった。

高反応消石灰の購入(6,508千円～10,683千円)に関する入札については、年4回の指名競争入札が行われ、プラント工事かし担保期間中の性能保証から業者は指定銘柄の販売代理店である2社が指名されていた。この結果4回とも一方の会社が同一単価で落札している。落札しなかった会社も4回とも同額の単価にて入札書を提出していた。

重金属固定剤の購入(31,663千円～35,502千円)に関する入札については、年2回の指名競争入札が行われ、プラント工事かし担保期間中の性能保証から業者は指定銘柄の販売代理店である2社が指名されていた。この結果2回とも一方の会社が同一単価で契約している。契約を逃した会社も2回とも同額の単価にて入札書を提出していた。なお、当該2社は高反応消石灰の入札に参加した2社と同一であった。

(3)光熱水費について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(4)以下の委託料について、契約手続及び委託内容を検討した。監査の結果、以下を除き問題となる事項はなかった。

ア．焼却灰運搬業務委託

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
焼却灰の運搬業務	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	2,520.00円/ト	特命随契	大成管理開発(株)

監査の結果、特命随意契約については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)ア.焼却灰運搬業務委託」に関する指摘事項に同じ。

イ．臨海工場焼却炉、ボイラー・タービン等運転業務委託 (単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
焼却炉、ボイラー・タービン等の運転業務	自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	336,000	特命随契	ニチゾウ九州サービス(株)

1)監査の結果、特命随意契約については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)イ.焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託」に関する指摘事項に同じ。

2)清掃業務の再委託について

福岡市は上記の焼却炉、ボイラー・タービン等運転業務委託の中に含めて、建物清掃業務及び構内清掃業務を一括委託している。監査の結果については、4-6.東部工場 4.実施した監査手続及び監査結果(4)イ.焼却炉、ボイラー・タービン等運転委託」に関する指摘事項に同じ。なお、建物清掃、構内清掃の再委託先は九州海運(株)、玄海興業(有)であるが、これは、し尿の海洋投入廃止及び玄海島し尿処理業務の縮小に伴い、新たな業務先として福岡市が斡旋したものである。

ウ．臨海場焼却炉内等点検委託 (単位:千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
焼却炉及び付属設備の点検	自平成13年8月24日 至平成14年1月15日	31,815	特命随契	日立造船(株)

焼却炉の構造、性質等は製造するメーカーの企業秘密であり、かつ競争力の源泉である。現在、各メーカー独自の構造、性質等を有する焼却炉の点検清掃は、専門的点検・清掃業者ならどの業者でも点検できるという一般化された状況にはない。したがって、焼却炉の特殊なノウハウを十分熟知しているメーカーに点検・清掃業務を特命随意契約により委託することは、やむをえない。

(5)原材料費について、支出負担行為書及び支出内容について検討した。

監査の結果、契約手続に問題はないものの、競争性の確保に留意すべき以下の取引があった。

材料費の発注について、ケーブル VVF1.6m/M×30 他合計 15 点 (291 千円) の随意契約に当って、F 社と E 社の 2 社より見積書を入手しているが、E 社の見積単価は 15 点全てが F 社の 1.1 倍となっていた。

(6)予備部品等の在庫管理状況について検討した。監査の結果、臨海工場は、操業後 1 年半を経過しているが、操業開始後 2 年間は焼却炉メーカーのかし担保責任期間となっており、多くの予備品がメーカー負担となっている。このため、福岡市の所有品については未だ少量であり、在庫管理に問題となる事項はなかった。

4-10. 東部埋立管理事務所

1. 組織 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

所長	1 名
埋立係	係長 1 名、事務吏員 1 名、技術吏員 3 名、嘱託 1 名
水処理係	係長 1 名、技術吏員 2 名

2. 事務分掌

埋立係	ごみ処理手数料に関すること、燃えがら、ごみ等の埋立処分に関すること、ごみ等の計量業務に関すること、事務所及び付帯設備の維持管理に関すること、一般庶務、関係文書の收受及び発送に関すること
水処理係	汚水処理施設の維持管理に関すること

3. 平成 13 年度の事務事業の実施状況

不燃物埋立業務

最終処分について

東部 (伏谷) 埋立場において、東部工場からの焼却灰及び資源化センターからの破砕不適物、南部工場、臨海工場からの焼却灰、自己搬入の土砂、がれき、コンクリート屑及び不燃性建築資材等を埋立処分している。

地元対策

昭和 60 年 4 月 1 日に福岡市、久山町、伏谷埋立対策委員会の三者により締結された「福岡市伏谷埋立場設置に対し地元よりの要求書に関する覚書」により以下の事務事業を行っている。

実施項目	実施内容
ガラス等駆除	地元獺友会員の中から粕谷獺友会会長の推薦を受けた者を選任し業務委託を行う
井戸水検査	地元から検査要望があった 9 ヶ所の井戸水検査を年 2 回実施している。
周辺地下水調査	埋立場周辺に 8 ヶ所の観測井を設け埋立開始前より継続して調査を実施している。

4. 実施した監査手続及び監査結果

(1) 以下の委託料について、契約手続及び委託内容について検討した。

ア. 東部埋立場管理業務委託

(単位: 千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
不燃ごみの埋立業務	自平成 13 年 4 月 1 日 至平成 14 年 3 月 31 日	188,370	特命 随契	大成管理開発(株)

監査の結果、特命随意契約理由については 4-4. 施設課 4. 実施した監査手続及び監査結果 (1) ア. 埋立業務委託」に関する指摘事項に同じ。

イ．東部汚水処理場運転業務委託

(単位 :千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
汚水処理施設の運転業務	自平成 13 年 4 月 1 日 至平成 14 年 3 月 31 日	128,310	特命 随契	九州クリーン工業株式会社

監査の結果、特命随意契約理由については 4 - 4 .施設課 4 .実施した監査手続及び
監査結果 (1)イ.西部汚水処理場運転業務委託」に関する指摘事項に同じ。

ウ．東部埋立場防災調整池清掃委託及び東部汚水処理場ピット清掃委託

(単位 :千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
東部埋立場防災調整池堆積汚泥の搬出及び清掃	自平成 14 年 1 月 18 日 至平成 14 年 3 月 15 日	5,040	随契	(株)環境開発
東部汚水処理場ピット内堆積汚泥の搬出及び清掃	自平成 14 年 3 月 5 日 至平成 14 年 3 月 28 日	2,205	随契	(株)環境開発

監査の結果、当該業務の発注手続に際し、随意契約方式で上表の上段委託は 4 社、
下段委託は 5 社から見積書を入手し、最低見積り額であった(株)環境開発に発注されている。
これは清掃業務が福岡市の登録業種にないため、随意契約によったとの担当者の回答であったが、
清掃業務は登録業種にあり、清掃業務は指名入札によるべきであった。また見積書提出会社はいずれも、
指名登録業者であった。なお、西部埋立場においては、同様な清掃業務について入札による発注が、
以下のとおり行われていた。(単位 :千円)

委託内容	契約期間	委託料	契約方法	受託者名
西部(今津)埋立場汚水処理原水槽、汚泥貯留槽内の汚泥の除去清掃	自平成 13 年 11 月 22 日 至平成 14 年 1 月 31 日	2,068	入札	(株)環境開発
西部(中田)埋立場調整池に堆積している土砂等の除去	自平成 14 年 1 月 16 日 至平成 14 年 2 月 28 日	1,680	入札	(株)環境開発

(2)報酬、共済費、賃金、印刷消耗品費、借損料について、支出負担行為書及び支出内容を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(3)ごみ処理手数料収入について、平成 14 年 3 月度の日々の調定書と計量受付日報とを照合し、
手数料収入計上額の妥当性を検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

5.保健環境研究所

1.所在

福岡市中央区地行浜 2 丁目 1-34

2.設置目的

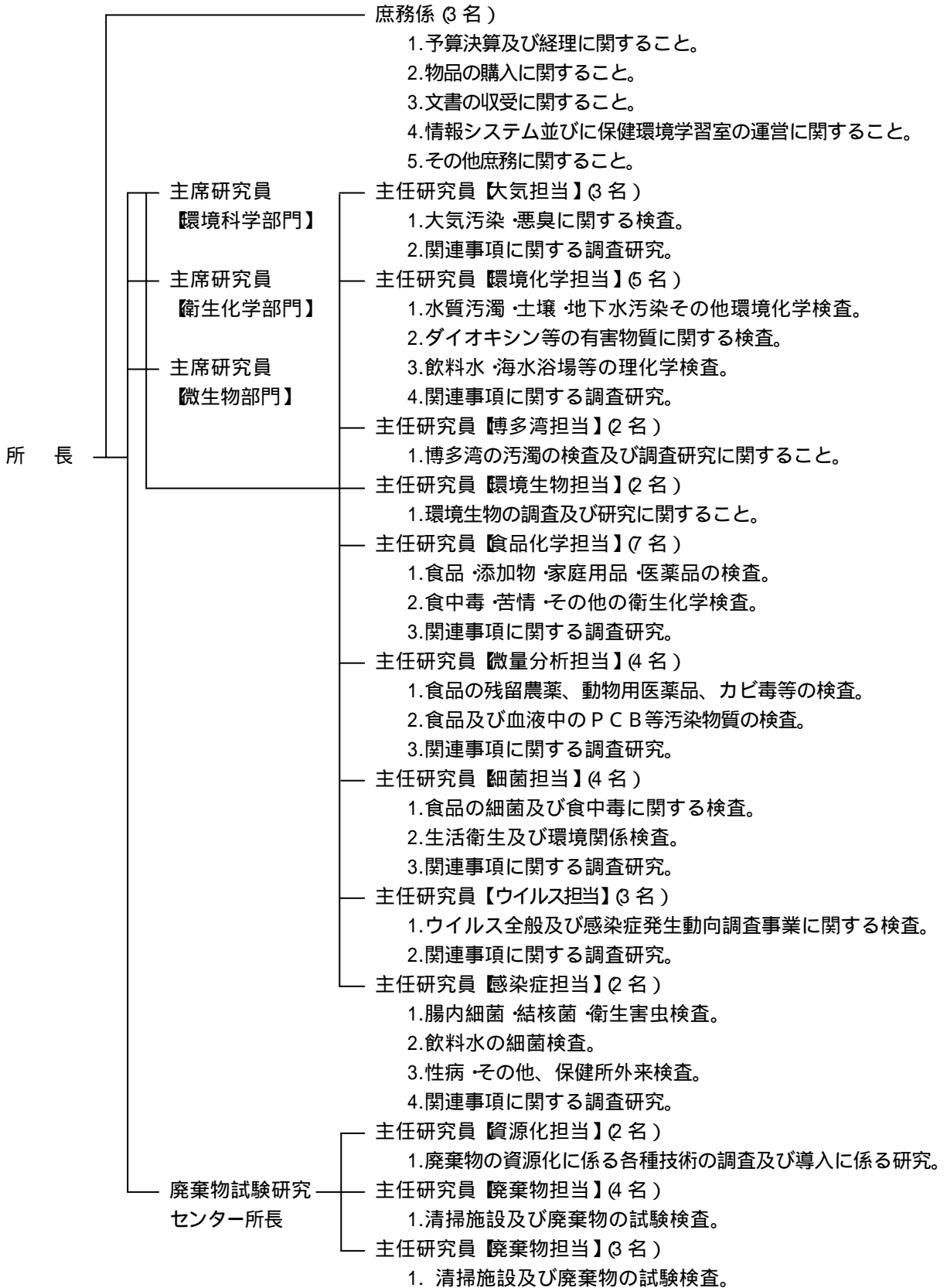
福岡市保健環境研究所条例に基づき、保健衛生及び環境に関する試験、検査、調査、研究等を行うとともに、保健衛生及び環境に関する情報及び学習の場を市民に提供し、もって公衆衛生の向上と環境の保全に寄与するため、福岡市保健環境研究所を設置した。

3.概要

環境・保健に関する試験検査及び調査研究を行うとともに、情報・学習の場を市民に提供することにより、豊かな生活環境の創造を目指す環境・保健行政の科学技術の中核施設として平成 9 年 5 月に開所した。

また、環境ホルモン・ダイオキシン等をはじめ、規制強化・環境基準設定等へ迅速かつ的確に対応する必要があるため、平成 12 年 4 月に保健福祉局から環境局に移管された。さらに、同年 10 月には各工場の試験係と工場整備課廃棄物試験研究センターを統合し、臨海工場内に保健環境研究所の所属として「廃棄物試験研究センター」が設置された。これにより、環境・保健・廃棄物の 3 分野を併設した研究所として再整備された。

4.組織(平成14年4月1日現在)



5.事業内容

(1)試験 検査

環境局環境保全部、保健福祉局生活衛生部、区役所の生活環境課 保健所などから依頼される各種検査を実施している。また廃棄物試験研究センターでは、清掃施設の適正な維持管理及び環境保全のための法規制に係わる試験 検査を行っている。

(2)調査研究

検査技術の進歩に対し、日常的技術習得と研鑽に加え、最新技術と知識の習得が不可欠である。平成4年度から「調査研究事業」を開始し、福岡市の環境 保健行政に密接に関連した調査研究を実施している。また廃棄物試験研究センターでは、平成 4 年度から廃棄物の再資源化に関する調査研究を行っている。

(3)市民啓発

環境 保健に関する情報提供と、科学的体験に親しんでもらう市民啓発の場として保健環境学習室「まもるーむ福岡」を運営している。

6.実施した監査手続及び監査結果

(1)研究テーマについては、有効なテーマの選定が重要である。研究テーマと行政目的との整合性がどうコントロールされているのかについて検討した。監査の結果、研究テーマの選定について、なぜ、その研究テーマを選んだのか、そのテーマは行政目的に合致しているのか、市民ニーズに合致しているのかについて検討されたテーマ選定過程を明らかにする文書はなかった。研究員が行う研究テーマと行政目的、市民ニーズとの整合性を検討することが研究テーマ選定の最重要課題である。委員会等を設置して研究テーマ選定過程を明らかにする必要がある。

(2)研究テーマについて年度をまたぐ、いわゆる継続研究となるテーマが設定されている。それぞれの研究テーマに対して、どのような研究時間配分がなされているのかについて検討した。監査の結果、当該テーマに要する研究期間、研究実施時間等の設定がなく、年度末において、それぞれのテーマがどのような研究進捗状況なのかについて、検討された書類もなかった。このような状況では研究体制が管理されているとは言えない。

(3)清掃工場関係の検査及び調査を外部委託しているもののうち、工場の排ガス調査委託と工場及び埋立場の排水調査委託について、委託先の選択について競争性があるかを検討した。

平成 13 年度の清掃工場関係の排ガス調査委託 (年間全工場合計で 44,730 千円)は、見積もり合わせ 5 社により最低価額を提示した (財)九州産業衛生協会と(財)九州環境管理協会の 2 社で受注され実施されている。また過去 5 年間についても同様に両社で実施されている。

清掃工場、埋立場の排水水質調査委託(年間全工場、埋立場合計で 16,117 千円)について検討した結果、見積もり合わせ 5 社で最低価額であった (財)九州環境管理協会と(財)日本環境衛生センターの 2 社で実施されている。過去 5 年間についても同様に両社で実施されている。

監査の結果、清掃工場の排ガス、排水、埋立場の排水については、市民の最も関心の高いものである。したがって競争性の導入と測定結果の信頼性を保持するための発注システムが必要である。測定関係については、年1回の測定であることと他社によるクロスチェックをしていないのであるから、測定結果に対する信頼性からいえば、長い間、同一業社で行われる場合は、担当工場のローテーションを検討すべきである。また、入札手続が行われないのは登録業種にないからである。入札手続が可能なように登録業種を新設すべきである。

- (4)「まもるーむ福岡(保健環境学習室)」の利用状況を検討した。「まもるーむ福岡」は福岡市保健環境研究所条例第1条の「保健衛生及び環境に関する情報及び学習の場を市民に提供し」に基づき設置されている。運営業務委託料は年間15,330千円である。平成13年度の利用者数は10,773名で、利用者1人当たりの委託料は1,423円となる。当初の入場者数目標がないため、当該入場者数が目標に対してどうなのか検討できない。目標設置を検討すべきである。また施設パンフレットによれば、情報資料室を設置し科学専門書や他都市の研究所の報告書を幅広く収集し、一般に提供するとされているが、これについても、市民の利用状況の目標値の設定を検討する必要がある。
- (5)時間外勤務命令簿と時間外勤務手当の支払の整合性を検証した。また特殊勤務命令簿と諸手当の支払の整合性を検証した。監査の結果、問題となる事項はなかった。
- (6)需用費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金について支出内容を検討した。監査の結果、九州衛生環境技術協議会の懇親会費について1人当たり6,000円、20名分、120千円を市は負担している。各地方自治体職員との懇親会費の負担について再考すべきである。九州衛生環境技術協議会は九州各県地方自治体の試験研究機関を会員とし、会員機関に所属する職員の学識技術の錬磨向上及び業務に必要な情報交換を行うことにより、各機関の発展に寄与することを目的とする。平成13年度は福岡市で協議会が開催され、福岡県保健環境研究所、北九州市環境科学研究所、佐賀県衛生薬業センター、佐賀県環境センター、長崎県衛生公害研究所、長崎市保健環境試験所、熊本県保健環境科学研究所、熊本市環境総合研究所、大分県衛生環境研究センター、宮崎県衛生環境研究所、鹿児島県環境保健センター、沖縄県衛生環境研究所が出席している。
- (7)有料による市民からの検査依頼分についての手数料収入について検討した。検査依頼内容を検討すると、通常は福岡市内の食品関係事業者からの混入異物調査や包装フィルムの異臭調査、市民による水質検査依頼であり、1検体の検査が主であるが、1件、東京の大手商社よりの検査依頼があり、パプアニューギニア産土壌及び土壌混入水に含まれる砒素、クロム、銅の定量分析があり3検査項目累計で390件、金額1,758千円で実施されている。福岡市保健環境研究所条例施行規則の理化学検査の定量分析(3成分以上行う場合)の検査単価4,510円に基づき当該金額が計算されている。この検査は平成13年9月5日に受け付けられ、平成14年3月22日を期限として行われているが、検査時間と報告書の作成時間を考えると赤字ではなかろうか。福岡市保健環境研究所条例5条によれば研究所に試験または検査を依頼する者からは、1件につき7,440円又は1成分につき7,640円以内で規則で定める額の手数料を徴収することになっている。ただし、同条但書には、特別な試験または検査でこれにより難しいものに係る手数料は、実費を基準として市長が定めるとある。検査項目(砒素、クロム、銅の検査)は

特別なものでなくとも、検査数が390件に及び、検査対象はパプアニューギニアの土壌であり、検査依頼先は東京の大手商社であることから、通常保健環境研究所が受託する検査に比べれば、特別なものといえるのではなからうか。福岡市保健環境研究所条例5条但書を適用し実費請求すべきであったと考えられる。

(8)以下の調査について、契約手続及び委託内容について検討した。監査の結果、問題となる事項はなかった。

(単位:千円)

調査委託内容	金額	契約形態
臨海工場排ガス測定調査	10,500	随意契約
東部工場及び東部第2工場排ガス測定調査	11,445	随意契約
西部工場排ガス測定調査	11,725	随意契約
南部工場排ガス測定調査	10,815	随意契約
東部工場、臨海工場及び東部埋立場排水調査	7,192	随意契約
西部工場、南部工場及び西部埋立場排水調査	8,925	随意契約

以 上